ISSN 2434-1517

令和3年度

弘前大学特定プロジェクト教育研究センター

地域未来創生センタージャーナル

第8号

2022年2月

弘前大学人文社会科学部

弘前大学特定プロジェクト教育研究センター
地域未来創生センター
Innovative Regional Research Center

CONTENTS

ごあいさつ　弘前大学人文社会科学部長　**飯 島 裕 胤** ……1

Ⅰ 論文・研究ノート

1「何も考えちゃいないさ。みてただけさ。」
―鈴木清順監督作品『弘高青春物語』の表現―
尾崎名津子 ……5

2ファンド・インキュベーション概念の発展可能性：
クラウドファンディングを用いた商品開発過程の考察
熊田　憲　小杉　雅俊 …… 13

3デジタルメディア利用に関するライフヒストリー分析の試み
土橋　臣吾　浅野　智彦 …… 21
岩田　考　辻　泉
羽渕　一代

4トノサマバッタせんべいはどのように評価されるのか：
学生へのグループ・インタビュー調査より
日比野愛子　樋口　智之 …… 35
清武　凛　吉仲　怜
山科　則之　管原　亮平

5事例の分析から見る青森の裁判員裁判
平野　潔 …… 41

Ⅱ プロジェクト事業

1地方から公共性を問い直す――ローカルメディアを基点として
尾崎名津子　羽渕　一代 …… 51
亀谷　学　新永　悠人
ｱﾗｽﾃｱ・ﾊﾄﾗｰ　ｼﾞｮｼｭｱ・ｿﾛﾓﾝ
ｱﾝｿﾆｰ・ﾗｳｼｭ

2自然栽培法による農業関係者の利益向上可能性を高めるための施策
加藤　惠吉　黄　孝春 …… 57
内藤　周子　V.カーペンター

3青森の民俗資料や文献資史料など
文化資源の発見と活用に関する「青森モデル」の構築と展開
山田　嚴子　原　克昭 …… 63
荷見守義・中村武司・亀谷　学・尾崎名津子
新永悠人・関根達人・片岡太郎・葉山　茂
佐々木あすか・植木久行・竹村俊哉・瀧本壽史
小池淳一・小山隆秀・山崎杏由・中田書矢
渡辺麻里子・武井紀子・福井敏隆・松井　太
木村純二・川瀬　卓・南　修平・北原かな子
木村隆博・竹内勇造・庄司輝昭・多田健司
石山晃子・小島孝夫・工藤　司・仁平政人
伊東　信・藤林美帆・古川淳一

4 COVID-19 で若者の地域間移動性向は変わるのか
李　永俊　小谷田文彦 …… 69
花田　真一　杉浦　裕晃
Jumppanenen Aapo　Timo M Suutari

5裁判員制度を中心とした
地域司法の課題に関する教育・研究プロジェクト
平野　潔 …… 73

6行動インサイトを活用した実践のための足場づくりに向けて
古村健太郎　曽我　亨 …… 79
澤邉　潤　三和　秀平

Ⅲ 外部資金事業
1深浦町における歴史文化資源調査と
その活用による津軽青森地域振興事業
原　克昭 …… 85

Ⅳ 研究会事業
1地域未来創生政策科学研究会
李　永俊 …… 97

Ⅴ フォーラム事業
1東日本大震災からの復興を考える
～チーム北リアスの10年～
李　永俊 ……103

Ⅵ アウトリーチ事業
1地域未来創生塾@中央公民館（全 10 回）
李　永俊 ……113

Ⅶ 資料編
1資料・情報発信 ……121

弘前大学大学院人文社会科学研究科〈修士課程〉のご案内 ……124

ごあいさつ

―『地域未来創生センタージャーナル』第８号の刊行に寄せて―

地域未来創生センター（IRRC=InnovativeRegionalResearchCenter）は、弘前大学特定プロジェクト教育研究センターとして、2014 年（平成 26 年）４月に弘前大学人文学部（現在の人文社会科学部）に設置されて、本年度で８年目を迎えました。

設置以来、当センターは、人文社会科学分野の専門領域に立った教員各人の学問的専門性に依拠しつつ、社会実装をめざして学術研究と社会貢献・地域貢献を一体化させるという明確な意図の下に、ユニークな研究活動を展開してきました。その目的は、地域の関係者の方々の御支援・御協力のもとに進めている地域密着型の多様な学術研究の成果を、地域社会の活性化に役立てることに尽きます。

この度、地域未来創生センターでは、2021 年度（令和３年度）の研究成果の一端として、『地域未来創生センタージャーナル』第８号を刊行する運びとなりました。

昨年度より世界的に流行している新型コロナウイルス感染症は、爆発的拡大と小康を繰り返し、いまだ収束していません。混乱が続く中ではっきりしてきたことは、人類はパンデミックをもたらすウイルスとともにあらねばならないということと、今回のコロナ禍の到来は社会コミュニケーションのあり方を著しく変えたということです。後者は、オンラインによる情報伝達の実用性が拡大したことにより、むしろ、リアルな対面コミュニケーションの価値を従来より高めることが可能になったといえるでしょう。これは、地域のとりわけ人材教育分野の可能性を高めています。

このような状況下で、当センターと弘前大学人文社会科学部は、地域の文化的価値を継承し、地域社会の価値のあり方を解明する研究活動を継続してきました。昨年度にひきつづき、海外出張や地域調査の中止、研究成果報告会の縮小によって、実施できなかった研究も多数あります。しかし先を見据えて、可能な研究を追求してきました。私たちは、変化の時代には真に価値あるものの重要性が高まること、従来埋もれていた価値が掘り起こされる傾向があることを確信しています。

幅広い研究者を擁する本学部の特性を活かした、多方面にわたる研究成果の一端を、地域の関係者の方々をはじめとする多くの有識者の方々と共有させていただけたらと考えております。

今後も、人文社会科学部、ならびに地域未来創生センターへのご支援を宜しくお願い申し上げます。

2022 年２月１日

弘前大学人文社会科学部長　**飯　島　裕　胤**

I 論文・研究ノート

「何も考えちゃいないさ。みてただけさ。」—鈴木清順監督作品『弘高青春物語』の表現—

尾　崎　名津子[1]

要　約

旧制弘前高等学校の卒業生である映画監督の鈴木清順（1923-2017）は、同校同窓会の求めに応じて一本の映像作品を残している。それが『弘高青春物語』である。同窓生たちの証言をメインにパッチワークのように編まれたこの作品は、旧制高校のありようを事後的に再構成したものとして理解すべきものであり、そこにとりわけ色濃く表出するのは在校生だった戦没者たちへの追悼の意志である。さらに、在校生の多くが県外出身者であった旧制高校であれば、それはまた彼らが見た津軽・弘前の表現であると同時に、鈴木清順の作品としても受容可能な本作は、彼の映像表現を検討する上でも有意義なものである。これらの観点から本稿では『弘高青春物語』を多角的に検討し、その特色を摘記する。

キーワード：鈴木清順、『弘高青春物語』、旧制弘前高校、大学における戦没者追悼、ローカリティ

1．は　じ　め　に

1923年5月24日に東京・日本橋の呉服商の長男として生まれた鈴木清順（本名・清太郎）は、41年に東京府立第三商業卒業後、２年間の浪人生活を経て、43年に旧制弘前高等学校（以下、旧制弘前高校）に入学した。その年の12月には学徒出陣の一員として応召、フィリピンや台湾を転戦する。その後、46年に復員し、復学した清順は、48年に高校を卒業している。同年に松竹の映画学校である鎌倉アカデミア映画科に進学し、10月には松竹大船撮影所に助監督として就職した。

映画監督としての鈴木清順を一言で概括することは困難である。日活で『河内カルメン』、『けんかえれじい』（ともに66年）、『殺しの烙印』（67年）などを撮ったあと、68年には同社から解雇されたことから、テレビドラマやCMの撮影などに仕事を広げた。その後、1980年の『ツィゴイネルワイゼン』以降、81年の『陽炎座』、91年の『夢二』を公開し、映画に復活した。この三作は浪漫三部作と呼ばれている。

『夢二』公開の翌年にあたる1992年、清順は旧制弘前高校同窓会のために一本の映像作品を撮っている。『弘高青春物語』と題された56分のカラー作品で、一般公開は1993年に東京のミニシアターで14日間ほどされたきり、DVD化もされていない。さらに、文献によっては鈴木清順の作品リストにも入っていないこともある、いわば幻の作品と言えるものである。本稿ではシナリオや鈴木清順のエッセイ等の文字テクストを補助線として、『弘高青春物語』が表象する津軽やローカリティ、また、大学における戦没者追悼についても一考を加える。

[1] 弘前大学人文社会科学部

2.『弘高青春物語』の制作過程ならびにシナリオの特色

本作の概要を以下に示す[2]。

〔スタッフ〕制作、著作＝旧官立弘前高等学校同窓会　プロデューサー＝岡本康司、小師乾照　撮影＝染井潤　照明＝高嶋利雄　録音＝井上宗一、滝澤修　美術＝池谷仙克　衣裳＝宮本まさ江　メイク＝関厚子　監督助手＝小松文彦、渡辺謙作　撮影助手＝本吉修、浅一卓巳　照明助手＝清野俊博、三上鴻平、壱岐尾りつ子、伊藤保　録音助手＝堀内唯史、治田敏秀　美術助手＝武井淳子、古谷美樹、相馬直樹　音響＝川崎東介　車輛＝小沢正巳、魚住敏夫　製作主任＝川嶋克己　製作進行＝高橋晋一、飯塚克味、坪井宏　合唱＝旧官立弘前高等学校同窓会有志　ヴァイオリン演奏＝桐山なぎさ　ピアノ演奏＝桐山あずさ　参考資料＝旧官立弘前高等学校出版物、真山青果「大塩平八郎」、石上玄一郎「太宰治」、吉田和明「太宰治」　協力＝弘前市商工部　弘前市教育委員会　黒石市企画商工部　平賀市教育委員会　栃尾市中央高等学校　弘前女子厚生学院　劇団雪国　劇団弘演　劇団弘前劇場　劇団マップレス　弘前大学映画研究会　JAS 日本エアシステム　岩木観光ホテル　ニッポンレンタカー東北　青森放送　RAB 開発　NHK 文化センター　陸奥新報社　弘前市のみなさん　黒石市のみなさん　栃尾市のみなさん　協賛＝みちのく銀行　製作協力＝悠

〔キャスト〕松下一矢　伊達永臣　KIM WEOMBAE　菊池陽子　江藤修司　五十嵐隆　長野卓哉　目黒晋史　長尾秋人　中野渡千寿　渡辺崇　小野俊郎　原田治　蝦名豊幸　仲地靖　榊原宏幸　米田裕　弘前中央高等学校演劇部　水野ケイ　山田尚　福井次郎　鎌田利郎　山中信人　岡本康司　玉川伊佐男　野川由美子

*1993 年 8 月 9 日～ 15 日、8 月 23 日～ 29 日、東京渋谷・ユーロスペースにて劇場初公開。

旧制弘前高等学校同窓会のために制作されたとはいえ、劇団マップレスや弘前大学映画研究会など、現在も活動を続けている弘前大学の学生団体が協力にクレジットされている。また、プロデューサーと制作会社が、1992 年にテレビ朝日で放送した「鈴木清順のミステリー劇場」という深夜のスペシャルドラマの制作陣と同一であり、清順自身が「この二本は連動してた」[3]と述べている。『弘高青春物語』には岡本康司プロデューサーが屍体[4]の役で出演した他、衣裳の宮本まさ江は 1991 年公開の『夢二』に出演している。このように、制作スタッフが出演していたことについては、「お金（制作費――尾崎注）がない」[5]ことを理由にしている。

弘前大学附属図書館所蔵のシナリオには、表紙に「弘高青春物語　決定稿　H・四年三月十六日」、見返しに「脚本・監督　鈴木清順」と明記されている。東京都の田沼修二氏が寄贈したもので、B 4 の用紙にコピーされたものが二つ折りにされ、テープで綴じられている。登場人物は、朝田（高校生）、清成（高校生）、青井（高校生）、石丸（高校生）、吉村（高校生）、藤村（高校生）、花奴、女芸人、街の兄ちゃん、兄ちゃん党、ストームの高校生、女学生たち、演劇部、紫垣（高校生）、リー（高校生）、をばちゃん、詩人、語部、屍体の 19 名となっており、このうち先述の通り「屍体」役は岡本プロデューサーが務めたほか、語部を清順映画の常連であった玉川伊佐男、をばちゃんを野川由美子が演じている。

制作の経緯については、同窓会が当初「誰かに頼んで小説を書いてもらおうとしていた」ものの、それが叶わず急遽清順のところに話が来たことが明かされている[6]。シナリオは同窓生たちからの聞き書きや各種資料を元に構成されているが、完成した映像にはシナリオにないシーン――たとえば、弘高生がりん

[2] 磯田勉・轟夕起夫編『清 / 順 / 映 / 画』（ワイズ出版、2006 年 11 月）p.432 を元に作成。
[3] 磯田勉・轟夕起夫編『清 / 順 / 映 / 画』ワイズ出版、2006 年 11 月、p.381
[4] シナリオの表記に基づく。清順自身はインタビューの中で「お化け」と言っている。磯田勉・轟夕起夫編『清 / 順 / 映 / 画』ワイズ出版、2006 年 11 月、p.382 参照。
[5] 脚注 4 に同じ。
[6] 磯田勉・轟夕起夫編『清 / 順 / 映 / 画』ワイズ出版、2006 年 11 月、p.382

ご泥棒をするくだり――も差し挟まれている。

野川由美子の起用について、清順は「まあ、ひとりぐらいスターさんが出た方がいいだろう、ということですね」[7]と語っていたが、野川は清順映画において重要な役者である。1963年にテレビドラマデビューしていた野川は、64年に清順の監督作『肉体の門』で主演し、評判を取った。続けて『春婦傳』(65年)、『河内カルメン』(66年)などに出演するが、これらは野川と清順の両者にとって代表作となっていく。36年ぶりに清順の作品に出演したことについて、野川自身も「先生が「弘高青春物語」(92)で呼んでくださったときは、嬉しかったですねぇ。玉川伊佐男さんをはじめ鈴木組のみなさんが集まると聞いて、青森まで飛んで行きましたから。久しぶりに会った監督は昔と違って穏やかで、綺麗なお爺ちゃんになられていて……それが最後の現場でしたね」と述べている[8]。

シナリオは全19シーンで構成されている。以下にそれを示す。① 弘前の風物、② 街、③ 弘高生下宿・玄関先、④ 同・二階(雑誌新聞編集室)、⑤ 津軽の野づら、⑥ 蔦温泉、⑦ 奥入瀬渓谷、⑧ 高等学校・講堂、⑨ 十和田湖、⑩ 弘前城、⑪ 語部が、⑫ 青春の像、⑬ 街、⑭ 土手町で、⑮ 或る家、⑯ 落葉松の林、⑰ 紫垣の想い、⑱ 紫垣下宿前、⑲ 海岸。

聞き書きを元にしていることもあり、本作品は大きな一つのストーリーを見せるのではなく、無数の断片をそのまま並べるような構成となっている。ゆえに、劇映画のように鑑賞しようとすると観る者は戸惑うに違いない。これは鈴木清順という監督の特質とも関わることであろう。清順映画の特色は分かりやすい物語を終始一貫して提供することや、なにがしかの〈メッセージ〉や思想を含ませ伝えることにはない。こうした態度は、清順による次の文章にも表われている。

> 一口に云えば映画は思想を伝える事は出来ないという事です。映画に若し思想や哲学らしいものがあるとすれば、それはあとからやって来たもの、遅れてやって来たもの、なぞらえものに過ぎません。〔中略〕映画は松旭斎天勝の奇術と同じ見世物です。ドギモを抜く仕掛をいくつか作っておき観客をその罠にはめキャッキャッ云わせるもので、原稿用紙は詩人が使えば詩、小説家が使えば小説、思想家が使えば哲学となりますが、フィルムの利用価値は見世物を作り出す以外に使い方はありません[9]。

しかし、全く意味が分からない作品には辛うじてならないようにする仕掛けがそこにはあると思われる。それが、定型の存在である。清順の作品が「物語の意味を徹底的に排除した」と端的に評価した長谷正人は、清順映画が「実験映画や前衛映画のように観客の物語的理解を揺るがすような抽象的な表現が意図的に作り出されているわけではなく、むしろギャング映画ややくざ映画などジャンル映画の定型的枠組みが踏襲されているにもかかわらず、観客がその意味を言葉で説明しようとした瞬間に色彩やアクションや画面の連鎖といった、映画固有の純粋な視覚的魅力が独特の相貌を持って立ち現れてくる」[10]ものだと指摘している。もちろん、『弘高青春物語』はギャング映画でもやくざ映画でもない。だが、そこには〈既に失われている旧制弘前高校を描く〉という一貫した目的があり、これが楔となって、一つの定型を形成していると言える。

一方で、清順作品の特徴とも言える無数の断片の並置や静止画のようにショットを構成する方法については、写真家である金村修のエッセイ「こころのない鈴木清順の映画」が示唆に富む。金村は清順映画と写真との本質的な相同性に言及する。写真は撮るほどに対象を切り刻み、「それだけではなんだかよく分

[7] 脚注7に同じ。
[8] 「野川由美子インタビュー　鈴木先生は一緒に闘ってくださった同志でした」(取材・構成＝伊藤彰彦)『キネマ旬報』第1744号、2017年4月、p.30
[9] 鈴木清順「アナキストは誰だ!」(『暴力探しにまちへ出る』北冬書房、1973年6月)、引用は四方田犬彦編『鈴木清順エッセイ・コレクション』筑摩書房、2010年8月、pp.155-157。
[10] 長谷正人「鈴木清順における「純粋な運動」と歴史という不純」『ユリイカ』第49巻第8号、2017年5月、p.90

からないもの」にするという。それに対してストーリーの必要性を言われるが、清順映画は「断片でも構わないのではないか」と肯定するように思えたという。「ショットがつながらなくても映画というのは進行するし、それが写真みたいに静止しているといわれる理由だけれど、一つ一つのショットが独立して強度をもって存在しているから静止しているように見える」のだと、清順映画の特質を指摘している[11]。このことは『弘高青春物語』にも当てはまる。尤も、本作は同窓生の証言の集積という、そもそもが断片の集合であった。そのことが、映画監督としての清順の資質とマッチし、一つの作品として結晶したと言え、むしろ監督の資質が前面に鮮明に押し出されたものとして、『弘高青春物語』は評価に値する作品となっている。

『弘高青春物語』は大きく三つの場面に分けられ、（1）③から⑨までの太宰治をモデルにしたと思しき[12]青井という高校生を主軸に据えた部分、（2）⑪の語部がおよそ2800字もの長台詞を披露する部分、（3）⑬から⑲までのリーという朝鮮半島出身学生を主軸に据えた部分の合間に、旧制弘前高校や青森県、津軽に関する無数の断片が並べられることで、一つの作品を形作っている。リーのエピソードについては清順がインタビューで「戦前の話で、実際にあったんです」[13]と語っており、これに信を置けば、この部分は聞き書きではなく清順自身が見聞きしたことである可能性が高い。

3．鈴木清順と旧制弘前高校

清順はエッセイの書き手としても才を示し、本論の参考文献に挙げたようなエッセイ集もいくつか刊行している。「バカの一念」[14]と題されたエッセイには、旧制弘前高校入学に至るまでに、実家が商家であった清順が、東京商大（現在の一橋大学）を二度受験したものの不合格となり、当時南方開拓を目的としてサイゴンに開校されたばかりの興亜学院農業科を受験しようとしたがここも不合格となり、結果的に旧制弘前高校に合格、進学したことが書かれている。これが1943年4月のことである。

同年には応召され学徒出陣となるわけだが、弘前では生まれ育った東京との距離を強く感じる日々であったことが、複数のエッセイに表現されている。「戦争のあとさき」[15]には「ズーズー弁を馬鹿にしくさって弘前に江戸を引き込む」ような自分のことを、弘前を「知ろうとしない」と端的に総括しているように見せている。また、帰省した際に派手に遊ぶために仕送りを節約し、慈善館（当時存在した常設の映画館）と弘前城と「ゆ」（銭湯）にしか行かず、そこでも「江戸を引き込」もうした日常生活の実態を次のように綴っている。

> 慈善館で歯切れのいいべらんめえ映画を観、城から遠く東京を想う。東京を袖にするような美型に出っ会（くわ）さなかったのが幸か不幸か。仮令美型がいたとしても、眼の前の岩木山が素晴らしく見えるのは、岩木山のまわりに高い山がないからだ。あのくらいの山は他の国に行きゃざらにあらあ、とこのくにから出、一生貧乏小説を書き続けたこのくにの小説家が云うんだからあえて逆う必要もなく、山も女もたいしたことはないんだと益々東京にこだわる。

後半の内容については、太宰治の『津軽』（小山書店、1944年11月）「序編」で「私」が岩木山について語るくだりにおいて、弘前出身で大正期の私小説作家・葛西善藏の言葉として（典拠は不明である）「自惚れちやいけないぜ。岩木山が素晴らしく見えるのは、岩木山の周囲に高い山が無いからだ。他の国に行

[11] 金村修「こころのない鈴木清順の映画」『ユリイカ』第49巻第8号、2017年5月、p.80
[12] 清順は「我々の学校の自慢と言ったら太宰治でね。だから太宰さんらしき人物を設定した。」と語っている（磯田勉・轟夕起夫編『清／順／映／画』ワイズ出版、2006年11月、p.381）。青井がその人物だと明言してはいないが、青井が学生間の左翼活動に加わっていること、芸者と恋愛していること、「僕は地主の子です」という台詞があることなど、太宰治の伝記的事実と一致する点が多いことから、本稿ではそのように同定した。
[13] 磯田勉・轟夕起夫編『清／順／映／画』ワイズ出版、2006年11月、p.382
[14] 鈴木清順「バカの一念」『花地獄』北冬書房、1972年6月。引用は『ユリイカ』第23巻第4号、1991年4月、pp.105-106による。
[15] 鈴木清順「戦争のあとさき」『花地獄』北冬書房、1972年6月。引用は『ユリイカ』第23巻第4号、1991年4月、pp.106-107による。

つてみろ。あれくらゐの山は、ざらにあら。周囲に高い山がないから、あんなに有難く見えるんだ。自惚れちやいけないぜ。」という文言を引用していることを受けたものと推定される。ただし、この場合「このくにの小説家」は葛西と太宰のいずれかを同定することは難しく、むしろ両者が二重写しになって表象されたものと解すべきである。

エッセイを読む限り、清順は弘前と馴染まず自閉した生活を送っていたように見えるが、実際のところは北溟寮に暮らし、柔道部に所属し、とりわけ孤立していたようでもない。寮の同室の学生からは本居宣長や平田神学に関する本、さらには北一輝『支那革命外史』を渡されて読んだという。この北一輝との出会いは清順の代表作の一つ『けんかえれじい』において、原作小説を改変してまで主人公で旧制中学生の麒六と北一輝とを会津で出会わせ、ラストシーンで麒六を二・二六事件直後の東京へ向かわせるという形で反映されている。清順はまた、在学中に西田幾多郎『善の研究』、阿部次郎『三太郎の日記』、出隆『哲学以前』も読んだと述べている[16]。これらの読書歴は旧制高校の学生としてはオーソドックスなものである。

旧制高校における読書については、自身を「世之介」（井原西鶴『好色一代男』の主人公）になぞらえた次のエッセイにも活写されている。ここにも『支那革命外史』への言及が確認できる。

> 幸か不幸か東北の高等学校に入ると、又ぞろ世之介は退屈を覚え、終日寮の窓に腰かけぼんやりしている日が多くなった。その隙をうかがい猫を仕掛けたとんでもない奴ばらがいた。仕掛けられた世之介は驚いた。右の耳からは『支那革命外史』、左ノ耳からは赤ん坊に乳房をいじらせているうちいい気分になって失神する女の詩を朗々と吹き込む奴、そのうえ独乙語の教師は眼の前に『若きヴェルテルの悩み』をちらつかせる。デルデスデムデンも容易にいえぬうちからゲーテの亀の子文字とは……高等学校は不親切極まるところで、出来ない奴は見向きもせずおいてけぼりだ[17]。

実際にドイツ語の成績は振るわなかったようだが、こうして日常的に文字テクストに接していた清順は、高校時代の日常生活や自らの位相も言葉によって象っていた。エッセイ「東京語と地方語」[18]では、言葉を「孤独なもの」、「セクショナルなもの」とし、地方においては「東京人の誇りなど糞の役にも立たない」と言う。そこには「東京から青森に都落ちし」、「弘前に住みついて津軽の言葉を聞いて始(ママ)めて流れ者のみじめさをしみじみ知った」過去の自分が根拠としてあり、「言葉が都落ちのもののあわれを感じさすのである」と述べている。しかし、このことは決して否定しさるべきことではなく、むしろ「言葉のあわれさが人間の情念をかきたてる唯一のもの」だとして、言葉の平準化に抵抗を表明している。

弘前での生活が清順に中央と地方との距離や〈中央〉に拘泥することの不毛など、自他をめぐる様々な内省をもたらしたことは明白だが、それは戦争によって表面化したようでもある。清順の実弟で同じく旧制弘前高校出身の元 NHK アナウンサー・鈴木健二は、兄の変容について次のように述べている。

> 昭和十八年、兄は旧制弘前高校にいたのですが、学徒出陣で徴兵され、フィリピンに向かいます。門司を出た船団は十三隻あったそうですが、無事現地に辿り着いたのはわずか二隻。マニラから日本に帰る輸送船ではグラマン機の襲撃を受けてたくさんの仲間を失い、兄自身も海を漂流したそうです。喋る相手もおらず、自己内対話を繰り返さざるを得ない戦場が、内省的な兄に変化させたのかもしれません[19]。

[16] 鈴木清順「本はみるものである」『読書人』1970 年 12 月、引用は四方田犬彦編『鈴木清順エッセイ・コレクション』筑摩書房、2010 年 8 月、p.460
[17] 鈴木清順「見てある記　食べてある記」『けんかえれじい』（三一書房、1970 年）。引用は『けんかえれじい』日本図書センター、2003 年 1 月、p.72
[18] 鈴木清順「東京語と地方語」『学燈』1971 年 9 月、引用は四方田犬彦編『鈴木清順エッセイ・コレクション』筑摩書房、2010 年 8 月、pp.67-68
[19] 鈴木健二「戦争で性格が入れ替わった」（『文藝春秋』2009 年 8 月）

清順は見習士官として南方総軍に配属され、フィリピンに向う途中で、船が敵潜水艦に轟沈された。さらに、台湾に向かうときにも輸送船が攻撃され、八時間にわたって海を漂流し、ようやく救助されるという奇跡的な体験をしている。その後に台湾で日本の敗戦を迎えた[20]。こうした経験を経て、清順は戦後復学し、卒業している。つまり、清順にとって高校生活は二期に分断されており、その間には戦争と従軍が横たわっているのである。以上のことを踏まえて、再び『弘高青春物語』の検討に戻りたい。

4.「人生の無駄」と大学における戦没者追悼

『弘高青春物語』の制作についてインタビューで問われた清順は、「あたしたちの青春は、恋も革命も戦争に圧し潰されましたね」と述べている[21]。戦争に「圧し潰された」〈青春〉については、「人生の無駄」というエッセイにおいても表象されている。「人生の無駄」は「僕」が「そいつ」の思い出を語るものだが、予め述べれば「僕」も「そいつ」も鈴木清順の分身である。身辺雑記や写生文という意味でのエッセイとはかなり距離があり、虚構の度合いが高い。また、舞台は弘前と旧制弘前高校を思わせるものになっている。冒頭は以下の通りである。

> 青い空に、白い雲が動いていた。そいつは窓にもたれていつまでも動く雲をみていた。柳の葉がそいつの顔の前でゆれていた。城跡に立って、そいつは山と川をいつまでもいつまでもみつめていた。リンゴの花が匂った。リンゴ畑で、そいつは日のかげるまで花をみていた。鉄道の柵にほおづえをついて、そいつは汽車をみていた。汽車が走り去ると、そいつはまた来る汽車をいつまでも待った。
> 「何を考えていたんだ」
> 「考える？　何も考えちゃいないさ。みてただけさ。汽車をみてただけさ」[22]

窓辺で外ばかり見ている若者像はありふれたものかもしれないが、先に引用した「見てある記　食べてある記」でも清順本人を虚構化した世之介という高校生が同じことをしていた。また、「城跡」「リンゴ」という言葉や、上記の引用直後に「冬の厚い雪」といった表現もあることから、清順本人に引き付ければこれが弘前のイメージを形成していると言ってよいだろう。「僕」と「そいつ」は学校の寮住まいで親しいが、「そいつ」は「僕」に自分が何も考えておらず、ただ見ていることを繰り返し語る。果ては「便所の金かくし」になりたいと告白した「そいつ」は、金かくしについて「あいつは何をみたって何も考えずに済むんだ。目がないから何もみえないだろうが、そいつがなおさらいいんだ。あいつはずっとあそこにしゃがんだままだ。何も見ない、何も考えないってことは実にすばらしいことなんだ」と言う。

その後、「そいつ」は見習士官として南方に行き、捕虜になったのち、「気狂いになって帰って来た」。それに続く本文は以下の通りである。

> 「気狂いになりたい。気狂いになったほうが幸福だ、とあの子の戦友は叫んだそうです。あの子一人は何を考えているのか、叫びもせずただ黙って獄舎の壁をみつめていたそうです。気狂いになりたいと叫んだ戦友は、気狂いにもならず戻ってきましたが、あの子だけは気狂いになって帰って来ました」
> 精も根も尽き果てた感じの母親が言った[23]。

母親は息子が「だれかに人生を無駄にさせられた」と言う。これがエッセイのタイトルになっている。

[20] 四方田犬彦「清順師との対話」『ユリイカ』第49巻第8号、2017年5月、p.127参照。
[21] 磯田勉・轟夕起夫編『清 / 順 / 映 / 画』ワイズ出版、2006年11月、p.382
[22] 鈴木清順「人生の無駄」『けんかえれじい』（三一書房、1970年）。引用は『けんかえれじい』日本図書センター、2003年1月、p.44
[23] 鈴木清順「人生の無駄」『けんかえれじい』（三一書房、1970年）。引用は『けんかえれじい』日本図書センター、2003年1月、p.45

母親に対して「僕」は「そいつ」が雲、リンゴ、汽車のことを言っていなかったかと問うが、答えは「いいえ」である。それどころか、何を話したかわからないと母親は語る[24]。

一連の流れを通して表出されるのは、一つに何も考えずに見るだけの存在でいたいと願い、それを叶えた一人の青年の姿、そして、かつてあった出来事としての確かさを失った雲、リンゴ、汽車という、弘前を象るイメージである。後者については、『弘高青春物語』の次のモノローグと一致する。

> シナリオ　シーン⑰　紫垣の想い
> 喧嘩ねぷたを見たような気がする
> お山まいりを見たような気がする
> 地蔵まつりを見たような気がする
> 傍に女の子がいたような気がする

このモノローグは終盤、リーと紫垣の物語の半ばに配置されている。二人の物語の直前には、語部による長台詞（シーン⑪　語部が）が置かれているが、その末尾は次のようになっている。

> インターハイを目指し猛練習をした運動各部が、弘前駅前で壮行の陣を張るや、突如雷鳴落雪土砂降りのインターハイ中止の通告、暗胆（ママ）として空を仰ぐ島河（聖明）さんの頃から、弘前と高等学校があやしくなり、第二次世界大戦が始るや真っ暗闇となる。笠森山も岩木山（おやま）も岩木川も見えなくなり、学徒出陣、勤労動員で高校生は弘前から出て行き、北海道標津、青森油川、日立多賀、そして戦場が高校生の人格にかゝわって来た。
>
> > たゝかいの心さだまる冬嶺星（ふゆねぼし）　　鵬生
> > 盆の月子は戦場のつゆときゆ　　蛇笏
>
> アメリカ兵の前で弁慶の立往生をし、七十数発の弾を浴びて戦死した津田（清太郎）さん
> 魚雷艇で敵艦に体当りし二階級特進した太田（万作）さん
> B29 を撃墜し自らも傷を負い、基地に戻り報告を済ませると同時に戦死した　（　）さん
> 等々弘前高等学校卒業生、在校生の戦士、戦没者の数はさだかではない。

上記のナレーションの間、映像は暗闇の中の焚火を延々と映している。そこに特定の人物は登場せず、観る者は語部の声を聴くのみの状態を強いられる。シーン⑪の大半は語部本人が登場し、その背後を行き交う学生たちや地図を広げる演出などの多様な動きがある。それに比べると事態は異質であり、清順の特徴である静止画に近い。しかし、計算された画を見せる静止画的な方法ではなく、ここでは画よりも声に焦点が当てられる。

つまり、『弘高青春物語』は旧制高校生のいわゆるバンカラな日々を描いた前半から、後半に学徒出陣と在校生の戦没者について語部に語らせることで、その事実を脚色なく伝えることになっている。この場面を経て、先の紫垣のモノローグに至れば、旧制高校が築いてきた習慣や文化だけでなく、そこに生きたはずの学生が学徒出陣によって損なわれ、後に残ったのは「～ような気がする」という言い方に担保される、習慣や文化の幻影に過ぎない断片となるのである。ここにおいて『弘高青春物語』は、「何も考えちゃいないさ。みてただけさ。」と言った「そいつ」――見ているだけの存在となることを、狂気に陥ることによって叶えたように見える、戦後を生きる「そいつ」――のあり方とも重なっていく。

[24] 鈴木清順「人生の無駄」『けんかえれじい』（三一書房、1970 年）。引用は『けんかえれじい』日本図書センター、2003 年 1 月、pp.46-47

白井厚は日本の大学における戦没者追悼が未だ充分になされていないことを指摘し続けている。追悼の形は様々であり、白井も「時に誤った戦争観や英雄崇拝に基づいていることはまた別に論ずべき重要な問題なので、大学における戦没者追悼は、十分な研究に裏付けられていることが望ましい」[25]と述べている。まずもって問題なのは、戦時下にいわゆる学徒出陣を行った教育機関において、戦後に戦没者名簿が編まれた学校が数えるほどしかないということである。『弘高青春物語』の語部の長台詞も「弘前高等学校卒業生、在校生の戦士、戦没者の数はさだかではない」と締めくくられていた。戦没者追悼は様々な理由から反対を受けることも考えられるが、かつて教育機関から戦没者を積極的に出してしまったことを「なかったこと」にしないためにも、この語部の言葉があるように今は見える。

5．お わ り に

『弘高青春物語』は商業作品ではなく、あくまで旧制弘前高校の同窓会のために制作されたものである。本作が本学附属図書館に VHS の形で所蔵されていることはその記録という意味で非常に有意義なことであるが、意義はそれだけに止まらないことはこれまで述べてきた通りである。最後に保存の形式について付言すると、VHS だけではこの先を考えた時にやや心許ない。DVD など他のメディアでの保存も今後検討されることが望ましいのではないだろうか。

＜付記＞

本稿は弘前大学人文社会科学部地域未来創生センター令和３年度地域未来創生教育・研究プロジェクト「地方から公共性を問い直す――ローカルメディアを基点として」（区分：調査・研究プロジェクト、部門：文化資源・地域文化研究部門）の成果である。

＜参考文献＞

『ユリイカ』第 23 巻第 4 号、1991 年 4 月
鈴木清順「弘高青春物語　決定稿」1992 年 3 月、pp.1-38
磯田勉編、轟夕起夫協力『清順スタイル』ワイズ出版、2001 年 3 月、pp.1-109
『文藝別冊　鈴木清順』河出書房新社、2001 年 5 月
鈴木清順『けんかえれじい』日本図書センター、2003 年 1 月、pp.1-399
磯田勉・轟夕起夫編『清 / 順 / 映 / 画』ワイズ出版、2006 年 11 月、pp.1-493
鈴木健二「戦争で性格が入れ替わった」『文藝春秋』2009 年 8 月
白井厚監修 / 慶應義塾大学経済学部白井ゼミナール『共同研究　太平洋戦争と慶應義塾大学　本文篇』慶應義塾大学出版会、2009 年 11 月、pp.1-125
四方田犬彦編『鈴木清順エッセイ・コレクション』筑摩書房、2010 年 8 月、pp.1-487
白井厚『大学における戦没者追悼を考える』慶應義塾大学出版会、2012 年 11 月、pp.1-264
『キネマ旬報』第 1744 号、2017 年 4 月
『ユリイカ』第 49 巻第 8 号、2017 年 5 月

[25] 白井厚『大学における戦没者追悼を考える』慶應義塾大学出版会、2012 年 11 月、p.49

ファンド・インキュベーション概念の発展可能性：クラウドファンディングを用いた商品開発過程の考察

熊田 憲[1]
小杉雅俊[2]

要 旨

本研究は、クラウドファンディングをテスト・マーケティングと位置づけ、アクセスデータを活用する事例を検討対象に、CF の将来的な立ち位置や、ファンド・インキュベーション概念の発展可能性を考察した。事業の段階には、それに適した資金調達のフェーズが存在することを探索的に導くとともに、フェーズ移行時の議論が今後必要になることを示した。

キーワード：ファンド・インキュベーション概念、クラウドファンディング、シングルケーススタディー、地域イノベーション

1．は じ め に

資金調達手段としてのクラウドファンディング（以下：CF）は、事業プロジェクトの起案者（資金調達者）が、各種プラットフォームを持つ仲介事業者のホームページなどによる宣伝広告を通じて、主に個人単位の資金提供者から資金を募る仕組みであり、近年日本での注目が高まるにつれて、国内事例の研究も活発になっている。CF の先行研究では中長期的な観点からその効果を検討することが求められており[3]、これに対して、筆者らは、拙稿（2021b）にて中長期的に地域活性化を達成するための CF スキームの理論的枠組みの構築を試みた[4]。これらの研究の意義は、CF にはプロジェクト単位の資金調達という性質があるものの、この性質は継続的・持続的な側面が求められる地域イノベーションの創出とは相反する点に在存する。

地域イノベーションを継続的・持続的に創出するための一つの方策として、官公庁の関与がある。拙稿（2021a）では、佐賀県の実施する CF 支援策を取り上げ、その効果を考察した[5]。佐賀県の取り組みは国内において先端事例であるのと同時に、CF を活用した自治体のファンドレイザーによる競争を前提としたインキュベーションと呼べる機能を内包しており、さらなる検討が必要である。本稿は、これらの研究の流れを汲み、地域の伝統産業として位置づけられる実務事例を対象とし、ヒアリング調査に基づきその実態を取り上げるとともに、今後の展開としてファンド・インキュベーション概念に発展していく過程で必要になる補足的な側面について、その考察を試みるものである。

[1] 弘前大学人文社会科学部准教授
[2] 北海道大学大学院経済学研究院准教授
[3] 詳細は拙稿（2021b），pp.91-92. を参照されたい。
[4] 拙稿（2021b），pp.94-96.
[5] 拙稿（2021a），pp.87-88.

2．先 行 研 究

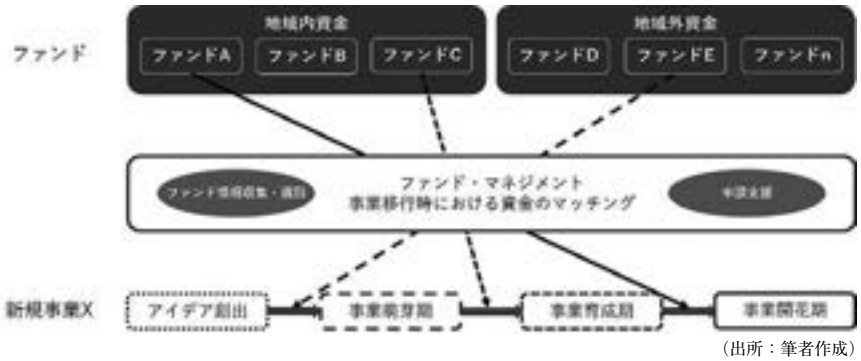
2－1　研究の視座とファンド・インキュベーション概念

CF の先行研究は、多様な視座を持ちながら、多角的な検討・考察が現在進行形で進んでいる[6]。その一方で、先行研究の多くが CF 事業を個別プロジェクト単位としており、また分析も個別的な観点を持つものが多く、この側面は先行研究でも取り上げられている[7]。中長期的な視座に基づく検討を進める際に必要なパートナーシップやコラボレーションの先行研究の不足も指摘されている[8]。これに関して、日本国内では、産学官金民の連携体制の必要性が指摘されてきた[9]。以上の研究は、何らかのビジネススキームの必要性を訴えかけている。なお、筆者らは、地域経済下での事業化支援という視座から、CF の持つ広告宣伝効果という副次的効果より資金調達手段としての効果を認める一方で、現状のスキームでは新規事業の中長期的な支援に帰結しにくい側面を論じている[10]。

筆者らは、拙稿（2021b）にて、中長期的に地域活性化を達成するための CF スキームの理論的枠組みとして、ファンド・インキュベーション概念を示した（図１）。これは、事業内容・規模・イノベーションの進展度合いによって、適切な CF の類型を使い分けることで、新規事業を育成する側面を重視している。

しかし、この類型の前提には、地域がリスクをとるという前提がある。CF は、地域の挑戦に対してのタイムリーな資金支援であり、それ以上でも以下でもないと位置付けられる。地域の視点から考えると、地域金融機関や、自治体の補助金等も含めた地域内資金の投入が求められ、これは地域内資金と CF などの地域外資金のミックスを意味する。地域のアイデアが地域イノベーションとして結実するまでの過程を、適切なタイミングで適切な規模の資金投入により支えることになる。

当該概念下では、資金のマッチングであるファンド・マネジメント、より具体的にいうと資金調達と投入のタイミングが重要になる。そして、マッチングの判断は、必ずしも資金調達者に限らず、地域企業とともに助言等を行う人材・組織、ないしその役を代替する何らかの機能・システムが行うことになる。これは、資金調達者の視座を補完・補強する役割として期待される。なぜなら、CF の資金調達者は資金調達を短期的な視点で捉えているためである。これは、現在の日本国内では投資型 CF が活発になっていないことから、現状の CF が単発的なプロジェクトを対象にしているためであり、この意味において資金調達者は地域イノベーションの視座を持ち得る状況にない。システムとして持ち得ない視座を資金調達者が持ち得ないのであれば、それを持つ役割主体をシステム内に置く必要が生じる。ただし、この考え方を展開する上で必要なのは、CF を戦略的に切り替えるタイミングが存在するのかどうかを実務事例に照らし



（出所：筆者作成）

図１　ファンド・インキュベーション概念

[6] なお、CF の先行研究について、その詳細は拙稿（2021b）, pp.90-92. を参照されたい。
[7] Hervé and Schwienbacher（2018）, p.1525.
[8] Landström *et al.*（2019）, p.17.
[9] 竹本（2015）, p.122.
[10] 拙稿（2019）, pp.23-24.

合わせて検討することである。以上の議論は概念にすぎず、これを発展させるために、佐賀県の CF システムを事例対象とした検討・考察を行う。

2－2　佐賀県の CF スキーム

現在、日本国内では先端的な方策と位置付けられる佐賀県の CF スキームの特徴は、協定機関を通じて、地域に対する間接的な地方創生の仕組みを確立していることである[11]。協定機関が扱う CF プロジェクトの成功時に、プロジェクトを起案する資金調達者ではなくそれを支援する協定機関に対してのみ佐賀県が成功報酬を支払う。その報酬額は、プロジェクトで得た資金の一律 10% である。成功報酬を得るには､CF プロジェクトそのものがいくつかの条件を満たす必要がある。これらの条件は、同県のこのスキームの目的が産業政策を通じた地域創生にあることによるもので、いわゆる文化・芸術事業は対象にしていないことを明確にしている。さらに、この仕組みによって各協定機関の間に競争関係を生じさせている。図２は、そのスキームを視覚化したものであり、協定機関は「ファンドレイザー」と呼ばれる。

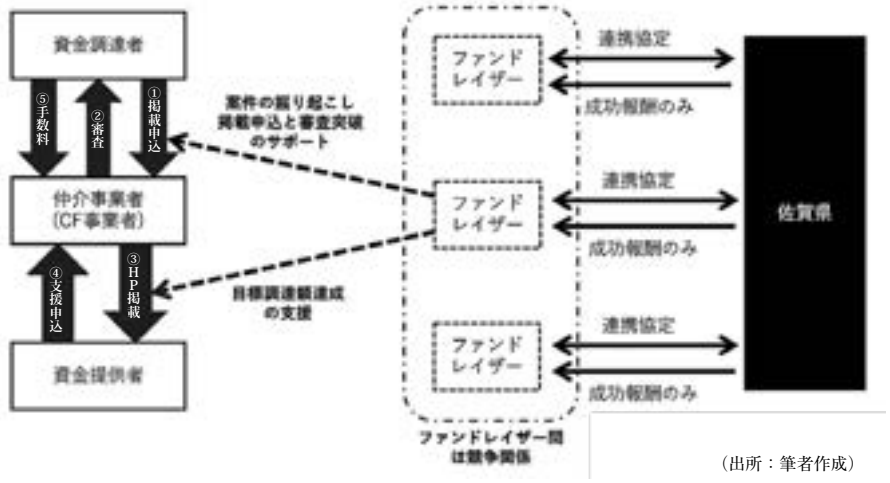


図２　佐賀県の CF スキーム

図２の中で、マッチングを行うファンド・マネジメントの役割主体がどこになるのかを考える。CF スキームを単体で捉えると、ファンドレイザーがその役割を担うことになる。ファンドレイザーは、地域の中から案件を掘り起こし、CF 事業者ホームページへの掲載申し込みと審査突破のサポートを行い、また CF の資金調達期間中は調達支援を行うなど、まさにマッチングを担当するプロジェクトの下支え役であり、総括的な立場になる。しかし、彼らは単発的なプロジェクトの成否によって成功報酬を受け取るため、評価の観点から中長期的な視座を得ることができない。ファンドレイザーの行動は、波及的なイノベーションを起こすための資金支援を講じることでなく、CF のプロジェクトを突破できそうな事業を見つけることに収束するためである。図２のスキームではなく、ファンドレイザーの視点から中長期的な立場をとると、この成功体験を繰り返すことで、地域への理解がより一層深まる学習効果を得て、地域イノベーションを創出する行動に結びついていく可能性はある。この仮定は、現在主流である購入型 CF プロジェクトが主流であれば、その単発性から連続して成功を収めることが前提となる。あるいは、投資型 CF のようなある程度の期間の必要なプロジェクトを成功させ、これが地域イノベーションの発端になるという、先ほどとは異なる前提条件も考えられる。本稿は、この点について、佐賀県のスキームで実績を残してきた事業者とそのファンドレイザーが、どのように考え、どのような実感を持っているのかを調査し、考察に繋げようと試みるものである。

[11] 拙稿（2021a）にてその詳細を取り上げている。

次に、役割主体としての県庁を考える。このスキーム単体を考慮する限りでは、県庁は成功報酬のみでファンドレイザーをコントロールすることになるため、間接的な関与しかできない。ただし、拙稿（2021a）では、このスキームがCFの持つ応援・共感性による資金調達という新たな資金調達方法を地域に根付かせる段階にあること[12]、現状では県内事業者に銀行以外からの資金調達もあることを理解してもらうことが第一義的であることに触れているが[13]、これらの観点からは成功している点を考える必要がある。図2のスキームにおける成功報酬は先着順であり、各ファンドレイザーは、他ファンドレイザーよりも先に可能性の高い案件を発見しなければならない仕組みになっている。これは、ファンドレイザー間の競争を誘発する。県庁から見ると、産業振興の掘り起こしを成功報酬によってファンドレイザーに任せ、さらに彼らの競争を促進することで県側の負担を軽減する効果がある。これは、県庁担当課が現行のスキームの発展を、今後の中長期的な産業振興のためのスキームにどうやって発展させようと考えているのかを検討する必要性を示すもので、CFの将来的な立ち位置や、ファンド・インキュベーション概念の発展可能性の議論が将来的に必要になることを提起するものである。そのためには、前段階としてこのスキームを活用する事例を補足的に検討する必要があり、本稿の役割はこの部分にある。

3．ケ　ー　ス

ここからは、実際のケースを紹介する。ケースの対象となるのは、佐賀県西松浦郡に存在する株式会社東洋セラミックス（以下、東洋セラミックス）である。東洋セラミックスは、1986年創業の有田焼の製造販売を事業とする企業で、資本金は11,000,000円である。佐賀県のCFスキームを積極的に活用し、12件の成功実績を上げるとともに、佐賀県のCFスキームが制定されるより前から多くの実績を持ち、全国的なブームとなったキッチン用品のヒット商品を生み出した実績を持つ。

なお、本研究は、半構造インタビューを主体とするヒアリング調査を実施した。2021年10月25日に東洋セラミックス本社を実際に訪問し、東洋セラミックス取締役会長の久野氏、ファンドレイザーである株式会社オフィスキタムラ代表取締役の北村氏、プロデューサーであるmbc2代表の田中氏に著者両名によるヒアリングを行った。本稿におけるケースの記述は、これらの調査内容に基づくものである。

東洋セラミックスでは、アイデアをブレインストーミングする際に、プロデューサー田中氏がマーケティング理論に従って、市場性や使い勝手、デザインなどの改善点をアドバイスする。また、独自の市場調査から商品アイデアを提案するケースもある。まず、彼らのチームは、既存の有田焼商品を技術・デザインに基づく製品製造から脱していないと仮定し、「製品中心主義」に陥っていると位置付ける。その上で、目指すべきプロジェクトの方向性は、消費者のニーズを捉える「消費者志向」を満たすだけでは不十分であり、製品の所有によって共感・感動をしてもらう「自己実現」を満たす製品コンセプトでなければならないと考える。同社製品において重要なのは、その有田焼が顧客を感動させ、製品を推奨してくれるような結果にどう帰結するかという観点になる。この考え方はKartajaya *et al.*（2016）の提唱する「マーケティング4.0」概念を有田焼という伝統産業に昇華させたものであり、事実上の舵取り役として機能するプロデューサー田中氏は「マーケティング4.0時代の有田焼コンテンツ戦略」という表現を使っている。

プロデューサー田中氏は、有田焼による自己実現とは、自分の生き方を表現することであり、そのためには「こだわり」「幸せ感」「最先端」という概念が存在すると仮定する。この考え方を、久野氏の持つアイデアとすり合わせていく。久野氏は、自社製品が顧客のもとでどのように使われるかだけでなく、どういう風に使ってもらえたら便利なのか、生活が豊かになるのかという観点で柔軟にシチュエーションを捉え、アイデアを持っている。このアイデアをプロデューサー田中氏とともにコンセプト化して戦略を立案

[12] 拙稿（2021a），p.92.
[13] 拙稿（2021a），p.90.

する。

策定した戦略に基づき、CF を活用してプロジェクトを実施する。この際にファンドレイザー北村氏が主導して、久野氏・プロデューサー田中氏とともに、顧客訴求のための活動を主導する。具体的には広告宣伝、ダイレクトマーケティングのための実務的活動であり、広告映像準備・CF プロジェクトページの作り込みなどである。CF を「短期決戦」と位置づけ、プロジェクト開始初日の反応でそのプロジェクトが上記戦略を満たしているか、つまり「顧客が共感するコンテンツ」になっているのかを判断する。加えて、そのプロジェクトの成否やその要因を蓄積し、次回以降のプロジェクトに活かしている。そして、さらに重要なことは「失敗は成功の基」にある。これは、試作品の予約販売型 CF で明らかになることが、「予約注文が少ない商品は売れない」と認識しているためである。

4. 考 察 と 議 論

4－1　事例考察

本稿の関心は、CF の将来的な立ち位置や、ファンド・インキュベーション概念の発展可能性を考えていく点にある。東洋セラミックスは現在、図３に示すように CF 活用をテスト販売フェーズに特化して活用していた。CF は自社商品に興味を持つ個人や実際の購入希望者が直接アクセスことにより、新規商品のテスト・マーケティングに効果的であり、また、企業にとっては少額の出資で商品に触れる機会を提供することから購入者のフィードバックを得られ、流通フェーズに活用することができる。さらに東洋セラミックスは、多数の CF 活用の実績を積み重ね、CF 事業者から CF における購入実績や閲覧数のデータを取得し、これをマーケティングに活用することにより、より効果的な広告戦略を実践している。東洋セラミックスの事例は、CF の利点である「広告宣伝効果」[14] の可能性を端的に現す好例といえる。



（出所：東洋セラミックスへのヒアリング時の提示資料をもとに筆者作成）

図３　東洋セラミックスの CF 活用フェーズ

東洋セラミックスは、現状では購入型 CF のみを活用している。それでは、図３に示すような商品開発サイクルにおいて、他の CF 活用のタイミングは存在するのであろうか。プロデューサー田中氏は、投資型 CF の活用、あるいは他の事業プロセスでの CF 活用についても、その可能性を指摘していた。ここで考察の焦点は、マーケティング活用が CF の限界であるのか、という問いに移る。

ここで考察の前提となるのは、東洋セラミックスの CF 活用ケースは新商品開発を中心としていることである。考察を進めるにあたり混乱を避けるために、以下に「新製品開発」と「新商品開発」の違いを明確化しておきたい。なお、ここで述べる定義については、本研究の考察のために定義付けしたものであり、一般化されたものではないことを付記しておく。新製品開発とは、これまでに商品化されていない、全く新しい技術、デザイン、機能、等の実現可能性を確認（フィージビリ・スタディ）するための開発を指す。このため開発品は商品ではなく、あくまでも試作品（プロトタイプ）となる。一方の新商品開発は、試作品を商品レベルにブラッシュアップする、あるいは、既に自社において商品化されている商品の後継、改良品であり、実際に顧客が購入し使用する完成品である。

[14] 拙稿（2021b）, p.93.

ファンド・インキュベーション概念（図１）では、新規事業の発展プロセスとして、アイデア創出から事業萌芽期、事業育成期、事業開花期というフェーズを示した。ここで、東洋セラミックスのケースは新規事業ではなく、既存事業での製品拡大戦略であることを踏まえた上で、新規事業の発展プロセスに当てはめた場合、東洋セラミックスのCF活用は事業萌芽期から事業育成期へのフェーズ移行時において行われる資金調達ということができる。つまり、事業育成フェーズにおけるマーケティング戦略の一部として位置付けられている。（図４）



（出所：東洋セラミックスへのスヒアリング時の提示資料をもとに筆者作成）

図４　東洋セラミックスのデジタルマーケティング戦略図

このように、デジタルマーケティング戦略に組み込まれているという事象は、またひとつ、購入型CFの新たな利点を浮き彫りにしている。つまりアクセスデータの存在である。アクセス解析を可能とするデータの入手は、特に、事業育成フェーズにおいて重要な価値を生み出す。つまり、事業育成期の活動に不可欠な情報の入手手段としても購入型CFは機能していることがわかる。一方で、このようなアクセスデータは購入型CFのみから得られるものではなく、その他の寄付型CF、あるいは投資型CFでも同様に入手可能である。しかしながら、拙稿（2021a）で提示した地域活性化に向けたCFスキームに求められる機能にあるように[15]、応援・共感性を重視する寄付型CF、経済的効果を重視する投資型CFという特性を考慮すると、事業育成期でのCF活用としては、購入型CFに優位性があるといえる。これらの事実は、CFの類型によって、それぞれに適した資金調達のフェーズ移行期が存在することを指し示すものである。

本考察において留意すべき点は２つある。第１に、東洋セラミックスの事例が新規事業ではなく既存事業の製品拡大戦略としてのCF活用という点である。第２に、東洋セラミックスがものづくり産業であるという点である。上述した事業育成期における購入型CFの優位性が、新規事業においても、また、農林水産業や観光業などの他産業においても成立しうるのかという疑問は残される。このような事業の性格や他産業での適用を考慮した議論の必要がある。

４－２　ファンド・インキュベーション概念の精緻化に向けた試論

本節では、上述の考察で得られた事業育成期における購入型CFの優位性をもとに、ファンド・インキュベーション概念の精緻化に向けた議論を展開していく。この議論における焦点は、以下の２つの項目にある。

（１）事業フェーズ（新製品開発であるか新商品開発であるか）
（２）事業分野（製造業であるか非製造業であるか）

[15] 拙稿（2021a）, pp.90-92.

はじめに、第１の焦点である事業フェーズであるが、東洋セラミックスの事例は、商品開発におけるテスト・マーケティングの一部として購入型 CF が機能していた。これは、事業萌芽期から事業育成期へのフェーズ移行期に投入される資金調達である。つまり、この時期に優位性を持つファンドにはマーケティング機能が内包されているという特性が指摘できる。それでは、その他のフェーズ移行期において、必要となるファンドの機能とはどのようなものであるのだろうか。アイデア創出から事業萌芽期へのフェーズ移行期には、新製品開発におけるフィージビリ・スタディを実施するための資金調達であるため不確実性が高い資金と言える。このような資金投入の動機としてはエンジェルとしての機能が求められる。また、事業育成期から事業開花期へのフェーズ移行期には、量産・普及に向けた大規模な資金投入が必要である。これは、不確実性は低い反面、確実に大規模資金を調達できる資金力が求められるため、産業化機能と呼べるものである。

それでは、これらのエンジェル機能、産業化機能を購入型 CF が有しているのかと考えた場合、やはり限界を感じざるを得ない。アイデア創出から事業萌芽期へのフェーズ移行期での CF 活用では、CF の利点である広告宣伝効果がマイナスの影響を及ぼす可能性がある。つまり、CF での資金調達のために、製品開発着手前にアイデアを公開する必要があり、ただ乗りのリスクが発生する。次に、事業育成期から事業開花期へのフェーズ移行期には、既に事業プロセスは関連企業を巻き込んだ状況に移っているため、仮に CF プロジェクトが成立しない場合などは、事業はたちまち資金不足に陥るといったリスクがある。これらのことは、購入型 CF を他のフェーズ移行期に展開していく障壁となることを指し示している。



（出所：筆者作成）

図５　新規事業のフェーズ移行期の役割と求められるファンド機能

議論を第２の焦点である事業分野に移したい。本稿の事例は伝統産業に位置付けられるが、より広い範囲では製造業に類する分野である。しかしながら本稿の視座は中長期の視点からの地域イノベーションの創出にあり、その対象産業分野は製造業に留まらず、農林水産業や観光業などの他産業にまで広がりを持つ。図５に示した新規事業のフェーズに記載した、事業萌芽期の「製品開発」、事業育成期の「商品開発」、事業開花期の「量産・普及」という事業プロセスにおける役割は、あくまで製造業において成立するものであり、全ての産業に当てはまるわけではない。東洋セラミックスの事例は、事業育成期として「商品開発」という役割を担っていたため、購入型 CF が適しているのであり、この時期に異なる役割があるとすれば、異なる機能を持ったファンドを選択する必要がある。ファンド・インキュベーション概念は、より一般化したプロセスを用いて、地域のアイデアが地域イノベーションとして結実するまでの過程を示したものである。つまり、産業ごとに適切な機能を持ったファンドを、適切なタイミングで適切な規模の資金投入が求められることを示している。この意味において、資金のマッチングであるファンド・マネジメントの重要性は明らかである。

5．お わ り に

本研究は、クラウドファンディングをテスト・マーケティングと位置づけ、アクセスデータを活用する事例を検討対象に、CF の将来的な立ち位置や、ファンド・インキュベーション概念の発展可能性に関する議論を補足した。検討事例において、プロジェクトを実施する事業主側のプロデューサー・ファンドレイザーや代表取締役は、CF をテスト・マーケティングと位置づけ、アクセスデータを効果的に活用していた。これは購入型 CF の特徴とマッチしており、その意味で事業育成期と位置付けた場合の実務的な弊害は生じていない。CF の類型によって、それぞれに適した資金調達のフェーズの存在が存在することを暗示するとともに、これは移行時の議論の必要性を裏返しとして提示するものである。

最後に、本研究の限界について述べる。本研究はシングルケーススタディーに基づく補足的な考察に留まるものであり、主張を補強するためのさらなる研究進展が必要である。また、ファンド・マネジメントの内容には踏み込んでいない。これらは今後の研究課題としたい。

付記

本研究は、公益財団法人石井記念証券研究振興財団・令和元年度研究助成（小杉雅俊・熊田憲「クラウドファンディングを活用した地域イノベーション創出」課題番号 411）による成果の一部である。

参考文献

熊田憲・小杉雅俊（2019）「地域金融機関によるクラウドファンディングを用いた新規事業支援における組織間連携の利点と課題についての一考察」『地域未来創生センタージャーナル』（５），pp.17-25.

――――（2021a）「佐賀県によるクラウドファンディング:地方創生の実現に向けた影響と効果」『人文社会科学論叢』（11），pp.81-94.

――――（2021b）「クラウドファンディングと地域イノベーション：ファンド・インキュベーション概念の探究的考察」『個人金融』16（３），pp.89-100.

竹本拓治（2015）「地方創生におけるクラウドファンディングの役割と可能性 ： 福井県の事例と今後」『福井大学大学院工学研究科研究報告』62・63, pp.115-123.

Hervé, F., and Schwienbacher, M.（2018）Crowdfunding and Innovation, *Journal of Economic Surveys*, 32（５），pp.1514-1530.

Kartajaya H., Kotler P., and Setiawan I.（2016）*Marketing 4.0: Moving from Traditional to Digital*, Wiley.

Landström, H., Parhankangas, A., and Mason, C. ed.（2019）*Handbook of Research on Crowdfunding*, Edward Elgar.

デジタルメディア利用に関するライフヒストリー分析の試み

土橋臣吾[1]
浅野智彦[2]
岩田考[3]
辻泉[4]
羽渕一代[5]

1. 問題関心

デジタルメディア研究は、これまで常に目の前の新たな変化を捉えることに力を注いできた。一方向的なマスメディアから双方向のインターネットへ、Web1.0 から Web2.0 へ、固定的なデバイスから移動的なデバイスへ、デジタルネイティブからネオ・デジタルネイティブへ。デジタルメディア研究はこうした変化に、都度キャッチアップすることをその中心的な課題としてきたのである。これはこの分野にとってある種の宿命といって良いだろう。新たなデバイス、サービスの登場ひとつで大きく状況が変わるデジタルメディアの世界は、絶えず「バージョン・アップ」を繰り返す世界であり[6]、新たな情報行動、新たなコミュニケーション、新たなコンテンツの形が次々に現れる。デジタルメディア研究は、まずはその新しさの記述に注力せざるを得ないのである。

こうした研究にはもちろん意義もニーズもある。というより、新しい技術やそれを使いこなす若い世代の動向は、意義やニーズを持ち出すまでもなく、この分野のもっとも基本的な関心だろう。だがそこには一定の限界もある。ごく単純に言えば、それはその「賞味期限」の短さだ。新しいものはすぐ古くなり、忙しなくまた別の新しさの記述へ向かう。必要な作業ではあるが、新しいものの登場がむしろ常態化している今日、新しいものを取り上げること自体にもはや新しさはない。ゆえに都度対象は変わるもののその語り口にはどこか既視感がつきまとうことになるし、短いスパンでのその繰り返しは、一連の研究はつまるところ新しさの後追いを延々続けるだけではないか、という疑いも呼び起こしてしまう。今日のデジタルメディア研究には、たとえばこうした難しさがあるように思われる。

では、そこから脱する道筋はどこにあるのだろうか。言い換えるなら、デジタルメディアを「新しいもの」として（のみ）捉える視点からいかに抜け出せるのだろうか。このように考えるとき、私たちの社会がこの間、それなりの長い期間に渡って各種のデジタルメディアとつきあってきたという単純な事実が、あらためて重要な意味を持つように思われる。普段意識することもないが、デジタルメディアの普及開始を、たとえばインターネットの商用利用解禁、携帯電話の端末買い切り制度開始、Windows95 の発売といった出来事が立て続けに起きた 90 年代半ばに見るなら、私たちのデジタルメディア利用には、すでに

[1] 法政大学社会学部　准教授
[2] 東京学芸大学教育学部　教授
[3] 桃山学院大学社会学部　教授
[4] 中央大学文学部　教授
[5] 弘前大学人文社会科学部
[6] そしてこの「バージョン・アップ」はソフトウェアへの「絶えざる関与」を生み出すという点で、研究者だけでなく、一般のユーザーにも日常的にキャッチアップを求めるものになっている（加島 2013: 141）。

四半世紀以上の歴史があることになる。その意味ではデジタルメディアはすでに相当程度「古いもの」であり、その新しさにではなく古さに目を向けることもできるはずなのである[7]。

実際、そうした「古さ」を意識しつつ周囲を見渡すと、そこかしこに自分自身の利用史の痕跡を見つけることができるだろう。それはたとえば、かつて使っていた二つ折りの携帯かもしれないし、部屋の隅に放置された旧式のパソコンかもしれないし、スマートフォン（以下スマホ）のホーム画面に表示されている最近あまり使わなくなったアプリのアイコンかもしれない。これはもちろんとりあえずの描写に過ぎないが、私たちのメディア利用は、いずれにせよこうした何らかの歴史的な積み重ねのなかにある。だとすれば、日々更新されるデジタルメディアの「新しさ」も、実際の生活のなかではたんなる「新しさ」としてではなく、そうした個人の利用史に積み重なる何かとして経験されてきたはずである。そしてもし、そうした積み重ねのなかで私たちのメディア利用を把握できれば、「新しいもの」の「新しさ」を追う研究とはまた別の領域が開けるのではないだろうか。

以上のような問題意識から、以下本稿では、試行的に行われた「デジタルメディア利用をめぐるライフヒストリー調査」の結果を紹介しながら、その有効性について検討してみたい。人々はその利用開始期から今日に至るまで、デジタルメディアとどうつき合い、何を感じてきたのか。そしてその延長線上で現在デジタルメディアをどう使い、どう意味づけているのか。これらのことを詳細に聞き取る調査である。上述の通り、現状ではまだ試行的段階だが、限られた調査結果からだけでも、調査協力者のデジタルメディア利用が、単線的な「新しさ」の更新プロセスとしては捉えることのできない、入り組んだ経路を辿ってきたことが見て取れる。以下ではまず、その具体的様相をいくつか紹介し、その上で、こうした研究手法にどのような意義を認められるかを検討していきたい。

2．デジタルメディア利用のライフヒストリー分析

2－1　調査概要

調査結果の紹介に入る前に、ここではまず今回の調査概要について確認しておきたい。本稿で検討するのは、2021年7月～12月にかけて行われた調査の結果の一部である。著者全員が分担して複数の調査協力者にインタビューをおこなっている。それぞれのインタビューは、事前に記入してもらった「メディア利用個人史年表」[8]（年齢を縦軸に、利用機器、交友関係、趣味の活動、主に使っていたサービスや好きだったコンテンツなどを横軸に取った独自のシート）を確認しながら、その時々のメディア利用の記憶や具体的なエピソードを中心に語ってもらう形で進めた。主要な調査項目として、それぞれのライフステージでの各種機器の利用状況、交友関係の広がり、趣味の活動の状況などを設定していたが、調査対象期間が長期に渡り、話題も多岐に広がるため、基本的には調査協力者の語りの展開に任せ、できるだけ具体的なエピソードや心情を語ってもらえるように努めた。

調査協力者は、20代後半から30代後半の7人の男女であり、世代的にはいわゆるデジタルネイティブ世代からネオ・デジタルネイティブ世代にあたる[9]。したがって、家庭環境の違いなどによる利用開始時期の差はあるものの、基本的には、思春期あるいはそれ以前から何らかのデジタルメディアに触れながら育った世代だといえる。調査協力者はすべて筆者らの知人であり、その点でかなりの偏りがある。たとえば、調査協力者は全員が大卒である。また仕事としても典型雇用であり、経済的には余裕のある階層といえる。これに伴いメディアリテラシーが相対的に高いことも推測できる。したがって、本稿では学歴とメ

[7] 本稿とは異なる領域においてではあるが、技術史の分野で同様の問題意識を展開した著作として、飯田豊らの論集がある。編者の飯田は、その冒頭で「新しいメディアの『新しさ』を深く追求しようと思えば、結局のところ、古いメディアとの比較を避けて通ることはできない」（飯田 2013: 3）と指摘した上で、「デジタル社会の系譜と行方」を考える上でのメディア技術史を展開している。

[8] 何人かの調査協力者については「メディア利用個人史年表」の作成を調査者がインタビューを進めつつ、同時に作成している。

[9] デジタルネイティブという概念に統一的な定義があるわけではないが、橋元良明らは、デジタルネイティブにあたる世代を、1976年前後に生まれた世代（76世代）、1986年前後に生まれた世代（86世代）に分けて把握し、1996年前後に生まれた世代（96世代）をネオ・デジタルネイティブと位置付けて分析している（橋元他 2010）。

ディアリテラシーを一定程度もつ、比較的裕福な若者たちのライフヒストリーを分析している。

表１　調査協力者のプロフィール

仮名	年齢	性別	婚姻	職業	居住地	出身地
小城太郎	38 歳	男性	独身	教員	千葉県	沖縄県
吉田英典	37 歳	男性	既婚	会社員	東京都	東京都
野上涼子	32 歳	女性	独身	公務員	神奈川県	神奈川県
西山希恵	29 歳	女性	独身	団体職員	宮城県	青森県
永井紀子	27 歳	女性	独身	会社員	大阪府	大阪府
前田明子	30 歳	女性	既婚	団体職員	奈良県	奈良県
川村絵里	25 歳	女性	独身	会社員	兵庫県	千葉県

本研究は、調査協力者の私的な経験を重要視した調査研究である。つまり、調査者との信頼関係が成立している調査協力者からでなければ得られないデータを収集することが本調査の目的であり、これに比してサンプルの代表性を追求することはそれほど重要ではない。そのため、調査者との信頼関係がすでに成立している知人に協力を依頼した。分析にとりあげる調査協力者の簡単なプロフィールは表１の通りである。学歴や経済階層以外の傾向としては、女性の比率が高く、首都圏、関西圏在住の比率が高い。名前は仮名を記し、本稿で取り扱うエピソード順に並べてある。

本稿はパイロット的な調査データを分析した中間的な報告であり、今後さらなる調査を予定している。最終的には、性別、既婚・未婚、学歴、職業、居住地域についてなるべく多様なケースを収集する予定である。

以下では、このような調査で得られたデジタルメディア利用をめぐる語りを、それぞれに異なるいくつかのパターンに分けて見ていくこととしたい。あらかじめ確認しておくなら、初期のインターネットや携帯端末を知る人たち（2-2）、趣味の活動との関連でのインターネット利用を中心とする人たち（2-3）、ネットの世界とリアルの世界が初めから連動していた人たち（2-4）、である。詳しく見ていく通り、それぞれのデジタルメディア利用はかなり異なる形で展開していくが、現時点で見れば、いずれの人も、現在主流のソーシャルメディアを積極的に使いこなし、今日の情報環境に高度に適応しているユーザーということになる。逆に言えば、彼ら彼女らの利用史の展開は、直近の状況だけをスナップショット的に見ればかなり似通った利用者層に見える人たちの背後に、そこに至るまでのそれぞれに異なるプロセスがあったことを示している。

２－２　インターネット・携帯電話黎明期に思春期を迎えた人々

本節では二人の 30 代男性（小城太郎さん、吉田英典さん）を取り上げる。ともに 30 代後半であり、初期のインターネットや携帯端末を経験している。

小城太郎さんは 1983 年に沖縄県那覇市に生まれ、2007 年に大学院進学のため東京に出てくるまで同市で暮らしてきた。インターネットに初めて触れたのは高校１年生のとき（1999 年）、同じ年にポケベルを使い始めている。携帯電話を初めて持ったのは大学１年生のとき（2002 年）であった。現在は教員として首都圏で働いている。

吉田英典さんは 1984 年に首都圏に生まれ、その後、保護者の仕事の事情で小学校低学年までオーストラリアのシドニーで暮らした。９歳で日本に戻ってきてからは現在に至るまで首都圏で生活している。初めてインターネットに触れたのは中学校３年生のとき（1999 年）、携帯電話を初めて持ったのは高校１年生のとき（2000 年）であった。現在は首都圏で出版社に勤務している。

二人ともインターネットや携帯端末の普及初期に思春期を迎え、それらを用いながら自己形成した最初の世代である。その点でネット・携帯第一世代といってもよいかもしれない。

二人の語りを参照しながら以下では３つの主題について触れることにする。第一がメディア経験の歴史性、第二が初期ユーザー（アーリー・アダプター）の経験、第三が結婚の効果である。

２－２－１　メディア経験の地層

はじめに注目したいのは、二人とも中学・高校時代に（ある程度まで現在でも）熱心なラジオのリスナーであったという点だ。小城太郎さんは放送委員であったため、素材探しのため音楽番組（NHK-FMの「ミュージックスクエア」など）を聞くとともに、大学入学以降は声優やアニメ関連（林原めぐみなど）のラジオ番組を熱心に聞いていた。吉田英典さんも同じく声優（丹下桜など）の深夜番組を中学校に入った頃から聞き始めている。また吉田英典さんは、録音した番組をカセットテープ・ウォークマンで通学時間に聞くという習慣も持っていた。

すでに触れたように彼らはネット・携帯第一世代であり、ともすればそれらの新しい技術との関係に注意が向けられがちである。だが彼らが新しい技術を経験する際に、より古いメディア（ラジオやカセットテープ）の利用が背景として、あるいは並立して経験されているという点にも注意を向ける必要がある。実は吉田英典さんも放送委員を経験しており、「放送」に象徴される経験や想像力を前提に彼らはネット・携帯に触れ始めている。新しいメディアは、それが新しいからこそ、つねに古いメディアとともに経験される。新旧メディアの経験は、地層のようなものとして、すなわち積層、褶曲、断層、露出をともなう経験として捉える必要がある。

同時に注目すべきは吉田英典さんが使っていたカセットテープ・ウォークマンがこの時点ですでにひとつ前の技術と一般にはみなされていたということだ（この時点での主流メディアはMD）。吉田英典さんがこれを使っていた理由は「たまたま家にあったから」というものであった。これが意味するのは、メディア利用の歴史性が同時に個々人の環境に依存する偶発性に常にさらされているということだ。このような偶発性により、メディア経験の地層は一様に積み重なっていくのではなく、ときに時間順を逆転させるかのような折れ曲がりを見せる。

２－２－２　初期ユーザーという経験

次に注目したいのは、小城太郎さんが「初期ユーザー（アーリー・アダプター）である」という事態を繰り返し経験してきているという点だ。彼がネットを使い始めたのはちょうど２ちゃんねるが立ち上がった頃であり、２ちゃん以前のアングラ掲示板の雰囲気もそれとなく知りながらネットの世界へ入っていった。高校時代に使っていたのはサービス開始初期のYahoo! チャットや美少女ゲーム製作会社の公式掲示板などで、特に後者では美少女ゲームについて同好の者たちと語り合っていた。その後の掲示板文化、mixi[10]、Twitter等々、小城太郎さんは様々なサービスを開始後の比較的早い時期に使い始めている。そしてそのたびに彼は初期の（アーリーアダプターたちの）独特の熱気から、ユーザー拡大期の盛り上がり、そして「○○疲れ」にいたる経過を経験してきた。

メディアについて語るとき、人は暗黙のうちに新しい技術の登場が古いそれを陳腐化する、という構図をとりがちである。だがネットの到来とともに思春期を迎えたこの世代の人々は、積極的なネットユーザーであるほど「新しい技術の陳腐化」というこの過程を繰り返し経験し、それによってこの構図そのものの陳腐化をこそ経験してきたように思われる。そこにおいて「新しさ」と「陳腐さ」とは対立していない。むしろ「新しさ」こそ「陳腐さ」なのである（「メタバース」の話を聞いて「セカンドライフ」を思い出してしまうように）。

ところで「新しさこそが陳腐である」という感覚は、「どうせこれもまたすぐに」といったシニシズムをもたらし、「新しい」技術への関心を低下させそうなものだが、小城太郎さんの場合はそのようになっ

[10] 日本のソーシャルメディア。招待制のソーシャルネットワーキングサイト（SNS）であり、2004年にサービスを開始し2000年代に急拡大した。

ていない。その一つの理由は、小城太郎さんが技術それ自体よりも、それによって可能になる趣味活動に一貫して動機づけられているということだ。長年にわたって小城太郎さんは、テーブルトークロールプレイングゲームのプレイヤーであり、GLAY のファンであり、声優のユニットを「推し」てきた（小城太郎さんは多趣味であり、しかもそのいずれもキャリアが比較的長い）。この点で、小城太郎さんは、他の節で紹介されているポケモン愛好者の女性と通じるところがありそうである（ダナ・ボイドであれば関心ドライブ型のメディア利用と呼ぶであろう（boyd 2014=2014））。新しさこそが陳腐さであるというシニシズムは、小城太郎さんの場合、趣味への愛によって軽々と乗り越えられているように見える。

吉見俊哉のアメリカ論にならっていえば、インターネットはある時期に（日本にとってのアメリカがそうであったように）シンボルからシステムに変わったのであろう（吉見 1997）。インターネットの普及期にすでに成人年齢に達していた人々にとってそれは自分たちの外側にあるシンボルである。それにユートピアを見出すものもディストピアを読むこむものもともに（ネットに先立って存在している）自分の感覚を投影している。だが同じ時期を思春期として経験した人々にとって、ネットは自己形成の土台として機能する。ネットはもはや自分の外側にあって惹きつけられたり反発したりするような対象ではない。それは端的に（所与の前提として）ある。いわばそれはほとんど意識されない環境なのである。

もちろんいつの時代にもメディア技術の成熟はそれを環境として定着させてきた。インターネットや携帯端末がそれらと異なるのは、上で見たような偶発性（例えば趣味の有無や内容）を増幅して組み込みながら、環境をいっそう個人化させていくという点であろう。

2－2－3　他人の経路への依存

最後に注目するのは、吉田英典さんが結婚によって経験した変化である。結婚は大きなライフイベントであり、趣味やメディアの利用の仕方もしばしばそれによって変化を余儀なくされる。吉田英典さんはあるアイドルの熱心なファンであったが、結婚を機にファンとしての活動は休止状態にあるという。パートナーに何か言われたわけではないのだが、例えばアイドルのグッズなどを「見られるのはちょっと…」と感じてしまうという。

メディアの利用についても様々な変化が生じている。例えば、毎日連絡を取る相手としてパートナーの比重が顕著に大きくなったことなどがそうだ。モノの水準でいうと、吉田英典さんは結婚後、パートナーが持っていた PlayStation（以下 PS）4 をよく利用するようになり、逆に自分がそれまで使ってきた Nintendo 3DS（以下 3DS）をあまり使わなくなっていったという。また、コロナ禍の時期にパートナーのリクエストで Nintendo Switch（以下 Switch）を購入している。

ライフイベントと趣味やメディア利用との関係に着目する研究は、多くの場合、ある時点でそのイベントをすでに経験した者としていない者とにわけて、両者の間にどのような違いがあるかという論じ方をする（計量系の研究であれば、結婚経験ダミー変数を多変量解析に投入するなど）。例えば、既婚グループにはアイドルファンが有意に少ないという結果が出たなら、結婚というライフイベントがアイドルファン活動を抑止しているのだろうと推測することになる。さらに、同一の回答者に対して一定期間をおいて繰り返し調査するパネル調査であれば、因果関係の向きをより確実に特定することもできるかもしれない。しかし、そのような調査によっても、3DS から PS 4 への移行をライフイベントの効果として見出すことはほとんど不可能であろう。表面上それは、ゲームプラットフォームの単なる乗り換えや、機器としての世代交代のようにしかみえないだろうからだ。今回のインタビューが示しているのは、それが実は結婚というライフイベントを機に生じた二人のメディアヒストリーのすり合わせの結果であるということだ。

結婚生活とは、二人のメディアヒストリーの間に生じる相互交渉である。それぞれのメディアヒストリーの経路がお互いに干渉しあい、経路を変えていく。先に見たようにメディア利用は常に経路依存的であるが、ここにみられるのは他人の経路への依存とでもいうべき事態である。二人は互いの偶発性を取り込むことによって自分のメディア環境を変化させていく。

2－3　平成初期生まれファンのデジタルメディア・ライフヒストリー

次に、1989年生まれの野上涼子さん、1992年生まれの西山希恵さんという、平成の初めに生まれた女性たちのデジタルメディア・ライフヒストリーについて紹介したい。前者は地方公務員、後者は公共放送勤務と、いわゆる「手堅く真面目な」職業に就いていることと同時に、日常生活の多くの部分をファンであることが占めている点が共通している(前者はジャニーズ系男性アイドルの、後者はポケモンのファン)。

モバイルメディアの普及とともに、いわゆる「オン / オフ」や「日常 / 非日常」を切り替えたり、それらを連続的に過ごしたりすることは容易になってきた。それゆえ、こうした真面目な職業に就いた30歳代の女性であっても、それと同時にファンであることが当人のアイデンティティにおいてきわめて大きな要素をしめることはもはや珍しくない。では、いかなる経路をたどって、デジタルメディアとその利用が、彼女たちの日常生活に「深く埋め込まれる」こととなっていったのか、当人たちのライフヒストリーから追ってみよう。

2－3－1　ライフヒストリー≒メディア普及史

野上涼子さんは1989年生まれ（2021年段階で32歳）で、生まれも育ちも神奈川県の大手私鉄沿線郊外住宅地である。地元の公立小・中から県立高校に進み、４年生の文系私立大学を卒業後は、地元の自治体で地方公務員をしている。現在は、頭金を父親が、ローンを自分名義で組んで購入した一戸建てに、両親と妹と一緒に暮らしており、こうした表向きの経歴からも伺えるように、いわゆる真面目な優等生タイプである。

まず彼女のライフヒストリーを追って見えてくるのは、メディアの普及と個人のライフイベントの重なり合いであろう。小２の時に母親にお下がりでもらった携帯用ゲーム機や中１から家族と共用で使い始めたパソコン以外で言えば、中２からプリペイド式の携帯電話、高１からは携帯電話と、通塾や高校への通学といった、移動時間・距離の増大とともに、モバイルメディアを使い始めたことが伺える。さらに大学３年生からは、就職活動に備え外出先でもｅメールが確認できるように、スマホを使い始めていた。

そしてそれ以降は、新規に開始されるメディアやサービスの利用と当人のライフイベントがリンクしていく。彼女がサービス開始１～２年以内に利用してきたものを列挙すれば、高校時代の友人やファン仲間との交流、さらには大学入学時の友人形成に役立ったのは高１から始めていたmixiであり、K-POPも好きになってハングルでアカウントを作って情報収集に役立ったのは高２から始めたTwitterであった。東日本大震災直後から連絡用にはLINE（大学４年生から利用）がメインとなるが、社会人４年目から始めたInstagramでは、好きなアイドルをカップリングした二次創作（社会人になってから始めた刺繍作品）を投稿して楽しんでおり、一方で30歳になる直前には、マッチングアプリのomiaiを使って交際相手を探していて、mixi以外のサービスはその後も使い続けているという。

このように、平成初期生まれのコーホートである彼女の場合、今日ではポピュラーとなった各種のデジタルメディアやサービスの利用が、調査対象者自身のライフイベントの展開に伴って、あたかも「地層」が積み重なるように、定着してきた様子がうかがえる。

2－3－2「観察者的リアリティ」のファン文化

そのように多様化したデジタルメディアの利用経験は、ファンとしてのありようとも関連しているようだ。例えば、かつてのマスメディア中心の時代ならば、「僕たちは一生サユリストです」というように、疑似恋愛の「当事者」として、ほかの何よりも強く想いを寄せるような体験を、同世代内の多くが持ち合わせていることが一般的だった。だが、多種多様なサービスや楽しみがある今日では、むしろ一歩引いた視点から、その成長を見守ったり、時にはあたかもファンの側に主導権があるかの如く、そのプロデュース感覚を楽しんだりするような感覚が、それぞれのファンごとにあり、それゆえSNS上などでこうした経験をわざわざ持ち寄って「共有（シェア）」する必要があるようだ。これは「(ファンの）観察者化」と

もいえよう（辻　2012，辻・南田・土橋　2018）。

野上涼子さんの事例で言えば、彼女がジャニーズ系男性アイドルを好きになったのは、幼稚園の頃にテレビでSMAPの香取慎吾を見かけてからであり、平成初期生まれのコーホートにおいては、こうしたマスメディア中心の時代の経験も幼少期にはあるようだ。

だがファン活動が本格化するのは、中１のころに嵐の松本潤を好きになってからであり、それ以降、大学生時代にK-POPにハマる時期を経つつも、基本的には嵐ファンとして活動してきた。そして社会人になってからは、自分よりも年下のアイドルに関心を寄せたり、特定個人だけでなく、グループ全体やジャニーズ事務所全体を応援したりすること（「箱推し」「事務所推し」ともいう）が多くなってきたという。

彼女の場合、「観察者化」したファン行動は、最近の傾向ではなく、小５のころに、いわゆる同人誌と出会って、その世界にハマってしまったことも大きく影響しており、中１のころに共用のパソコンを使い始めたことで、インターネット上での様々な腐女子[11]たちの活動を知ることとなり、嵐の松本潤についても、すでに当時から櫻井翔とのカップリングについての二次創作を始めていたのだという。そして今日では、社会人になってから始めた刺繍による作品をInstagramに投稿して楽しんでいるという。

２－３－３　「ポケモン発売」という年号～「日常」に浸透したファン文化

続いて、ポケモンファンの西山希恵さんの事例を取り上げるが、彼女もまた世間的な経歴でいえば、国立大学を卒業した後、典型雇用で働いていて、かなり記憶力もよく、学生時代も優秀であった独身女性である。そして同時にプライベートな生活においては、ゲームなどのメディアコンテンツ、そしてデバイスやキャリアの種類にもこだわりがあり、そうしたファンとしての行動が日常化しているタイプといえる。

それゆえに、メディアの利用歴を尋ねた際も、いわゆる年号や西暦年での記憶があいまいだったのが印象的であった。このような調査において、メディア利用についてどのような利用の変遷をしてきたのか、確かな記憶を持っている人のほうが少ないのかもしれない。西山希恵さんも、現在使用しているスマホの利用開始時期を思い出そうとしても年月では答えられなかった。しかし、すぐに「iPhone SE ２の発売と同時」と教えてくれた。iPhone SEの後継機器が発売されるのを待って購入したのだという。

これは、ゲーム機のSwitchの購入時期についても同様であった。「任天堂が好きだから」という理由でSwitchを使用しているが、購入時期について尋ねると「ポケットモンスター ソード・シールドが発売された時」という。そしてゲーム機の変遷を尋ねようとすると「ゲームは……あ、ゲームはずっと、ポケモンシリーズが出るたびに……」という。そして「ポケモン」だけではなく、さまざまなゲームが発売された時期とセットでメディア機器の購入を語ってくれた。ファミコンは「マリオカート」が発売された際、64は「ドンキーコング」が発売された際、「戦国無双」はPS２、「スーパーマリオランド２－６つの金貨－」ではゲームボーイ、「波乗りピカチュウ」はゲームボーイカラーといった具合であった。

発売と同時に入手したものばかりではないようだが、ゲームボーイアドバンス、DS、そして３DSもすべて購入しており、それは主にポケモンをしたいがためであって、大学生になってからも親に資金援助を交渉してでも購入してきたのだという。このようにサービスやモノの種類に強いこだわりを持ってメディア利用経験を重ねていくタイプは、ゲームのみならずファン文化に見られる特徴と言ってよいのではないだろうか。

２－３－４　デジタルメディア利用の意識－対趣味と対人間

実査中に印象的だったことは２つあった。１つは、インタビュー終了時に「こうやってみると、たくさんやっている（＝ゲームソフトやゲーム機を買っている）んですね」と彼女が感想を述べていたことであ

[11] 腐女子とは、主として2000年代中盤以降に用いられてきた女性オタクのある属性を意味する言葉で、男性同性愛的な表象を描いた小説やマンガを愛好する人々のことをいう。婦女子と同じ発音だが、そうした性的指向を揶揄したり自虐的に自己紹介したりする意味合いから「腐」という漢字を用いている。

る。この言葉からは、ファンとしての活動があまりに日常化しているがゆえに、こうしたメディア利用の積み重ねに対して意識的ではなかった様子がうかがえた。メディア利用が日常生活に深く埋め込まれ、多種多様なデジタルメディア利用の経歴が地層をなしているにもかかわらず、利用者本人はその歴史を意識することがない。これもまた、デジタルメディア普及後の典型的なファン文化のありようと言えるだろう。

2つ目は、携帯電話のキャリアについて尋ねた際のことである。彼女の家族は、彼女が使用しているのとは異なるキャリアを利用している。家族で利用すれば割引など特典があるにも関わらず、彼女だけソフトバンクを利用している。理由をきくと「社会人になって家族離れ、自立しようと思ってケータイ会社を（家族とは異なるものに）変えました」という。趣味に関わるメディア利用については、特段の意識することがないようであるが、家族や人間関係に関わるケータイについては、親密な人間関係に対する彼女なりの態度を表象させている。

「メディア社会」という用語が定着して久しいが、まさにコンテンツやデバイスは環境に深く埋め込まれ、それと同時に、意識することなくなめらかに利用されている。その一方で、メディア選択による人間関係への態度表明という利用もある。メディア環境の地層は踏み固められて安定しており、足元を意識することなくメディア利用者は日常生活を送っている。もちろん、意識を向けさえすれば、メディア環境は可視化される。彼女にとって家族は意識されるものであり、そこからの自立の表明がケータイのキャリアを別にすることというのは興味深いことではないだろうか。

iPhone SE 2が「発売されるまで待つ」ことであったり、ポケモンの新しいソフトが出れば同時に対応するゲーム機を購入したりといった行動について、西山希恵さんは全く違和感をおぼえていない。そして、多くのメディア利用者にとっても違和感のない行動であるだろう。しかし調査者の側からみれば、興味深いエピソードである。つまり、ソフトやデバイスの後継機器が実際に発売されるかどうかは未確定であるのだから、デバイスの買い替えを検討した時期に売られているものを購入すればよいだろうし、すでに所有しているゲーム機で遊べるソフトを購入すればゲーム機を何度も購入する必要もないようにも思われる。西山希恵さんのようなファンは単にゲームで遊びたいわけではなく、さらに人とのコミュニケーションのためのデバイスやキャリアであれば何でもいいからデジタルメディアを利用したいというわけでもないのである。日常的に使用するデバイスの好み、ゲームの好みによって、利用が方向づけられるのである。こうしたファン文化をたしなまない人間からすれば、ファンの行動は「非合理的な消費」に見えなくもないが、これこそが「メディア社会」におけるファンの文化的行動の典型ともいえるのではないだろうか。

2－4　デジタルメディア利用が日常化した世界で生きる人々

最後に、27歳の永井紀子さんを中心に3名の女性のデジタルメディア利用をみていく。永井紀子さんは、1994年に大阪府南部で生まれ、小学校2年生の時から高知市の中心部で育った。大学進学のため大阪に転居し、卒業後に電気メーカーに就職して3年間の東京勤務を経験する。現在は、大阪市の中心部に住み、本社で商品企画の仕事をしている。今回の調査対象者の中では比較的若く、橋元良明ら（2010）が「ネオ・デジタルネイティブ」と呼ぶ世代にあたる。

なお、永井紀子さんと利用の特質に共通点の多い、関西在住の25歳の独身女性（川村絵里さん）[12]と30歳の既婚女性（前田明子さん）[13]のケースについても補足的に取り上げる。

[12] 川村絵里さんは、1996年に千葉県で生まれ、3歳の時に転居してから現在に至るまで兵庫県西宮市に住んでいる。進学した大阪の大学には自宅から通学し、卒業後に金融機関に就職した。しかし、仕事があわず大阪市の中心部にある不動産管理会社に転職し、現在は事務の仕事をしている。

[13] 前田明子さんは、1991年に奈良県中部の郡部で生まれた。大阪にある大学にも自宅から通学し、小売業に就職してからも、店舗勤務をしていた4年間は自宅から通勤していた。本社で人事の仕事をすることになり、実家を離れ大阪市内で2年間生活をする。2020年に結婚を契機として奈良県に転居し、団体職員に転職して窓口業務を行っている。本節で取り上げる3名の中で、前田明子さんのみ既婚者である。しかし、結婚してすぐに配偶者が単身赴任（居住地と同一県内）しており、独身時代と生活スタイルは大きく変わっていない。ただし、結婚する少し前から、現在の配偶者のSwitchを借りてゲームをするようになるなど、2-2で指摘したような配偶者の影響もみられる。

ダナ・ボイド（boyd 2014=2014 : 16-19）は、インターネットの初期ユーザーが共通する興味や関心に基づいて形成したオンラインコミュニティが、SNS などのソーシャルメディアの登場によって友だち同士でつながるためのプラットフォームに変質したことを指摘している。永井紀子さんらのデジタルメディア利用は一見すると、ダナ・ボイドが指摘するところの「関係」に動機づけられたものに見える。しかしより正確に言えば、彼女たちのデジタルメディア利用は、「関心」と「関係」という二分法が失効するような「日常」の中でなされている。それは、呼吸するのと同じように「自然」なものであり、普段は取り立てて意識されるようなものではない。永井紀子さんの言葉を借りれば、彼女たちのデジタルメディア利用の最大の特質は、「リアルと連動」していることにある。

2－4－1　インフラとしてのメディア

永井紀子さんがケータイを使い始めたのは中学校１年生の時であり、初めは母親のケータイを借りるという利用の仕方であった。自分のケータイを購入したのは中学２年生の時である。「クラスの半分以上、持ってたので」「欲しくてたまらなくて」、親にねだって買ってもらったと言う。また、高校３年生の時にスマホを利用し始めたのは、「仲いいグループの子のほとんどが、もうスマホを持ってて、みんながLINE でやりとり」するようになったからである。川村絵里さんや前田明子さんのケータイやスマホ利用のきっかけも、永井紀子さんと非常によく似ている。

彼女たちがケータイやスマホを利用するようになったのは、友だちとコミュニケーションをとる上で必要だったからであり、「関係」に動機づけられた利用と見なすこともできる。しかし、「関係」に「動機づけられた」というよりは、日常的にコミュニケーションを行う中で「自然」にケータイやスマホを利用するようになったと言うほうが実態に近い。永井紀子さんより少し年上の前田明子さんは、中学生の頃、友だちと「手紙」（独特の折り方をした紙の手紙）をやりとりしたり、紙の「プロフィールブック」[14] を交換したりしていたが、ケータイのメールやプロフ [15] に徐々に置き換わっていったと言う。つまり、既にあったコミュニケーションの延長上にケータイの利用がなされたのである。

永井紀子さんのデジタルメディア利用の特質は、ケータイやスマホに限ったものではない。そのような特質は、小さい頃からのデジタルメディアの利用にもあてはまる。永井紀子さんが初めて使用したデジタルメディアは、友だちの家にあったニンテンドーゲームキューブや両親が所有していた PS である。それぞれのゲーム機で遊んだソフトで憶えているものはあるものの、ゲームをすること自体に関心があったというよりは、友だちと遊ぶ中で「自然」とそれらのゲーム機を利用するようになっている。

また、LINE だけでなく他の SNS も同様に友だちとの日常的な関係の中で利用されている。永井紀子さんが Twitter を利用し始めたのは、大学に入学する直前である。「大学入学前に、多分、スマホデビューしてから入れて、初めは同じ大学の子をフォローしたりフォローされたりみたいな」「リアルと連動している形で」使用していたと言う。

他で取り上げた年長世代とは異なり、永井紀子さんたちは使用してきたケータイやスマホの機種を明確には覚えていなかった。インタビューする中で永井紀子さんが初めて購入したケータイが W61SA という機種であることが判明した。しかしそれは、友だちと撮ったプリクラにたまたま機種名が書き込まれていたからである。彼女たちにとってケータイやスマホは日々の生活を支えるインフラのようなものであり、その利用は記憶されるような特別なものではないのだ。

[14] 一般には「プロフィール帳（プロフ帳）」「サイン帳」と呼ばれ、名前、誕生日、血液型などのプロフィールや好きなものなどを記入する欄がある。80 年代にもみられたが、バインダー式など少しずつ形態を変え、90 年代から 2000 年代に小学生や中学生の特に女子の間で流行した。

[15] プロフサイトとも呼ばれ、プロフィールサイトの略称である。モバイルサイト上に自己紹介ページを作成できるサービスであり、代表的なものとして「前略プロフィール」がある。2000 年代、携帯電話のパケット定額制の普及もあり、中高生の間で流行した。

2－4－2 「趣味」の日常化とデジタルメディア利用

これまで見てきたように、永井紀子さんたちのデジタルメディア利用の多くは「日常的な関係」を基盤としている。しかし、「関心」に動機づけられたと見なしうる利用も少なくない。永井紀子さんは、小学校5年生の頃からHey! Say! JUMPの山田涼介のファンであり、Twitterを使いライブなどの情報を得ていた。永井紀子さんと同様に「ジャニオタ」であった川村絵里さんも、ジャニーズWESTに関する情報を交換するためにTwitterを積極的に活用してきた。

ただし、彼女たちはライブのために全国に遠征する程度には「シリアス」であるが、二次創作などを自ら発信するほどには趣味の世界に没入しているわけではない。他で取り上げた「シリアス」なファンからすれば、永井紀子さんたちの趣味とのかかわりは「カジュアル」なものと言えるかもしれない。

高橋幸・永田夏来（2021）は、1980年代から90年代にかけてのいわゆるバブル期の恋愛観では、多様であるはずの親密な関係性のなかで、恋愛が特権的なものと見なされていることを指摘している。同じように、1980年代や90年代に「文化」の「オタク」な享受の仕方を経験した人々は、オタク的な文化との関わり方を特権的なものと見なす傾向があるように思われる。

しかし、先述したようにインターネットがシンボルからシステムに変わったと見なしうるのと同様、オタク（あるいはオタク的な文化とのかかわり方）もシンボルから意識されない環境としてのシステムに変わったと言えるのではないか。大倉韻(2021)によれば、オタクを自認する若者は東京(杉並)でも地方(松山）でも半数を超え、一般化している。濱野智史（2012）が「ライトオタク」と呼ぶような、共有することを前提としてコンテンツを消費する人々にとって、「関係」と「関心」という区分はあまり意味をなさないであろう。

永井紀子さんは、ジャニーズだけではなくモーニング娘。などハロプロ（ハロー！プロジェクト）などのアイドルのファンでもあるのだが、一番の趣味は「マンガ」だと言う。「マンガMee」「マンガPark」「ジャンププラス」「ヤンジャン!」「サイコミ」など多くのアプリを使って、「マンガもめっちゃ見」ている。このアプリの利用はマンガというコンテンツへの「関心」に動機づけられたものとも言えるが、友だちとの「関係」に動機づけられた利用とも見なせる。というのも、「リアルの友達で趣味がかぶってるので、アイドルも好きでマンガもアニメも好きみたいな子が多く」「話題の一部としてしゃべる」ことも少なくないからである。永井紀子さんたちが生きる日常は、「関係」と「関心」という二分法が失効したような世界と考えるほうが適切なのではないだろうか。

2-4-3 記憶されないメディア経験

先に見たように、インターネットの初期ユーザーにとって、ネットは「ここではないどこか」というある種の憧れの対象であった。それに対して、現在20代後半の永井紀子さんたちにとって、ネットは「今ここ」というリアルそのものと言えよう。

彼女たちのPC利用は、このことを逆照射している。彼女たちは、プライベートでPCを利用することはほとんどない。ただし、彼女たちのPCのスキルが必ずしも低いわけではない。例えば永井紀子さんは、コロナ禍においてリモートワークを苦もなくこなし、社内ネットワークの使い方がわからない30代や40代の上司に教えたりもしている。彼女たちが学業や仕事以外でPCをほとんど利用することがないのは、日常とシームレスにつながるスマホの利用とは異なり、PCを立ち上げるという行為が日常を途切れさせてしまうものだからなのかもしれない。

これまでのメディア経験は、彼女たちのデジタルメディア利用に影響を与えてはいるだろう。しかし、機種名が記憶されていないことに象徴されるように、そうした経験が彼女たちの記憶に深く刻まれることはない。彼女たちが生きる日常は、デジタルメディアがまさに環境となった世界である。彼女たちのメディア経験は固形物として堆積するというよりは、すぐに気化し、彼女たちをとりまく「空気」のように意識されることなくメディア利用の仕方に影響を及ぼしているように思われる。

3．考　察・結　論

以上、調査協力者のメディア利用の展開を３つのパターンに分けて概観してきた。確認した通り、それぞれのメディア利用の展開プロセスは、メディアの「新しさ」が単線的に順次経験されるプロセスとして描けるようなものではない。そうではなく、それはたとえば、デジタルメディア以前のオールドメディアの利用経験、初期採用者に特有の感覚、結婚による配偶者の影響（以上２−２）、特定のコンテンツとの関係（２−３）、その時々の友人関係（２−４）といった様々な外部要因に規定される経路依存的なプロセスであり、彼ら彼女らはこうしたほとんど雑多ともいえる要因を介しながらメディアと関わり、その展開のなかでメディアに独自の位置を与えていくのである。では、私たちはこうした多様な経路の存在からどのような含意を引き出せるだろうか。最終節となる本節では、この点について考えつつ、メディア利用のライフヒストリー分析の意義について検討しておきたい。

まずはもっとも基本的な確認から始めよう。本調査の結果からまずいえるのは、こうした多様な経路が確認できる以上、この間の情報環境の変化は、それによって人々の情報行動や生活様式が一様に変化するプロセスでは決してなかった、という単純な事実である。見てきた通り、彼ら彼女らのメディア利用の展開は、それぞれに異なる興味関心、人間関係、生活文脈のなかに各種のメディアが組み込まれていくプロセスであり、それぞれのメディア利用の経路はそこで一様に収斂するのではなく、多様に分岐していたのだった。生活のあらゆる局面に遍在するデジタルメディアは確かに社会全体を一様に包み込む環境になったかのように見えるが、比喩的にいうなら、その一様に見える環境のなかには、多種多様ないわば「ニッチ（niche）」が形成されてきたのであり、彼ら彼女らは、デジタル情報環境一般というより、そうしたそれぞれに固有のニッチを生きてきたのである。

したがって、前節で具体的に見たように、ある程度近い世代であっても、たとえば「初期ユーザー」としての経験がある人とそうでない人、「リアルとの連動」があらかじめの前提になっている人とそうでない人では、デジタルメディアはかなり異なる形で受容されるし、その違いはおそらく互いによく見通せない状態にある。しばしば指摘される通り、メディア利用の個人化[16]が進むデジタル情報環境においては、誰もが同じようなデバイスやサービスを使いながら、他人の使い方についてはほとんど何も知らないという状況が生まれるが、それはたんに目の前の他人がスマホで何をしているか分からないからではない。それはむしろ、それぞれが辿る経路、それぞれが獲得するニッチの見えなさであり、だとすれば、デジタルメディアの四半世紀とは、ひとつには、人々のメディア利用の深化に伴って、互いの相互不可視性が亢進する、そうしたプロセスだったといえるだろう。

もちろん、そこにはポジティブな面も多くある。自分に適したそれぞれのニッチでは、個人の興味関心をどこまでも深く探ることができ、多様な生き方や関係のあり方を試すことができ、自分の世界を豊かに保つことができる。繰り返し議論されるフィルターバブル（Paliser 2011=2016）などの問題はあるにせよ、それは基本的には個人の自由の拡大として評価されるべきだろう。だが、社会生活における他者理解という局面では、それはネガティブにも作用しうる。それぞれの個人がそれぞれに最適化された世界を生きるということは、メディアが共通体験や相互理解のベースとして機能しにくくなるということでもあるからだ。それが即座に何らかの社会的分断を帰結するわけではないが、互いの見えにくさが通奏低音となる社会は、そうではない社会とは別の難しさを抱えることになるように思われる。

だが、本稿で試みたようなメディア利用のライフヒストリー分析が何かしらの役割を果たすことができるとすれば、それもまたこうした状況のなかにおいてだろう。それはひとつには、他者の辿ってきた経路を知ることで、自分とは違う他者がなぜ、いかにして今そうあるようなメディア利用のスタイルに至ったのか、その背後にある事情、すなわち岸政彦の言う「他者の合理性」の理解に近づけるからである（岸政

[16] デジタルメディア利用の個人化については、辻（2018）の議論を参照。

彦 2016：29)。もちろん完全な理解など期待すべくもないし、どれだけ調査を重ねても触れることができるのはごく一部に過ぎない。だが、他者が辿った経路を垣間見ることは、それぞれのニッチが無限に多様に分立するなかでの他者理解の方法として適切なものに思われるし、それは、高度に個人化したデジタルメディア社会を、そのメリットを維持しつつ営むためのひとつの出発点になるはずである。

そしてさらにいうなら、こうした他者の経路の理解＝他者の合理性の理解は、冒頭で触れた「新しさ」に照準するデジタルメディア研究と有効な補完関係を作ることもできるように思われる。若年層のメディア利用への関心などを想起すれば分かるように、「新しさ」の報告が価値を持つのは、一言でいえば、そこに既知の現状の外部を感じさせる何かがあるからであり、それゆえ「新しさ」に注目する視点はときに、その対象を外部から到来した他者として見てしまう危険をはらんでいる。だが、当然ながら、新しいメディアを使いこなす新しい世代は、社会の外部から突如やってきたわけではなく、この社会のなかでそれぞれの経路を辿ってきたはずである。だとすれば、メディア利用のライフヒストリー分析は、そこでも何かしらの役割を果たせるだろう。

付記

本研究は、モバイル・コミュニケーション研究会がおこなった調査データを使用している。調査協力者の方々の善意によって、メディア利用や人間関係、趣味活動などをかなり努力していただき、細かく思い出してもらった。著者一同、調査協力者のみなさまに心よりお礼を申し上げる。また科学研究費「モバイル化社会の実態解明と将来構想に関する社会学的実証研究」（課題番号：20H01580)、令和３年度地域未来創生教育・研究プロジェクト「地方から公共性を問い直す－ローカルメディアを基点として」の成果であることも記して感謝申し上げる。

参考文献

boyd, danah. 2014, *It's Complicated: The Social Lives of Networked Teens,* Yale University Press.（= 野中モモ訳，2014『つながりっぱなしの日常を生きる : ソーシャルメディアが若者にもたらしたもの』草思社. ）

濱野智史，2012,「デジタルネイティブ世代の情報行動・コミュニケーション」，小谷敏・土井隆義・芳賀学・浅野智彦編『若者の現在 文化』日本図書センター，63-106.

橋元良明他，2010『ネオ・デジタルネイティブの誕生―日本独自の進化を遂げるネット世代』ダイヤモンド社.

飯田豊，2013「はじめに」，飯田豊編『メディア技術史―デジタル社会の系譜と行方』北樹出版，3 - 4 .

加島卓，2013「『つながり』で社会を動かす」，土橋臣吾・南田勝也・辻泉編『デジタルメディアの社会学―問題を発見し，可能性を探る（改訂版)』，北樹出版，130-144.

岸政彦，2016「生活史」, 岸政彦・石岡丈昇・丸山里美『質的社会調査の方法―他者の合理性の理解社会学』有斐閣，155-240.

宮入恭平・杉山昴平，2021,『「趣味に生きる」の文化論―シリアスレジャーから考える』ナカニシヤ出版.

大倉韻，2021,「オタク文化は , 現在でも都市のものなのか」，木村絵里子・轡田竜蔵・牧野智和編『場所から問う若者文化―ポストアーバン化時代の若者論』晃洋書房，24-44.

Pariser, Eli. 2011, *The Filter Bubble: What the Internet Is Hiding from You,* Penguin Press.（= 井口耕二訳，2016『フィルターバブル――インターネットが隠していること』早川書房）

髙橋幸・永田夏来，2021「討議 これからの恋愛の社会学のために」『現代思想』49（10）：８-30.

辻泉，2012「「観察者化」するファン―流動化社会への適応形態として」『アド・スタディーズ』公益財団法人 吉田秀雄記念事業財団，40 号：28-33.

――, 2016「携帯電話の利用実態に関する質的調査法の探求―メモリー（アドレス帳）機能の内容分析とライフ・ヒストリー分析の可能性」『中央大学社会科学研究所年報』中央大学社会科学研究所 20 号：43-81.

――，2018「メディア社会論のために」，辻泉・南田勝也・土橋臣吾編，2018,『メディア社会論』有斐閣，３-15.

辻泉・南田勝也・土橋臣吾編，2018『メディア社会論』有斐閣.
吉見俊哉，1997「アメリカナイゼーションと文化の社会学」，見田宗介他『岩波講座　現代社会学　1　現代社会の社会学』岩波書店．157-231.

トノサマバッタせんべいはどのように評価されるのか：学生へのグループ・インタビュー調査より

日比野 愛子[1]
樋口 智之[2]
清武 凛[3]
吉仲 怜[4]
山科 則之[5]
管原 亮平[6]

はじめに

近年、昆虫食や人工肉など、これまで日常的には食されてこなかった新規食品（novel food）に対する注目が高まっている。その背景には、人口増による食料供給不足や環境負荷増大への危機感がある。しかしながら現時点で昆虫食に対する社会受容は十分ではなく、今後の社会実装においては研究開発と同時に人々の持つ昆虫食へのイメージや態度形成のあり方を丹念に見ていく必要がある。本稿では、弘前大学で試作されたトノサマバッタせんべいに関し、実食を伴うグループ・インタビューを実施した結果を報告する。

1．背景と目的

昆虫食、培養肉、植物由来の人工肉といった新規食品に対する注目の増大は、2013年に国際連合食料産業機関が世界的な食糧危機の発生を警告したことが1つの契機となっている（Tuorila & Hartmann 2020）。今後人口増加が継続した場合、現行の食料供給システムは水資源の枯渇や温室効果ガスの排出増加につながる懸念がある。さまざまな新規食品の研究開発が進んでいる中、昆虫食は、水資源利用の効率性や二酸化炭素排出量の抑制に優位性があるとされ、持続可能な社会に貢献すると期待されている。

こうした動向と連動して、昆虫食の社会受容性に踏み込む調査も急速に増大している（元木・石川・朴、2021）。元木・石川・朴（2021）は、昆虫食受容性に関する国内外の心理学的研究をレビューし、受容性を左右する要因を整理するとともに、昆虫食受容の心理過程に関する独自のモデルを提案した。表1に示すように、心理的要因（嫌悪感や好奇心）に加え、対象の官能的特性（味・匂い・食感）、認知的要因（健康に良いという認識）などが昆虫食受容への影響要因となることが複数の調査より示されている。

弘前大学ではトノサマバッタの養殖技術としてバッタ用飼料の開発が進められており、研究開発の一環としてトノサマバッタせんべいの試作品が作成された。上記に述べた通り、国内外では昆虫食はまだあまり受容されておらず、食品に対峙した際の人々の評価や態度を理解して開発を進めることが計画されてい

[1] 弘前大学人文社会科学部
[2] 弘前大学農学生命科学部
[3] 弘前大学大学院地域共創科学研究科
[4] 弘前大学農学生命科学部
[5] 弘前大学研究・イノベーション推進機構
[6] 弘前大学農学生命科学部

る。以上を踏まえ、本稿ではトノサマバッタせんべいに関するグループ・インタビューの結果を整理し、肯定的評価と否定的評価を含めてどのような問題が言及されているのかを探索的に明らかにすることを目的とする。昆虫食の実食をともなう社会調査はまだ少なく、参加者の反応を通じて今後の開発戦略や適切な説明方略の示唆を得ることとしたい。

表１　昆虫食の受容に関わる主要な要因（元木・石川・朴（2021）をもとに第一筆者が作成）

主要心理要因	官能特性	認知的要因
嫌悪感	味・匂い・食感	健康特性
食物新奇性恐怖	見た目	環境配慮意識
好奇心		リスク認知

2．実　施　内　容

弘前大学に所属する大学生・大学院生計 16 名（男性５名、女性 11 名；18 歳～ 25 歳）を調査対象者として、2021 年９月 27 日にグループ・インタビュー形式の調査を行った。研究実施者の教員からチラシや web 上で周知を行い、参加を希望する学生を調査対象者とした。トノサマバッタせんべいを実食する内容や調査趣旨を開示した上で募集を行い、同意は文書で得た。当日のグループ・インタビューは４名からなる小グループ計４組で実施した。なお、各グループでのインタビューの進行役は事前に説明を受けた学生アルバイト（計４名）が担当した。教員（第３筆者を除く本稿の筆者５名）は監督にあたった。グループ・インタビューは、参加者同士の相互作用を通じて率直な意見が出やすい点が利点であり、議論の活性化を促すため、学生アルバイトによる進行を設定した。

調査の流れは以下の通りである。調査協力者 16 名は、昆虫食経験の有無等に関する事前アンケートに記入した後、バッタ粉末配合量が異なる４種類のせんべいを個人で黙食し、それぞれの官能評価を行った[7]。続いて試食したせんべいに関するグループ・インタビューを行った。グループ・インタビューにおける聞き取り項目は、（１）（４種のうち）美味しかったせんべい、（２）せんべいの印象、（３）食べた前後での印象の変化、（４）せんべいの好ましい点および気になる点、（５）昆虫食への期待、（６）トノサマバッタせんべいが広まるためのアイデア、（７）疑問点、からなる。（１）～（４）までの聞き取りが終了した中間時点で第６筆者よりトノサマバッタせんべい開発の背景や栄養成分についての説明があり、その後、（５）～（７）項目において、今後のせんべいに関する議論が交わされた。グループ･インタビュー時の会話は、調査対象者全員の同意を得て録音しており、会話のトランスクリプト（書き起こし）を使って分析を進めた。

3．結　果　概　要

本稿では、グループ・インタビューの中で提出された意見の中でも、トノサマバッタせんべいに対する肯定的意見の類型、否定的意見の類型に注目し、それぞれをまとめた結果を報告する。手続きとしては、トランスクリプトを対象にトノサマバッタせんべいに対する肯定的意見の発言を抽出しその具体的内容についての類型化を行った。同様に否定的意見の抽出と類型化も行った。この段階では、既存の分析枠組みを参照せず、データをもとに帰納的に類型化を進めた。続いて、今回のグループ・インタビューで得られた類型と、これまでの先行研究で示されてきた諸要因（表１）を照合し、整理した（表２）。なお、本稿は定性的な意見の分類を行うもので、受容度を定量的に測定するものではない。ただし、グループ・イン

[7] 官能評価は第２筆者のインストラクションのもと行われた。分析結果は別途発表する可能性があり、本稿ではグループ・インタビューセクションのみを報告する。

タビューに先立ち行われた官能評価で、トノサマバッタせんべいはコントロール（バッタの原料が含まれていないせんべい）と比べ美味しさ等の面で高い評価値を得ており、概して、参加者は実食したトノサマバッタせんべいに好意的であったことを共有しておきたい。

表２　トノサマバッタせんべいの受容に関して言及された項目

主要心理要因	官能特性	認知的要因
嫌悪感（−）	味（−）（+）	健康特性（+）
食物新奇性恐怖	匂い（−）（+）	環境配慮意識
好奇心	食感	リスク認知
	見た目（−）（+）	

※（−）は否定的意見の類型、（＋）は肯定的意見の類型。マークがない項目は今回のグループ・インタビューでは顕著には言及されなかった。

４.「バッタの実体感」の功罪

トノサマバッタせんべいに対する肯定的意見の中で言及された項目は、「味」、「匂い」、「見た目」、「健康特性（栄養）」であった。一方、トノサマバッタせんべいに対する否定的意見の中で言及された項目は、「味」、「匂い」、「見た目」、「嫌悪感」であった。まず、今回はバッタせんべいの実食をともなう調査であったため、官能特性への意見が顕著に見出された。官能特性の中でも味、匂い、見た目についての言及が多く、せんべいらしい味や香ばしい匂いが肯定的に評価されていた（表３）。興味深いのは、バッタせんべいに関する事前のイメージとしてバッタの姿そのままが維持されている食品を想定していたケースがあり、そうしたイメージからすれば普通の食品（菓子）であったという意外性から肯定評価が下されていた点にある（表３（２）、（４））。昆虫食において、姿の分からない粉末状にして食品にする方略は受容性の向上に有効であると考えられる。

表３　トノサマバッタせんべいについての意見の例

項目	発言例
味（+）	「A を食べたときにC[8]よりもおいしいって思った。せんべいっぽいなって。」（１） 「おいしいなと思った。」「思ったよりね。」（２） 「バッタパウダー、ちょっとなめてみたかった。」（３）
匂い（+）	「聞いたとき、バッタプレスされた感じのせんべいを食べさせるのかなみたいに思ったけど。意外とみたら、ただのお菓子で。匂いが私的に、すごい好き。」（４） 「バッタ入ったほうが。」「匂いがすごい良かったなって感じ。」（５）
見た目（+）	「せんべいの見た目自体も、黒い粒々とか見ようと思ったんですけどあまりなくて。すごいクオリティーだなって思いました。」（６）
健康特性（+）	「でもタンパク質が多めで健康になれるならね。漢方とかに入れてもいいと思う。」（７） 「サプリなんかを飲むよりは、断然こっちのほうが。体にいい。例えば、今、食べてる甲殻類よりも断然、体にいいってことですよね。」（８）
味（−）	「全然、食べれる。けどバッタせんべいって聞くと、雑草とかを感じてしまう、味に。」（９）
匂い（−）	「バッタじゃんって思いながら食べてっていうところで、色濃いし、匂いもちょっと機械的な匂い感じて」（10）
見た目（−）	「多分、みんな見た目に左右されると思うんだよね。さっきのも結構、黒目というか。元のプレーンがすごい茶色っていうか。」（11）
嫌悪感（−）	「足が耐えられなさそう、バッタ。」（12） 「それこそ、メディアとかで罰ゲームで食べてる感があるから、その印象が強くて、なかなか手が出ないっていうの。」（13）

[8] ４種類のせんべいは A，B，C，D のラベルを付されており、「C」がコントロールであった。

また、インタビューの中では、トノサマバッタせんべいの栄養が豊富であるという「健康特性」が認知的要因として言及されていた。当項目は、教員による説明があった後に言及されたものであり、参加者が自発的に提出したものではない。ただし、環境配慮の背景も詳しく説明されていたにもかかわらず、健康特性への言及が顕著であったことから、昆虫食になじみのない人々に意義を説明する場合は、食品の栄養上の特性を詳しく説明する方が分かりやすく、関心も引く可能性がある。

他方、バッタせんべいに対する否定的意見でも、官能特性に言及するものが多かった。実食したせんべいの味や匂いに否定的な評価を下した参加者は今回少数であったが、興味深いのは、そうした（否定的）官能評価が、バッタのイメージを想起することによりもたらされている点にある（表３（９）、(10)）。昆虫食では、食対象に抱かれる嫌悪感の強さが、受容に強く影響する主要因子だと指摘されている（元木・石川・朴，2021）。今回のインタビューで表明された嫌悪は、昆虫一般についての中核的嫌悪[9]（食物への不快感情）であるといえる。他方、メディア等において流布される昆虫食のイメージが食べたくない感情に影響しているのではないかとも指摘されていた。こうした忌避感情を回避する工夫について参加者同士でも意見交換がなされており、複数のグループでパウダー状（粉末状）にする有効性が言及されていた。

５．トノサマバッタせんべいをめぐるそのほかの論点

前節では既存の受容要因と照らし合わせてトノサマバッタせんべいに対する肯定／否定意見の整理を進めてきたが、グループ・インタビューでは、既存の要因に回収しにくい意見も提出されていた。本節では、トノサマバッタせんべいへの関心について言及された発言の検討をもとに、トノサマバッタせんべいの今後の社会実装にかかわる論点を提起する。

インタビュー中に登場していた興味深い論点の第一は、既存の食品・文脈との関係性である。たとえば、栄養が豊富であるという説明を受けた後に、複数のグループで栄養や健康の話題がのぼっていた。その中では、他の菓子食品との差異化をはかるのか、健康食品として売り出すかによって評価が異なると予測されていた。健康食品として売り出すのであれば、トノサマバッタせんべいならではの唯一無二の強い特徴を知りたいという意見もあった。トノサマバッタせんべいに限らず昆虫食や新規食品の社会調査では、対象食品（技術）を独立した存在として検討することが多いと考えられるが、既にある食品や文化とどのように関連付け、そして差異化をはかるのかといった文脈付けも重要となってくると考えられる。

論点の第二は、作られ方の工程の提示である。複数のグループがせんべいを作る工程（トノサマバッタのどの部位を使うのか、等）を知りたい点として挙げていた。昆虫食の受容性への影響要因としてリスク認知はすでに指摘されている。インタビューで提出された関心は、個別リスクの枠組みではなく、より広範に昆虫食の生産システムを捉える視点の重要性を示唆するものである。工程の透明化は関心を呼び起こす点でも効果的であると考えられる（日比野，2021）。ただし新規食品に関して技術面の説明は受容性向上に直接的に結びつくわけではないとする調査結果もあり（Bryant & Dillard, 2019）、情報提供のあり方については今後も検討が必要である。

＜参考文献＞

Bryant C and Dillard C 2019 “The impact of framing on acceptance of cultured meat.” Frontiers in nutrition, 6:103.

日比野愛子 2021「培養肉に関する消費者意識調査」竹内昌治監修『代替プロテインによる食品素材開発』NTS，pp.22-31.

岩佐和典・田中恒彦・山田祐樹 2018「日本語版嫌悪尺度（DS-RJ）の因子構造、信頼性，妥当性の検討」『心理学研究』89（１），pp.82-92.

元木康介・石川伸一・朴宰佑 2021「昆虫食受容に関する心理学的研究の動向と展望」『心理学研究』92（１），pp.52-67.

[9] 心理尺度における嫌悪感の分類とその特性については、岩佐・田中・山田（2018）などを参照。

Tuorila H and Hartmann C 2020 “Consumer responses to novel and unfamiliar foods.” Current Opinion in Food Science, 33, pp.1-8.

〔付記〕

本課題は、学長リーダーシップ経費（再配分）弘前大学 URA 主導型プロジェクト研究支援経費（「トノサマバッタの昆虫食としての活用」、代表：管原亮平）の助成を受け実施された。

事例の分析から見る青森の裁判員裁判

平野　潔[1]

はじめに

2009年にスタートした裁判員制度は、13年目を終えようとしており、2020年10月末現在、全国で14,486人に対して判決が言い渡されている[2]。青森県でも、123人の被告人に対して判決言い渡しが行われた。

これまで筆者は、青森県で行われている裁判員裁判の傍聴活動を行い、そこから得られた示唆に基づき、裁判員制度の課題について検討を行ってきた[3]。また、裁判員制度が10年目を迎えた際には、全国と比較した青森県の裁判員裁判の分析を行った[4]。しかし、これまでは、個々の事案の分析や全体的な傾向の分析に止まっており、犯罪類型ごとの傾向を分析するということを行ってこなかった。そこで、本稿では、青森県で行われた裁判員裁判について、犯罪類型ごとに、争点、既遂・未遂、共犯関係の有無、被告人と被害者との関係、犯行の場所、判決内容などの観点から分析を行ってみたい。ただし、青森県内における裁判員裁判の数は100件を少し超える程度であり、犯罪類型の中でもっとも多いものでも30件ほどしかないため、現時点で、一般的な傾向を掴むところまでは難しいと考えられる。本稿で得られる結論は、あくまで現時点までの裁判員裁判から分かる傾向を指摘するに止まることを、最初に指摘しておく。

以下では、まず、青森県内における裁判員裁判の概要を示した上で、事件数が比較的多い殺人・殺人未遂、現住建造物等放火・現住建造物等放火未遂、強盗致傷・強盗致死、強制わいせつ致傷・強制性交等致傷・強盗強制性交等について事件の具体的な内容に関して分析を行い、その傾向を掴むことを試みる。また、事件数の少ない傷害致死、偽造通貨行使、覚せい剤取締法違反、危険運転致死傷に関しては、傾向を掴めるほど件数がないため、「その他」としてまとめ、参考程度に概要のみを示すこととしたい[5]。

1．青森県における裁判員裁判の概要

青森県内においては、2021年12月6日に出された危険運転致死傷事件の判決で、114件の裁判員裁判で判決が言い渡されたことになる。起訴罪名を基準に事件を整理すると、殺人・殺人未遂が32件（被告人は33人）、現住建造物等放火・現住建造物等放火未遂が22件（被告人は23人）、強盗致傷が21件（被

[1] 弘前大学人文社会科学部。
[2] 裁判所HP「裁判員裁判の実施状況について（制度施行～令和3年10月末・速報）」（https://www.saibanin.courts.go.jp/vc-files/saibanin/2021/r3_10_saibaninsokuhou.pdf）（2020年）1頁（最終アクセス日：2021年12月28日）。
[3] 平野潔「青森県における裁判員裁判―量刑判断を中心に」『人文社会論叢 社会科学篇』24号（2010年）109頁以下、同「性犯罪と裁判員裁判」『人文社会論叢 社会科学篇』28号（2012年）79頁以下。
[4] 平野潔「裁判員裁判の10年―青森県の裁判員裁判を中心に」『人文社会科学論叢』8号（2020年）63頁以下。
[5] 監禁致死は98例目1件に止まるため、今回の検討からは外している。本件は、共犯事件であり、恐喝と監禁致死で逮捕、送検されたが、監禁致死は不起訴となり、恐喝のみで一度執行猶予付きの有罪判決が出ていた。その後、検察審査会で「不起訴不当」の議決がされ、これを受けて青森地方検察庁が監禁致死で起訴したという経緯を辿った事件であった。

告人は 22 人)、強制性交等致傷（強姦致傷）[6]が 11 件、傷害致死が７件（被告人は９人)、強制わいせつ致傷[7]が５件、偽造通貨行使が４件（被告人は５人)、覚せい剤取締法違反が３件（被告人は５人)、危険運転致死[8]が３件、強盗強制性交等（強盗強姦）[9]が３件、強盗殺人が２件、監禁致死が１件（被告人は２人）となっている。

裁判数の推移であるが、制度が始まった 2009 年は９月からの４か月間だけだったこともあって２件に止まっていたが、2010 年～ 2013 年は毎年 10 数件の裁判が行われていた。しかし、2014 年頃から徐々に裁判の数が減少し、2017 年は１年間で３件のみであった。その後 2019 年～ 2021 年は、毎年８件の裁判員裁判が行われている。

争点[10]に関しては、量刑のみを争う事案が圧倒的に多く 67 件であった。量刑以外の争点としては、行為態様の一部等犯罪の客観面が争点となっているケースが９件、故意や目的等犯罪の主観面が争点となっているケースが 17 件である。共謀共同正犯か幇助犯か、強盗致傷が成立するか窃盗と傷害の成立に止まるのかなど、罪名を争う事件も 10 件ある。また、正当防衛や過剰防衛の成否が争われた事案は５件、責任能力の有無および程度が争点とされたケースは 13 件であった。中止犯の成否を争うケースも２件あった。犯人性を争ったのは 41 例目と 91 例目の２件である。

判決内容は、無罪判決が 91 例目の１件のみで、他の 113 件はすべて有罪となっている。有罪判決の内訳は、無期懲役が２人、有期懲役が 119 人、少年の不定期刑が１人であり、有期懲役の内容は、実刑が 100 人、執行猶予が８人、保護観察付執行猶予が 11 人である。

２．殺人・殺人未遂

殺人・殺人未遂は、32 件（被告人は 33 人）である。既遂が 18 件、未遂が 14 件となっている。１つの事件で複数の被害者がいるケースはない。56 例目が共犯事件であり、被告人は２人であったが、その他はすべて単独犯であった。

被告人と被害者との関係であるが、親族が 24 件、知人が８件で、すべての事件が面識のある者の間で起こった事件であった。親族の内訳は、被害者が父母（元義父母を含む）であるケースが 11 件、子が１件、兄弟姉妹が４件、配偶者（元配偶者も含む）が５件、祖父母が１件、親戚が２件である[11]。

犯行の場所は、被告人宅（被告人と被害者が同居している場合も含む）が 20 件、被害者宅が８件であり、その他の場所としては病院の病室で殺害行為が行われた 56 例目、屋外で作業中の被害者を殺害した

[6]「強姦」は、2017 年の刑法改正により、「強制性交等」となった。この改正により客体が「女子」から男女とも含む「者」となり、行為態様も「姦淫」から「性交、肛門性交又は口腔性交」に改正された。同時に、法定刑も「３年以上の有期懲役」から「５年以上の有期懲役」に引き上げられている。また､180 条が廃止されたことで、非親告罪となった。裁判員裁判の対象となる「強姦致死傷」も「強制性交等致死傷」となり、客体が「女子」から「人」に、法定刑も「無期又は５年以上の懲役」から「無期又は６年以上の懲役」に引き上げられている。

[7]「強制わいせつ」も、2017 年の刑法改正により、客体が「男女」から「者」に改正されたが、法定刑はこれまでと同様である。また、「強制わいせつ致死傷」は、「監護者わいせつ」が新設されたことを受けて一部条文が追加されたが、法定刑は従来のままである。

[8]「危険運転致死傷」は、2001 年の刑法改正で新たに追加された犯罪類型である。その後、数次の改正により法定刑の引き上げ等が行われた。そして、2013 年に「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律」が成立し、2014 年に施行されたことにより、「危険運転致死傷」は「刑法」から「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律」に移された。

[9]「強盗強姦」は、2017 年の刑法改正で大きく修正された。従来は、「強盗が女子を強姦したときは」とされ、客体は、強姦と同様「女子」のみに限定され、「強盗」も既遂・未遂を両方含み得るのかが条文上は明確でなかった。また、強盗が先行して行われた場合のみが 241 条の対象となり、強姦が先行して行われ、その後に強盗が行われた場合は、本条には含まれないとされていた。2017 年改正では、「強盗の罪若しくはその未遂罪を犯した者が強制性交等の罪（第 179 条第２項の罪を除く。以下この項において同じ。）若しくはその未遂罪をも犯したとき、又は強制性交等の罪若しくはその未遂罪を犯した者が強盗の罪若しくはその未遂罪をも犯したときは」として、強制性交等の客体が男女を含むことになったことに連動して男女とも客体に含まれることとなり、強盗が既遂の場合も未遂の場合も含まれることを明文化した。また、後段に強制性交等が先行して行われ、その後強盗行為が行われた場合が追加され、強盗が先行する場合も、強制性交等が先行する場合も、いずれの場合も本条で処罰することが可能となっている。

[10] １つの事件について複数の争点が存在する場合があるため、裁判の数と争点の数は必ずしも一致しない。

[11] 参考までに、若干古いデータで、かつ検挙件数をもとにしたものであるが、昭和 55 年～平成 21 年の全国の殺人事件の面識率（検挙件数に占める被害者が被疑者の親族及び親族以外の面識者である事件の比率）は、おおむね 80% 台後半であり、親族率（検挙件数に占める被害者が被疑者の親族である事件の比率）は徐々に上昇しており、50% に近くなっているとされている（法務省法務総合研究所編『平成 22 年版　犯罪白書』（2010 年）216 頁)。なお、令和元年では、全国で検挙された殺人の 54.3% が「親族」間であり、「面識あり」が 35.6%、両者を併せて 89.9% が被疑者－被告人間に何らかの関係がある者の間で行われている（法務省法務総合研究所編『令和２年版　犯罪白書』（2020 年）245 頁)。

76 例目、職場で犯行が行われた 93 例目と 94 例目がある。いわゆる通り魔殺人事件[12]は、少なくとも裁判員制度施行以降、青森県では裁判になっていない。

判決内容は、既遂と未遂では異なる。まず、殺人既遂に関しては、おおむね 10 年以上の懲役刑が言い渡されている。最長は 41 例目の懲役 26 年であり、次いで 53 例目が懲役 20 年である。他方で、執行猶予が付された判決も２件ある。完全責任能力を認めたものの介護殺人の「極限的な事案に勝るとも劣らない」として執行猶予付判決を言い渡した 84 例目と、過剰防衛が成立するとして刑の減軽が認められた 95 例目である。また、実刑となったケースでも、心神耗弱が認められて懲役３年となった 54 例目や、いわゆる嬰児殺[13]で懲役４年６月となった 100 例目のように、比較的刑期の短い判決を言い渡されたものもある。

殺人未遂に関しては、実刑が 11 件で、最長は懲役８年を言い渡した 39 例目[14]であり、最短は中止犯の成立が認められた 33 例目、実親を殺害しようとした 34 例目と 38 例目の２年６月であった。一方で、執行猶予が付されたのは３件に止まる。介護疲れから無理心中を図った 57 例目と 62 例目、犯行を途中で止めて自ら救急車を呼んだ 69 例目である。

３．現住建造物等放火・現住建造物等放火未遂

現住建造物等放火・現住建造物等放火未遂で起訴されたのは 22 件（被告人は 23 人）あり、そのうち 18 件が既遂、４件が未遂である[15]。また、24 例目と 26 例目は保険金目的の放火事件で、共犯事件である。ただし、91 例目は無罪の判決が出され、控訴審において確定しているため、以下では有罪の判決が出されている 21 件を対象に検討を行っていく。

放火行為を行った場所であるが、21 件のうち、自宅への放火が 14 件、自宅以外への放火が７件である。自宅以外への放火のうち、24 例目は共犯者宅、27 例目は知人女性宅、70 例目は自宅近くの知人宅、72 例目は元妻の母親宅、75 例目は被告人の仕事関係のコンビニエンスストア、81 例目が知人男性宅、96 例目は友人宅といずれも被告人と被害者との間で面識があるケースである[16]。

判決の内容は、現住建造物放火においても既遂と未遂で異なる。既遂 17 件のうち、実刑となったのが 10 件、執行猶予が付されたのが７件である。実刑となったもののうち、最長は 26 例目の 11 年であるが、このケースは保険金目的の放火であって詐欺も成立しており、被告人が首謀者とされ、かつこの件とは別に非現住建造物等放火も併せて量刑判断がされているため、とくに重い判決となっている。最短は８例目の懲役１年６月である[17]。実刑の場合は、焼損面積や被害者との関係などにも左右されるが、おおむね５年前後の刑がほとんどである。また、法定刑は殺人と同様であるが、執行猶予付きの判決が多いのも、現住建造物等放火の特徴である。

未遂４件のうち３件は執行猶予付きの判決が出ている。唯一の実刑判決は 70 例目であるが、このケースは他に非現住建造物等放火が成立していることが量刑に大きな影響を与えていると考えられる。

[12] 通り魔殺人事件とは、「人の自由に出入りできる場所において、確たる動機がなくとおりすがりに、不特定の者を凶器を使用するなどして殺害する事件」のことを指す（法務省法務総合研究所編・前掲注（11）『平成 22 年版』217 頁）。

[13] わが国の刑法は採用していないが、諸外国の立法例では、「行為者における犯罪動機の特殊性と、行為の状況の異常性などを考慮して、軽い殺人形式とされるのが一般的である」（大塚仁『刑法概説（各論）〔第３版増補版〕』（2005 年、有斐閣）11 頁）とされる。

[14] 本件は、控訴審において刑が減軽され懲役７年で確定している。

[15] 81 例目は、現住建造物等放火既遂と未遂の２罪が成立しているが、ここではこの後の分析のために既遂のみにカウントしている。

[16] 昭和 55 年～平成 21 年の全国の放火事件の面識率および親族率は、それぞれおおむね 50% 台、20% 台で推移していたが、徐々に増加し、平成 21 年には、面識率は 65.0%、親族率は 33.1% になっている（法務省法務総合研究所編・前掲注（11）『平成 22 年版』216-７頁）。なお、令和元年では、被疑者と被害者の間に親族関係があったのは 29.5%、面識があったのは 20.2%、面識率は 49.7% となっている（法務省法務総合研究所編・前掲注（11）『令和２年版』245 頁）。

[17] 本件は、控訴審において破棄され、執行猶予付きの判決が確定している。

4．強盗致傷・強盗致死

強盗致傷・強盗致死は、23 件の裁判員裁判が行われている。致死事案が２件、致傷事案が 21 件である。致死事案は、いずれも当初から強盗の故意があったと認定されているが、致傷事案では、２例目、11 例目、74 例目、83 例目の４件は、事後強盗事案である。また、致死事案は財物奪取に成功した既遂事案であるが、致傷事案のうち、23 例目、61 例目、65 例目、78 例目の４件は財物を奪うことに失敗した未遂事案である。

共犯関係に関しては、致死事案はいずれも単独犯であるが、致傷のうち、３例目と７例目、17 例目と 18 例目と 21 例目と 22 例目と 25 例目[18] は共犯事件である。また、60 例目は、被告人と少年２人が共謀して実行したものであり、66 例目も、被告人と少年が共謀して実行したものである。比較的共犯事件が多いことが、強盗事案の特徴である。

被告人と被害者との関係であるが、致死事案の２件は、いずれも面識があるケースであり、またいずれも被害者方で犯行が行われている。これに対して、致傷事案に関しては、21 例目、22 例目の被告人が被害者と面識があったが、その他は面識のないケースである。圧倒的に、面識のない場合が多い。犯行の場所としては、屋内が９件、屋外が７件であり、屋内の内訳は、被害者宅が３件、商店や信用金庫などの店舗内が３件、神社が１件であり、いわゆるタクシー強盗も２件ある。

致死事案は、いずれも強盗殺人が認定されている。２件とも面識のある高齢女性の自宅での犯行であり、被告人も高齢の女性であるという共通点がある。また、判決も無期懲役で同じ刑が言い渡されている。

致傷事案は、実刑が 19 件であり、執行猶予付きの判決は２件に止まる。実刑のうち最長は共犯事件の実行犯３人のうちの１人の懲役 11 年であるが、本件は他に覚せい剤取締法違反や窃盗なども併合審理されており、また、今回の犯行が出所後間もない時期だったという事情も考慮されての判決なので、他と比べても若干重い判断となっている。最短は、18 例目の懲役２年８月であるが、これは幇助の事案あって必要的に刑が減軽されていることからこのような短期の刑罰となっている。正犯者の最短は、７例目の懲役３年である[19]。執行猶予が付いた 11 例目と 83 例目は、いずれも事後強盗の事案であった。同様に事後強盗事案であった２例目は窃盗３件が併合審理され、かつ被告人に前科がある事案であり、74 例目も公務執行妨害や器物損壊なども併合審理され、かつバールを振り回すなど行為態様も危険性の高いものであったため執行猶予は付けられなかった。

量刑判断に大きな影響を与えているのは、手段としての暴行・脅迫を加える際の凶器の有無である。23 例目、61 例目、65 例目、78 例目は財物奪取に失敗している未遂事案であるが、いずれも凶器を使って被害者に傷害を負わせているため、執行猶予が付けられていないのではないかと思われる。反対に、３例目・７例目、46 例目、60 例目、66 例目、80 例目のように当初から強盗の故意があり、かつ財物奪取に成功した既遂事案であっても、素手で暴行を行っている場合には比較的短い刑期が言い渡されている。

5．強制わいせつ致傷・強制性交等致傷・強盗強制性交等

裁判員裁判対象事件となっている性犯罪は、強制わいせつ致死傷、強制性交等致死傷、強盗強制性交等である。青森県においては、合計 19 件の裁判員裁判が行われているが、死に至る事案は、これまで１件もなかった。事件の内訳は、強制わいせつ致傷が６件、強姦致傷・強制性交等致傷が 12 件、強盗強姦・強盗強制性交等が４件である。事件の重複があり、42 例目は、強制わいせつ致傷、強姦致傷、強盗強姦

[18] この事件では、もう１人、犯行を依頼した者がいるが、強盗をすることまでは認識していなかったとされ、住居侵入と傷害で起訴され、刑が確定している。17 例目の被告人２人と 25 例目の被告人が実行犯であり、首謀者は 22 例目の被告人､21 例目の被告人が依頼者と首謀者の連絡役を務め、18 例目の被告人が実行犯を幇助している。

[19] 本判決は、控訴審において破棄自判され、執行猶予付きの判決が言い渡されている。

未遂の、裁判員裁判対象事件３件で起訴されている。

42 例目のように、裁判員裁判対象事件以外の事件も含めて、複数の性犯罪が繰り返されているケースが多いのが、性犯罪の特徴である。１例目は強盗強姦２件、48 例目は裁判員裁判対象事件の強姦致傷以外に、強姦と強制わいせつ２件の計４件、52 例目は強制わいせつ致傷、強制わいせつ未遂、強制わいせつ、青森県迷惑防止条例違反など６件、88 例目は強制性交等致傷と強制わいせつと、19 件中５件が複数の性犯罪で起訴されている[20]。また、51 例目は、起訴されている性犯罪は強姦致傷１件であるが、併合審理されている住居侵入未遂は、強姦目的で女性のアパートに侵入しようとしたが、被害者女性に抵抗されたため未遂に終わったというもので、性犯罪を繰り返していると評価してもよいような事例である。さらに、今回の裁判では性犯罪は１件のみであったが、過去に同種事案を繰り返していたケースもある。10 例目は、事件の４年前に強姦未遂を犯して２年間服役をした後の犯行であり、29 例目は、強姦と強姦未遂で懲役６年６月の判決を受けて服役している被告人が、両事件を起こす前に行った事件であり、44 例目も強制わいせつの前科が２つある被告人の事件、49 例目も性犯罪を繰り返している被告人の事件で前刑の執行終了後３か月での犯行、92 例目も同様の別事案で少年院送致の保護処分を受け、保護処分終了後２年足らずで行った犯行であった。105 例目も、立件はされていないが、いわゆる「のぞき」を繰り返していた被告人の犯行である。これらを合わせると、19 件中 13 件が、性犯罪を繰り返している事案と考えることができる。

被告人と被害者との関係であるが、４件は面識があるケースであるが、15 件は面識がないケースである。なお、面識があるケースで、親族が犯行を行ったものは、現時点ではない。また、犯行の場所は、屋内が 14 件、屋外が５件であり、屋内の内訳は、被害者方が７件、被告人方が２件[21]、その他が５件で、被害者方の７件は、いずれも面識のない被告人が被害者方に侵入して行った犯行であった。

判決内容は、最長が裁判員裁判対象事件だけでも３つの性犯罪が起訴されている 42 例目の懲役 21 年である。性犯罪は犯行が繰り返されるケースが多く、罪名による一般的な傾向を掴むことが難しいが、42 例目を除いた事件について、事例ごとに検討してみたい。

まず、強制わいせつ致傷であるが、42 例目を除いた４例のうち、113 例目のみが執行猶予付きの判決となっている。６例目はわいせつ行為が未遂に終わっている事案ではあるが、その直前には同一の被害者に対して強姦未遂も行っているため、執行猶予が付かなかったものと思われる。他の２件はいずれもわいせつ行為自体は既遂となっているが、実刑でも比較的短めの刑期となっている。

次に、強姦致傷・強制性交等致傷であるが、42 例目と不定期刑である 92 例目を除いた 10 件中姦淫・性交等が未遂に終わっているものが５件、既遂に達しているものが５件である。未遂に終わっているケースは、９例目や 55 例目のように法定刑の下限を下回る判決もあり、下限付近の刑の言渡しが多い。ただ、10 例目のように、同種前科があり、被害者の傷害の程度も重い場合には、比較的長期の刑罰を言い渡されている。既遂に達しているケースは、行為態様によって若干の違いがあるように思われる。前述したように、強姦から強制性交等に改正されたことにより、これまでの「姦淫」（＝性交）だけでなく「口腔性交」や「肛門性交」もこの類型に含まれることとなった。従来これらの行為類型は強制わいせつに含まれていたものであり、同じ既遂でも強姦と強制性交等では若干内容が異なっている。88 例目は、口腔性交が既遂に達した事案であり、従来の姦淫、現在の性交と比して若干刑期が短めになっている。姦淫・性交が既遂に達した場合には、懲役７年以上の比較的長期の刑罰が科されている。ただし、懲役 10 年を超える 48 例目、49 例目は、数件の性犯罪が併合審理されていたり、同種前科があったりするケースであり、

[20] なお、６例目は強姦未遂と強制わいせつ致傷の２件で起訴されているが、本件は、同一の女性に対して、ほぼ同一の機会に連続して強姦未遂、強制わいせつ致傷を行った事案であり、繰り返し性犯罪が行われている事案とは異なる。また、35 例目は強制わいせつ致傷と売春防止法違反、児童福祉法違反が併合審理されているが、売春防止法違反、児童福祉法違反の内容は、女子中学生にインターネット掲示板を通じて知り合った男性と性交させたというもので、性犯罪を繰り返していたと断定できない事案であった。

[21] 被告人方で性犯罪が行われた２件のうち 55 例目は、被害者方に侵入して刃物を突き付けて脅して被告人方まで連れてきた事案であり、わいせつ目的略取も併合審理されている。

強姦致傷・強制性交等致傷一罪で懲役10年を超えることはほとんどないと言い得る。

最後に、強盗強姦・強盗強制性交等は、1例目と67例目と86例目であるが、1例目と67例目はいずれも強盗、強姦とも既遂に達している事案であり、86例目は強姦が既遂に達し、強盗は未遂に止まった事案である。ただ、いずれも10年を超える重い判決が言い渡されている。とくに1例目は強盗強姦だけでも2件起訴されており、窃盗も併合審理されていることもあって、懲役15年という重い判決となっている。

6．その他の犯罪類型

⑴傷害致死

傷害致死は7件である。このうち、58例目の被告人3人と59例目の被告人は共犯関係にあり、59例目の被告人が主導的な立場にあったと認定されている。他はすべて単独犯である。

被告人と被害者との関係であるが、すべて面識のある者間の事件となっている。31例目と36例目は、いずれも「児童虐待」に当たる事案で、実子に対して暴行を加えて死に至らしめたケースである。47例目は、交際相手の女性に暴行して死亡させたもので、いわゆる「デートDV」に当たるケースである。58例目と59例目は、グループ内でのリンチ事件であり、40例目と112例目は、酩酊状態でのケンカが発展したものであった。

犯行の現場は、すべて屋内であり、31例目、36例目、58例目と59例目はいずれも自宅、47例目は自宅近くの駐車場に止めた車内であった。40例目と112例目は、飲食店および飲食店が入ったビルの通路が現場となっている。

判決は、すべて実刑であるが、刑期についてはばらつきがある。最長は59例目の懲役15年であり、被告人9人のうち5人が10年を超えている。一方で、31例目の被告人は、懲役2年6月と比較的刑期の短い判決が言い渡されている。

⑵偽造通貨行使

偽造通貨行使に関連するケースは4例ある。ただ、13例目・15例目と、50例目・79例目では、犯行内容が大分異なる。

13例目と15例目は、共犯事件であり、偽造通貨行使のみが問われている。15例目の被告人が首謀者であり、13例目の被告人2人が実行犯である。暴力団が関係する事件で、偽造通貨自体は非常に精巧に作られているが、捜査の過程でもこの偽造通貨の入手経路が分からず、結局偽造通貨行使のみで立件されたという経緯がある。また、行使の態様もわざわざ関東から東北まで移動し、防犯カメラ等のなさそうな個人商店を狙ったものであった。いわゆる組織的な通貨偽造事件ということができる。

これに対して、50例目と79例目はそれぞれ単独犯で、通貨偽造の形態も自宅にあるコピー機やプリンターを使用して1枚の1万円札を偽造したものであり、行使の形態も偽造した1万円札を同一町内のコンビニエンスストアで使用したというものであった。13例目・15例目に比べると比較的幼稚な形態の犯行である。

両者の違いは量刑にも反映されている。13例目の実行犯2人には懲役4年の実刑が言い渡され、首謀者である15例目の被告人には懲役6年が言い渡されている。これに対して、79例目の被告人には執行猶予が付されている。50例目の被告人は、無免許運転も併合審理されていること、同時期に飲酒運転で死亡事故を起こし、道路交通法違反と自動車運転過失致死で実刑判決を受けていたこともあって実刑判決が言い渡されているが、それでも言い渡された刑期は懲役3年4月に止まっている。13例目・15例目は3回に渡って偽造通貨行使を行っているが、通貨偽造は行っていないことを踏まえても、組織的な犯行であること、行使された偽造通貨が精巧であることは、量刑に大きく影響して

いるように思われる。

⑶覚せい剤取締法違反

覚せい剤取締法違反は３件であり、そのうち２件は共犯事件である。106 例目の被告人２人は韓国籍の夫婦、107 例目の単独犯も韓国籍、110 例目の被告人２人はオランダ国籍の夫婦と、いずれの被告人も外国籍であった。

行為態様も、韓国の仁川国際空港から青森空港行きの航空機で覚せい剤を持ち込んだ点で同様であった。また、被告人全員が「ブラックマネーを紙幣に戻す薬だと聞いている」として、覚せい剤を含む違法薬物であるとの認識がなかったと主張した点も類似している。110 例目の事件が 2019 年２月、106 例目が同年３月、107 例目が同年８月と時期的にも近い事件であった。

被告人全員が無罪を主張したものの、覚せい剤を含む違法薬物であるとの認識はあったと認定され、判決はすべて有罪であった。刑期は７年～９年の間で、全員罰金が併科されている。

⑷危険運転致死

危険運転致死は３件である。いずれも複数の死傷結果を伴っている。４例目は１人が死亡、１人が負傷したケース、101 例目は４人が死亡、３人が負傷したケース、114 例目は１人が死亡、３人が負傷したケースである。

危険運転致死傷には、「酩酊運転」「制御困難運転」「未熟運転」「直前侵入等妨害運転」「前方停止等妨害運転」「高速道路等妨害運転」「信号無視運転」「通行禁止道路運転」の８つの類型がある[22]。４例目は「信号無視運転」が問題になった事案であったが、他の２つは「酩酊運転」が問題となったケースであった。また、「酩酊運転」が問題となった２つのケースは、いずれも「アルコールの影響で正常な運転が困難な状態であったか」「被告人がそのことを認識していたか」が争点とされ、危険運転致死傷罪が成立するか否かが問題となっている。

被告人と被害者との関係であるが、４例目の被害者２人は被告人車両とは別の車両に乗っていた者で、101 例目の被害者のうち死亡した４人と負傷者のうち１人は別の車両に乗車していた者であったが、負傷した３人のうち２人は被告人が運転する車両に乗っていた者であった。114 例目は死亡した１人と負傷した３人はすべて被告人が運転する車両の同乗者であった。

量刑は、３件とも実刑判決が出ている。101 例目は死亡者が４人おり、かつ被害者側に落ち度のない事案であったことから、現行法では上限の懲役 20 年が言い渡されている。

お わ り に

これまでの検討の結果から、以下のことを読み取ることができる。

○殺人・殺人未遂と現住建造物等放火・現住建造物等放火未遂に共通して言えることであるが、被告人と被害者との間に面識がないケースはない。全国的にもこの両罪は面識のある者の間で起こるケースが多いと言われているが、青森県で裁判員裁判になっているケースは 100% 面識のある者の間で起こっている。いわゆる通り魔的な殺人や放火は、少なくとも青森県内ではここ 10 年ほど起きていないことが分かる。現住建造物等放火・現住建造物等放火未遂に関しては、自宅への放火が多いことも特徴的と言える。

○殺人と現住建造物等放火は、法定刑が「死刑又は無期若しくは５年以上の懲役」とまったく同一であ

[22] 立法当初は、「酩酊運転」「制御困難運転」「未熟運転」「（直前侵入等）妨害運転」「信号無視運転」の５類型であったが、「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律」に移行した際に、「通行禁止道路運転」が追加された。また、あおり運転の社会問題化を受け、2020 年改正の際に、「前方停止等妨害運転」「高速道路等妨害運転」が追加され、合計８類型となった。

るが、量刑判断においては大きな違いがある。殺人の場合、既遂に達するとおおむね10年以上の懲役が言い渡される傾向があるが、現住建造物等放火の場合は、既遂に達しても法定刑の下限に近い懲役が言い渡されることがあり、執行猶予付きの判決もあるという特徴がある。これは、現住建造物等放火の既遂時期について、判例が独立燃焼説を採用しており[23]、このことから焼損面積がわずかであっても既遂に達してしまうということも一因であると思われるが、青森県内で発生した現住建造物等放火に関しては、死者はもちろん負傷者もほとんどおらず、他の建造物に延焼して複数の建造物が焼損することもほとんどなかったことが主たる要因ではないかと思われる。未遂に止まるケースに関しても、殺人は実刑になる場合の方が多いが、現住建造物等放火はほとんどが執行猶予付きの判決となっている。

○強盗致傷・強盗致死と強制わいせつ致傷・強制性交等致傷・強盗強制性交等は、反対に、ほとんどが被告人と被害者との間に面識はない。いずれの犯罪に関しても屋外だけでなく、屋内でも犯行が行われているが、屋内の大半は被害者の住居等である。被告人が被害者方等に侵入し、当該犯罪を行っているケースが多いことが分かる。

○強盗致傷・強盗致死は、他の犯罪類型に比べて共犯事案が多いという特徴がある。殺人・殺人未遂が１件、現住建造物等放火・現住建造物等放火未遂も保険金目的の放火１件なのに対して、強盗致傷では共犯として重複する事件を除いた15件のうち４件が共犯事件となっている。また、量刑では、まず致死事案は、法定刑が「死刑又は無期懲役」のみであることから、非常に厳しい判決が出されている。致傷事案も、ほとんどのケースで実刑の判決が出されており、強盗関連の事案に対しては、非常に厳しい判断が示されていることが分かる。

○強制わいせつ致傷・強制性交等致傷・強盗強制性交等は、同種事案が繰り返されていることが、大きな特徴である。19件のうち13件が、同種事案が併合審理されているか、あるいは同種事案の前科等があるかであり、性犯罪の処遇の難しさが垣間見られる結果であった。量刑に関しては、執行猶予が付いたケースが全体で１件であり、基本的には実刑の判断がなされている。また、同種事案が同時に審理されているケースが多く、そのため言い渡される判決は、全体的に重いものとなっている。

最初にも述べたとおり、本稿はあくまでも現時点での青森県内における裁判員裁判の分析から分かる傾向を指摘するに止まるものである。より精度を高めるためにも、今後も継続して青森県内の裁判員裁判の分析を行なっていきたいと思う。

[23] 大判大７・３・15刑録24輯219頁、最判昭25・５・25刑集４巻５号854頁など。

Ⅱ プロジェクト事業

地方から公共性を問い直す ——ローカルメディアを基点として

尾崎 名津子[1]
羽渕 一代[1]
亀谷 学[1]
新永 悠人[1]
アラステア・バトラー[1]
ジョシュア・ソロモン[2]
アンソニー・ラウシュ[3]

はじめに

メディア（特にマスメディア）は「現在」を伝えることを役割として発達してきた。それはあたかも、昨日のニュースを忘れるために今日のニュースが伝えられるかのようである。そのように「現在」を中心とした社会になると、社会から「判断力」が失われる。このことをいかに解決していくかが、現在を生きる人間に問われているのではないだろうか。社会的判断力の根拠を担保するような、「生きた記憶の伝承」が保証されない時代が現代であるとも言え、それをどういう形で補っていけばよいのかということが、今の世界の大きな課題となっているように見える。いわば「メディアは過去を忘れさせる」とでも言うべき事実がある一方で、メディアは「過去を記録する」という側面も有している。これが、上記の課題解決のために有効であると考えられる。

近代以降の日本でさまざまに展開されてきた、出版、報道等に関するメディアは、その圧倒的多数が東京を中心として築かれてきた。そこで青森のような地域は中央に対する「地方」として新たにイメージされ、そのイメージが実体化、あるいは現地に生きる人びとにおいては内面化されてもいる。地域のイメージがアイデンティティ・ポリティクスと密接に結びつく例も多い。

また、出版物だけがメディアではない。ローカルテレビ番組やラジオ番組、また、方言といった「声」（音声）そのものもメディアであり、地域の中で何かを継承し、共有を促し、共同性を担保する役割を果たしてきた。

本プロジェクトでは、こうしたさまざまなローカルメディアを基点として、地域における公共性、共同性、共同体の持続可能性のありようを多角的に検討、考察する。特色となるのは「共時性」を問うと同時に「通時性」を問題化することも可能な点である。人文学、社会科学の諸領域の学知を結集した、ゆるやかな共同研究体制を構築する。

[1] 弘前大学人文社会科学部
[2] 弘前大学教育推進機構
[3] 弘前大学教育学部

1．背 景 と 目 的

背景と目的は「はじめに」で述べた通りだが、ここでは昨年度（2020 年度）の成果を振り返っておきたい。

昨年度は、ローカルメディアについて「通時的（歴史的）かつ共時的（今日的）」な検討を加えることを全体の目的としつつ、各メンバーが成果を発信してきた。羽渕一代氏は、同ジャーナルに論文「「地方」の若者の定住意向とその要因に関する検討―「青森 20-30 代住民意識調査」の分析から―」（成田凌氏との共著）を発表した。尾崎は、地域未来創生塾 @ 中央公民館の第 6 回として、2020 年 12 月 23 日に「占領期の『月刊東奥』から見る青森の戦後」と題した講座を行った。また、『地域未来創生センタージャーナル』第 7 号（2021 年 2 月）に論文「敗戦直後の青森県内の言説状況―占領期の『月刊東奥』と石坂洋次郎の役割―」を発表した。

さらに、メンバー全員が集まり議論する機会として、2021 年 1 月 23 日に本プロジェクトの第 1 回研究会を開催した。「地方におけるメディアの受容と公共圏の変容」をテーマとし、太田美奈子氏（新潟大学人文学部）とアンソニー・ラウシュ氏（弘前大学教育学部）からの報告をもとにプロジェクトのメンバー間での議論を行った。

2. 実施内容――個別の課題について

本プロジェクトメンバーのそれぞれが専門性を生かし、公共性やローカリティを鍵語として各課題を展開している。

①占領期の青森のメディア環境と地方文学・地方文化（尾崎名津子）
②地方紙と地域のアイデンティティ（アンソニー・ラウシュ）
③ローカルメディアにおける海外情報（亀谷学）
④青森に生きる若者のメディア利用と公共性（羽渕一代）
⑤青森県におけるテレビ・ラジオの受容（太田美奈子）
⑥地方語による表現とその文学的・政治的な意義（ジョシュア・ソロモン）
⑦青森県における方言の独自性と公共性（新永悠人）
⑧ Tsugaru Narratives Annotation Project（アラステア・バトラー）

これらのうち、羽渕一代氏の論文「デジタルメディア利用に関するライフヒストリー分析の試み」（土橋臣吾氏（法政大学）・浅野智彦氏（東京学芸大学）・岩田考氏（桃山学院大学）・辻泉氏（中央大学）との共著）、ならびに尾崎「「何も考えちゃいないさ。みてただけさ。」――鈴木清順監督作品『弘高青春物語』の表現――」が、ともに『地域未来創生センタージャーナル』第 8 号（2022 年 2 月）に掲載された。

また、アラステア・バトラー氏が国立国語研究所共同研究プロジェクト「統語・意味解析コーパスの開発と言語研究」との共催で、2022 年 1 月 17 日にシンポジウム「津軽方言の統語・意味解析コーパス「松の木」の構築・公開：現状と課題」を開催した（於人文社会科学部視聴覚ルーム）。

3．国際公開講座 2021「日本を知り、世界を知る」の開催

市民がアカデミックな講座を気軽に受講できる機会がまだ十分にあるとは言えない青森県下の状況を鑑み、2013 年度より例年 11 月 3 日（文化の日）に地域未来創生センターのプロジェクトの一環として開催してきた国際公開講座だったが、2020 年度は開催直前の 2020 年 10 月後半に青森県内での新型コロナウイルス感染症の感染が拡大し、それまで対面での開催を企図してきたがやむなく中止とせざるを得なかっ

た。本来であれば、昨年度から本プロジェクトがこの事業を引き継ぐ予定であったが、それが叶わなかった。

今年度はようやく、11 月 3 日の開催を迎えることができた。以下にその内容を報告する。国際公開講座 2021「日本を知り、世界を知る」は、2021 年 11 月 3 日に弘前大学創立 50 周年記念会館 2 階･岩木ホールでの対面形式と、ZOOM によるリアルタイム配信形式との併用で開催された。今年度のサブテーマは「過去と向き合う人文学―その未来を見通す力―」とし、3 名の人文社会科学部教員による好演を行った。当日の対面での参加者は20名、オンライン参加は15名であった。講演者と講演題目は以下の通りである。

〔講演 1〕三次元データが紐解く、縄文漆工の技

片岡　太郎（弘前大学人文社会科学部　講師）

〔講演 2〕文学作品のなかに人間の危機を読む

――アルベール・カミュ『ペスト』を例にして

泉谷　安規（弘前大学人文社会科学部　准教授）

〔講演 3〕朱元璋はなぜ南京に行ったのか～明朝建国をめぐる寒冷化・疫病・モンゴル～

荷見　守義（弘前大学人文社会科学部　教授）









なお、オンライン参加者には事前に、対面での参加者には当日、資料集を配付することで、本学部教員たちの研究成果を広くお伝えすることができた。また、若干名ではあっても、いわゆるコロナ前のように来場者と講演者とが講演後に言葉を交わし、交流する様子が見られたことは大きな喜びであった。本講座は 10 代（高校生）とシニア層からのニーズが例年高く、とりわけ後者の要望から対面での開催が望まれる事業であることがあらためて確認された。来年度以降も継続していくことが、地域の人文学の基盤たる本学部の存在を広く知っていただくことになることは間違いなく、そのための努力が今度も必要であると思われる。

4．研究会「地方におけるメディアの受容と公共圏の変容」の開催

2022 年 2 月 27 日（日）に本プロジェクトの第 2 回研究会を開催した。2021 年度に続き「地方におけるメディアの受容と公共圏の変容」をテーマとし、社会科学領域と人文科学領域の二領域からそれぞれ研究成果を共有し、テーマに繋げる議論を全体で行った。報告者は社会科学領域では太田美奈子氏（新潟大学人文学部）、人文科学領域では新永悠人氏（弘前大学人文社会科学部）と近藤亮一氏（弘前大学教育学部）だった。

太田氏は日本における地方のテレビ受容を研究する社会学者であり、青森県を主なフィールドとしている。研究会では、テレビ受容研究が都市部を中心に展開されてきた文脈を踏まえ、青森県内のテレビ受容を各種文字資料、映像資料（写真）から実証的に分析することで、テレビというテクノロジーが公共性に関与する様相を繙いた。

新永氏は本年度より青森手話と津軽方言の収集と調査に取り組んでおり、研究会ではその経過報告があった。近藤氏には本プロジェクトの趣旨にご賛同いただき、英語の方言に関する言語学的分析に基づく研究成果をご報告いただいた。新永氏、近藤氏ともに方言を研究対象とした報告であり、ローカリティを担保する重要なメディアとしての言語の重要性を再確認する機会となった。

いずれの報告もこれまでの研究成果や知見を前提とした大変充実した内容であり、その後の議論においても今後の共同研究における指標となるような観点が様々に提出された。

5．お　わ　り　に

今般の社会情勢下でも可能な形において、文献調査とフィールドワークの両面での調査を展開し、今後も年次研究会等の開催を通して継続的に共同研究を進めていく。また、本プロジェクトメンバーの国際性を活かしつつ、国際公開講座の開催等地域への情報提供、研究成果の公開も行っていきたい。



文化の日に、津軽や日本、そして世界の文化や歴史を、楽しく学んでみませんか？人文学研究の最先端を、わかりやすくお伝えします。関心のある方はどなたでも、お気軽にご来場ください。

プログラム

総合司会　弘前大学人文社会科学部　准教授　尾崎　名津子

13：00～13：10
開会の辞
弘前大学人文社会科学部長　飯島　裕胤

13：10～14：00
講演１　三次元データが紐解く、縄文漆工の技
弘前大学人文社会科学部　講師　片岡　太郎

14：10～15：00
講演２　文学作品のなかに人間の危機を読む
――アルベール・カミュ『ペスト』を例にして
弘前大学人文社会科学部　准教授　泉谷　安規

15：10～16：00
講演３　朱元璋はなぜ南京に行ったのか
～明朝建国をめぐる寒冷化・疫病・モンゴル～
弘前大学人文社会科学部　教授　荷見　守義

16：00～16：10
閉会の辞
弘前大学人文社会科学部　地域未来創生センター長
李　永俊

参加方法【申込期限:10月22日(金)まで】
①直接来場(定員30名、先着順)
②Zoomアプリを使用したWeb参加
※①、②とも「問い合わせ先」への事前申し込みが必要です。
※新型コロナウイルス感染症の感染状況次第で、全面オンラインでの開催に変更となる場合がございます。

問い合わせ先
弘前大学人文社会科学部
地域未来創生センター(古川・尾崎)
〒036-8560　弘前市文京町１番地
0172-39-3198(直)平日9：15～17：00
irrc@hirosaki-u.ac.jp

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ご参加の際は必ずマスクの着用をお願いします。また、入室される際には、手指の消毒にご協力ください。なお、当日体調の優れない方は、ご無理をされないようにお願いします。
※当日会場にマスクのご用意がございません。各自、ご準備をお願いします。
※オンラインにて参加を希望される方は、各自Zoomアプリ(無料)をダウンロードしてください。参加者の皆様はカメラオフで参加可能です。

主催
弘前大学人文社会科学部
弘前大学人文社会科学部　地域未来創生センター
後援
弘前市　東奥日報社　陸奥新報社

弘前大学　地域未来創生センター Innovative Regional Research Center

講師紹介



講演1

三次元データが紐解く、縄文漆工の技

弘前大学　人文社会科学部　講師　片岡（かたおか）　太郎（たろう）

1979年、長野県生まれ。博士（生物資源科学）。専門は、文化財科学、保存科学。特に、遺跡から発見される有機質遺物の保存科学。近年の業績に、「国史跡山王囲遺跡の研究Ⅰ 漆器編」（弘前大学人文社会科学部北日本考古学研究センター、2020）、「福島県荒屋敷遺跡の漆工芸」（弘前大学人文社会科学部北日本考古学研究センター、2019）、「X線CT観察による北東北の縄文時代晩期の漆櫛の製作技術」（『考古学と自然科学』、日本文化財科学会、2017年）がある。



講演2

文学作品のなかに人間の危機を読む
――アルベール・カミュ『ペスト』を例にして

弘前大学　人文社会科学部　准教授　泉谷（いずみや）　安規（やすのり）

1965年、青森県生まれ。専門は19世紀と20世紀のフランス文学・思想。近年の業績に、「アンドレ・ブルトン『通底器』における夢の記述の一読解の試み（Ⅰ～Ⅲ）」（Ⅰ＝『人文社会論叢』（人文科学編）第24号、2010年。Ⅱ＝『人文社会科学論叢』第5号、2018年。Ⅲ＝『人文社会科学論叢』第7号、2019年。）がある。



講演3

朱元璋はなぜ南京に行ったのか
～明朝建国をめぐる寒冷化・疫病・モンゴル～

弘前大学　人文社会科学部　教授　荷見（はすみ）　守義（もりよし）

1966年、茨城県生まれ。博士（史学）。専門は、中国史（特に明代史）・東アジア地域史。近年の業績に、単著として『明代遼東と朝鮮（汲古叢書 113）』（汲古書院、2014年）、『永楽帝―明朝第二の創業者（世界史リブレット人038）』（山川出版社、2016年）があるほか、「巡視と巡関―明代首都北京防衛をめぐって―」（妹尾達彦編著『アフロ・ユーラシア大陸の都市と社会』中央大学出版会、2020年）など論文多数。

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ご参加の際は必ずマスクの着用をお願いします。また、入室される際には、手指の消毒にご協力ください。なお、当日、体調の優れない方は、ご無理をされないようにお願いします。
※当日会場にマスクのご用意がございません。各自、ご準備をお願いします。
※オンラインにて参加を希望される方は、各自Zoomアプリ（無料）をダウンロードしてください。参加者の皆様はカメラオフで参加可能です。

参加方法
①直接来場（定員30名、先着順）
②Zoomアプリを使用したWeb参加
※①、②とも「問い合わせ先」への事前申し込みが必要です。
申込期限:10月22日(金)まで

問い合わせ先
弘前大学人文社会科学部　地域未来創生センター
（古川・尾崎）
〒036-8560　弘前市文京町１番地
0172-39-3198（直）平日9：15～17：00
irrc@hirosaki-u.ac.jp





2

自然栽培法による農業関係者の利益向上可能性を高めるための施策

加 藤 恵 吉[1]
黄 孝 春[1]
内 藤 周 子[1]
V.カーペンター[2]

はじめに

本年度のプロジェクトは、各地域において継続的に自然栽培法による農作物の生産・流通・販売等を実践し事業利益を維持している農業生産者等の調査を対象として始まった。

当研究グループはこれまで継続して、青森県に留まらず北海道から愛媛県までの自然栽培農業生産者の状況を調査してきた。そして、その知見や人脈を基に、シンポジウムやフォーラムを開催することで、全国の自然栽培法農業者等に成果還元を行った。当研究グループのシンポジウム等は、自然栽培の分野では日本有数の規模を誇り、学術面からのアプローチは他に類をみない。そのため、全国の自然栽培関係者や経営者からの評価も高いものを得られてきた。本年度は、これまでの研究成果をさらに発展させる形で、自然栽培法による農業生産者の調査研究を行った。

1．背景と目的

当研究グループの目的は、自然栽培法を中心とする農業生産法人の生産・流通・販売に注目し、その個々の企業・団体の経営マネジメントが、全国の自然栽培農業者及び社会に経営面からどのように貢献するか、メンバー各自の学術的観点により明らかにすることである。2015 年に国連が示した目標では、少ない資源で持続可能な生産、消費ができる形態が示唆されており、これと親和性が認められる自然栽培農法を、経営マネジメントの側面から捉え、関係者および地域経済への貢献可能性を検討してきた。これまでの知見及び人脈を基に今年度は、弘前大学人文社会科学部地域未来創生センターフォーラムとして開催する予定で、その知見を広く自然栽培関係者と共有する。また、自然栽培関係者の経営及び地域におけるニーズに応え、ヒアリング調査・生産経営現場の訪問・調査により実際の経営事例における創意工夫を学術的な観点と組み合わせた分析を行う。

当研究グループが企画、開催してきたフォーラムは、前述したように日本の自然栽培の分野では日本有数の参加者を誇り、経済学や経営学に類する学術面からのアプローチは他に類をみない。また、継続と研究の蓄積によって、関係者の交流の場を定期的に提供することができ、それらの交流がプラットフォームとなり将来的に新たなビジネスへ発展することが期待される。本年度は、自然栽培関係者からの要請や学術上の観点からも自然栽培に関するプラットフォーム作りの一環として自然栽培のホームページを開設する。このホームページ作成に関しては、当研究メンバーの大学での実習科目などに取り入れ、学生及び地

[1] 弘前大学人文社会科学部
[2] 弘前大学人文社会科学部（客員研究員）

域社会にも還元していく新たな取り組みも行っている。





（写真）「自然栽培ホームページ（自然栽培センター）のスクリーンショット」

2．実施内容（今年度の活動の概要）

本プロジェクトによる今年度の研究成果については、後述するように 2022 年 2 月に予定する Zoom によるフォーラム開催が残されているが、現時点でのインタビュー等の活動について述べる。

本プロジェクト遂行に当たっては、今年度、コロナウイルス感染症に対する影響で調査支障が出たものの、安全対策を取った上で宮城県、福島県、山形県、埼玉県及び山梨県にて自然栽培法による農作物の販売と経営に従事する企業およびグローバルギャップ（GGAP）の認定作業の実施状況を調査すべくその実態も調査した[3]。また、コロナウイルス感染症の影響もあり、2022 年 2 月 5 日に会場等で行うシンポジウムではなく Zoom（ネット配信）を利用した「弘前大学人文社会科学部地域未来創生センターファーラム」を「自然栽培を学問する」というテーマで開催する予定であり、引き続き農業従事者・関係者と成果を共有し、地域のアグリビジネスを下支えしていくとともに今後さらに研究調査の成果を報告書にまとめる。本プロジェクトを通して、自然栽培法を用いて農業を営む農業関係者が潜在需要を如何に喚起し、経営上成功できるか。また、これらの農業関係者の戦略やマネジメントを分析することで如何に供給を喚起するかという問いに応えられるように調査、分析を行い広く貢献していく。

3．研究調査・発表

2021 年度においては、当報告書締切後（2022 年 1 月以降）も調査等を行う予定であるが 12 月までの調査活動を紹介する。また 2022 年 2 月 5 日にオンライン（Zoom）にて開催する予定のシンポジウムの趣旨およびプログラムを紹介する。

「研究調査・発表」

- 黄孝春・加藤恵吉、ヒアリング調査「なりさわ生命食産（宮城県登米市：自然栽培農家成澤様）」2021 年 7 月 3 日
- 黄孝春･加藤恵吉、ヒアリング調査「NPO 法人木村秋則自然栽培に学ぶ会 ごえんの会（宮城県丸森町：NPO 法人 大槻様）」2021 年 7 月 4 日
- 黄孝春・加藤恵吉、ヒアリング調査「山形大学農学部名誉教授（山形県鶴岡市：粕渕様）」2021 年 8 月 23 日
- 黄孝春・加藤恵吉、ヒアリング調査「荒生勘四郎農場（山形県酒田市：荒生様）」2021 年 8 月 23 日
- 黄孝春・加藤恵吉、ヒアリング調査「會津身不知吉美人（福島県会津若松市：澁川様）」2021 年 9 月 14 日

[3] 次項、3．研究調査・発表参照

・黄孝春・加藤惠吉、「GGAP 認証公開審査【新潟県立村上桜ヶ丘高等学校】（新潟県村上市）」2021 年９月 15 日
・黄孝春・加藤惠吉、ヒアリング調査「明石農園（埼玉県三芳町：明石様）」2021 年 11 月 27 日
・黄孝春・加藤惠吉、ヒアリング調査「サンスマイル（埼玉県ふじみ野市：無肥料自然栽培農産物卸松浦氏様）」2021 年 11 月 27 日
・黄孝春・加藤惠吉、ヒアリング調査「小黒農場（山梨県北杜市：無肥料自然栽培農家　小黒様）」2021 年 12 月３日
・黄孝春・加藤惠吉、ヒアリング調査「八岳南麓ファーム（山梨県北杜市：無肥料自然栽培農家　八巻様）」2021 年 12 月３日
・黄孝春「みどりの食料システム戦略を地域でどう生かすか」弘前大学地域社会研究科令和３年度第１回セミナー（ポストコロナの地域の自治と経済的自律）2021 年 12 月 15 日
・朝日新聞の取材を受けて、2021 年 10 月１日朝日新聞夕刊記事掲載「自然を育む農業５」に「自然栽培センター」
・黄孝春･弘前大学人文社会科学部学生カンパニーNCC「自然栽培関係者向けのプラットフォーム HP「自然栽培センター」作成（２月５日地域未来創生センターフォーラムで公開予定）

「研究公開フォーラム」

今回のフォーラムでは「自然栽培を学問する」と題し Zoom（ネット配信）にて弘前大学から全国に発信する。講演者は、弘前市出身の自然栽培農法の第一人者木村秋則氏、学術的観点から弘前大学名誉教授杉山修一氏、山形大学名誉教授粕渕辰昭氏他で農業者、自然栽培に関連した研究を行ってきた研究者が講演を行う。

このような取り組みや成果を発表することで、自然栽培に携わる関係者及び、関心のある方々と情報を共有する機会とし、農業関係者、研究者、その他の参加者の知見や関心を深めていく。

弘前大学人文社会科学部地域未来創生センターフォーラム

自然栽培を学問する

日　時：2022 年２月５日（土）　　14：00 ～ 17：20
会　場：オンライン開催（Zoom）

総合司会　　内藤周子　　弘前大学人文社会科学部　准教授

プログラム

１．開会の辞	飯島裕胤	弘前大学人文社会科学部学部長	14：00 ～ 14：05
２．趣旨説明	黄　孝春・加藤惠吉	弘前大学人文社会科学部教授	14：05 ～ 14：20
３．講演（１）	木村秋則	木村興農社	14：20 ～ 14：55
	【進む温暖化と自然栽培】		
４．講演（２）	粕渕辰昭	山形大学　名誉教授	14：55 ～ 15：55
	【江戸時代に学ぶ多数回中耕除草の 13 年―除草ではなく中耕だった―】		

5．講演（3）　杉山修一　　弘前大学　名誉教授　　15：55 ～ 16：55
【「奇跡のリンゴ」はなぜ成功したか―17 年間の研究で分かったこと―】

6．自然栽培 HP の開設について　　16：55 ～ 17：15
弘前大学人文社会科学部３年　学生カンパニー NCC
高橋啓一　　NPO 法人岡山県木村式自然栽培実行委員会　理事長

7．閉会の挨拶　李　永俊　　弘前大学人文社会科学部地域未来創生センター長　17：15 ～

4．お わ り に

以上、今年度の当プロジェクトに関しては、2022 年１月以降も進行中であり、人文社会科学部地域未来創生センターフォーラムの開催やネットを通した WEB インタビューなど許される限りの調査を行う予定である。また、コロナウイルス感染症のため活動は制限される可能性があるが、これまでの活動に加え、次年度以降も各地の自然栽培に関する農業生産者のインタビュー調査を基にした研究を続けるとともに学会等での発表及び自然栽培を通した食と農業の持続可能な発展と地域づくりのために、プロジェクト・メンバーの学識を基に、自然栽培に関わる農業者及び農業法人等の事業者の経営課題についてさらに研究を進展させていく。


弘前大学人文社会科学部地域未来創生センターフォーラム
自然栽培
を
学問する
2022年2月5日(土) 14:00～17:20
総合司会 内藤 周子
弘前大学人文社会科学部 准教授
ZOOM 開催・参加無料
PROGRAM
1 開会の辞 14:00～14:05
飯島裕胤 弘前大学人文社会科学部学部長
2 趣旨説明 14:05～14:20
黄孝春・加藤惠吉 弘前大学人文社会科学部 教授
3 講演① 14:20～14:55
木村秋則 木村興農社
【進む温暖化と自然栽培】
4 講演② 14:55～15:55
粕渕辰昭 山形大学 名誉教授
【江戸時代に学ぶ多数回中耕除草の13年
－除草ではなく中耕だった－】
5 講演③ 15:55～16:55
杉山修一 弘前大学 名誉教授
【「奇跡のリンゴ」はなぜ成功したか
－17年間の研究で分かったこと－】
6 自然栽培HPの開設について 16:55～17:15
弘前大学人文社会科学部3年 学生カンパニーNCC
高橋啓一 NPO法人岡山県木村式自然栽培実行委員会 理事長
7 閉会の辞 17:15～17:20
李永俊 弘前大学人文社会科学部地域未来創生センター長
URLまたはQRコードより
お申し込みください。
お申込み確定後、ZOOM URL等の
情報をお送りします。
▶▶
▶▶ https://forms.gle/5CDncCqgUokmSTqw8
〒036-8560 弘前大学人文社会科学部 地域未来創生センター(古川) TEL:0172-39-3198(直) 平日9:15～17:00 E-mail: lrc@hirosaki-u.ac.jp
当研究グループは2021年度公益財団法人発酵研究助成を受けています。

青森の民俗資料や文献資史料など 文化資源の発見と活用に関する「青森モデル」の構築と展開

山　田　巖　子[1]
原　　克　昭[1]
荷見守義[1]・中村武司[1]・亀谷　学[1]・尾崎名津子[1]
新永悠人[1]・関根達人[1]・片岡太郎[1]・葉山　茂[1]
佐々木あすか[1]・植木久行[2]・竹村俊哉[3]・瀧本壽史[4]
小池淳一[5]・小山隆秀[6]・山崎杏由[7]・中田書矢[8]
渡辺麻里子[9]・武井紀子[10]・福井敏隆[11]・松井　太[12]
木村純二[13]・川瀬　卓[14]・南　修平[15]・北原かな子[16]
木村隆博[17]・竹内勇造[18]・庄司輝昭[19]・多田健司[20]
石山晃子[21]・小島孝夫[22]・工藤　司[23]・仁平政人[24]
伊東　信[25]・藤林美帆[26]・古川淳一[27]

はじめに

本事業の趣旨は、青森県内に豊富に存在する民俗資料や文献資史料などの文化資源を調査し、内容を研究分析し、その活用を通じて、地域に貢献することにある。このとりくみは、2014 年４月の地域未来創生センター設立以来、８年にわたって継続してきたが、その過程において、地域の理解と協力を得ながら徐々に大きく発展させてきた。人文社会科学部内の分野を超えた教員の共同研究を軸として、学内外の研究者や地域の関係諸機関および外部の関係諸機関と連携し、研究をより複合発展的かつ広域的に発展させることをめざしている。

1．背景と目的

青森県内には、民俗資料や文献資史料が豊富に遺されている。本事業は、未だ十分な調査がなされていないこれらの資史料群を調査研究しその学術的意義を解明するとともに、地域の文化資源として活用することによって地域の発展に寄与することをめざしている。その主たる目的と意義は、以下の通りである。

①青森県内に豊富に存在する民俗資料や文献資史料などの文化資源を調査し、内容を研究分析し、その活用や展開をはかる。

②人文社会科学部内の分野を超えた教員の共同研究を軸として、学内や学外の研究者や地域の関係諸機関、外部の関係諸機関と連携し、研究をより複合発展的、かつ広域的に発展させる。

③コロナ禍で調査や研究成果の公開に課題を抱えた、教育連携研究を結んだ国立歴史民俗博物館や名古屋大学、あるいは、青森県立郷土館や、弘前市立博物館などの研究機関や自治体と組織間の研究連携を強化し、文化資源調査を核とした枠組みである「青森モデル」を展開する。

④地域の人々が、地域の文化についての理解を深め、世界から見た地域を学ぶ機会としての学びの場を提

[1] 弘前大学人文社会科学部　[2] 弘前大学名誉教授・弘前大学人文社会科学部客員研究員　[3] 弘前大学人文社会科学部客員研究員
[4] 弘前大学教育学部客員研究員　[5] 国立歴史民俗博物館　[6] 青森県立郷土館　[7] 野辺地町教育委員会　[8] 鰺ヶ沢町教育委員会　[9] 大正大学
[10] 日本大学　[11] 前弘前市立弘前図書館　[12] 大阪大学　[13] 東北学院大学　[14] 白百合女子大学　[15] 専修大学　[16] 青森中央学院大学　[17] 東奥義塾高等学校
[18] 弘前市立弘前図書館　[19] 弘前市教育委員会　[20] 中央公民館　[21] 北のまほろば歴史館　[22] 成城大学　[23] 三沢市教育委員会　[24] 東北大学
[25] 深浦町教育委員会　[26] 黒石高校　[27] 青森県県民生活文化課・文化 NPO 活動支援グループ主幹専門員

供すべく、地域の文化財に関する情報提供を行うフォーラムや調査報告会を開催する。
⑤地域住民との連携強化のために、研究成果を地域住民、学生と共有し、効果的な発信方法を考える。
⑥民俗資料調査では弘前大学の学生も協働し、文化財の扱い方や文化財の意義を実際に学ばせる。学習成果を効果的に発信する方法を地域の人々とともに考える経験を積む。
⑦文献資史料調査には弘前大学の学生も協働し、文化財の扱い方や文化財の意義を実際に学ばせる。その際、地域住民と協働し、地域の諸課題に取り組む経験を積む教育の場として活用する。
⑧藩校資料調査では、東奥義塾高校において特別講義や生徒との協働調査を実施し、深浦円覚寺調査では県内高校との研究協力を発展させ、新しい「高大連携」の構築を図る。

新たな観光資源の開拓が重要課題である青森県内には、貴重な民俗関係の文化財や文献資料が数多く伝えられている。それらを新たな文化資源として発掘・再発見し、さらに高付加価値化することが求められる。そのためには、調査への学生や市民の協働調査参加という「青森モデル」の推進、フォーラム・報告書・市民講座による研究成果の地域還元と情報共有など、青森県の歴史文化振興に文献資料調査という面から貢献するとともに、県外に向けては国内でも貴重な文化資源群の存在の発信に努めてゆく必要がある。

2．実施内容とその成果

この１年間のとりくみについて、大きく民俗資料調査と文献史資料調査の２つの部門に分けて報告する。

【1】民俗資料調査

①　小川原湖民俗博物館旧蔵資料調査

小川原湖民俗博物館旧蔵資料のうち、映像、写真資料のデータ化を進めた。映像資料については、VHS、DVD とも動作確認を行い、修復が必要なものを選び出し、リスト化した。また写真資料の著作権について調査を行い、著作権保持者が確認できた「野坂千之助撮影」アルバム画像一式は、資料使用許可について人文社会科学部と著作権者で書類を交わし、今後の利用許可を得たのち、デジタル化を行った。

10 月 10 日、第 71 回日本民俗学会例会において山田嚴子「旧小川原湖民俗博物館の映像資料」と題する発表を行い、その特徴と意義について論じた。なお、口頭発表の内容は教育研究連携を結んでいる国立歴史民俗博物館の研究報告書に投稿予定である。

新型コロナウィルスの感染状況から、三沢市所蔵の民具と情報カードの照合作業は来年度に持ち越した。

②　野辺地町の民俗調査と歴史民俗資料館「民俗展示」リニューアル案の作成

野辺地町教育委員会からの受託研究として、民俗調査と野辺地町歴史民俗資料館「民俗展示」のリニューアル案を作成した。学生の民俗学実習・民俗誌実習と連動し、民俗学の山田嚴子と博物館学の葉山茂准教授が指導にあたった。

８月 28 日に野辺地町歴史民俗資料館の山崎杏由氏と打ち合わせ、民具の選別、下準備、巡見の下見を行った。新型コロナウィルスの蔓延状況に伴い、９月に予定していた民俗学実習を 10 月１日から３日に延期した。10 月１日から３日まで、現在の展示資料の撤去作業を行い、リニューアル展示のレイアウトを確認した。また、班ごとに分かれて、聞き取り調査を実施した。実習の合宿以外に、10 月 19 日には野辺地町主催「野辺地げんき講座」との共同企画として、講座参加者から聞き取りを行った。

集団での調査以外に、山菜採り、盆、キノコ採り、旧家公開など、行事の機会には、３～４名程度で撮影、聞き取りを行った。また漁業経験者や葬儀社など、生業ごとの聞き取りも行った。これらの調査成果は展示解説などに活用する予定である。

③　北東北の寺院と民間巫女、民間信仰の調査

北東北の寺院と民間巫女の調査は新型コロナウィルスの状況を鑑みて中止した。

五所川原市在住の在野の研究者、佐々木達司氏の遺稿「青森県の俗信辞典（仮称）」を弘前大学人文社会科学部と教育・研究連携を締結している国立歴史民俗博物館の小池淳一教授と協同して、学生たちと辞

典原稿の出典にあたり、逆引き作業、校正作業を行い、2021年3月20日に『青森県俗信辞典』（人間文化研究機構広域連携型基幹プロジェクト「日本列島における地域変貌･災害からの地域文化の再構築」刊）を刊行した。本年度は残された課題、出典の確認ができていなかった部分を関係団体に確認し、増補改訂作業を行った。

また佐々木氏の音声データについては5月29日に小池淳一教授とともに佐々木氏のご子息のもとを訪問し、残された音声データの種類と総量を確認した。10月30日の日本口承文芸学会第80回例会シンポジウム「昔話の録音音源の保存と活用」では小池氏が「昔話録音音源の処理と発信」というタイトルで資料の紹介を行った。



野辺地元気講座での聞き取り



野辺地歴史民俗資料館での実習風景

【2】文献資史料調査

④　深浦円覚寺古典籍資料調査の成果報告会開催および報告書の刊行

本年度は、深浦円覚寺聖教の県重宝指摘を記念して、第4回目となるフォーラムが2021年9月26日（日）にオンライン開催された。詳細は、本年度末に刊行予定の調査報告書第四集をご参照いただきたい。

⑤　旧弘前藩藩校「稽古館」資料調査の報告会開催および研究集録の刊行

本年度の東奥義塾図書館所蔵和古書調査の成果を中心に、今回の藩校資料調査報告会は、2021年11月21日（日）13：00～16：00、弘前大学人文社会科学部多目的ホールにおいて実施した。2014年度から数えて8回目の開催となるが、昨年度と同様に今年度も感染防止対策として定員制を設けて会場でライブビューイングを実施するとともに、オンラインによるライブ配信を行った。

人文社会科学部飯島裕胤学部長による開会の辞につづき、東奥義塾高等学校塾長コルドウェル ジョン先生よりご挨拶いただいた。つづいて第一部では、講師にお招きした早稲田大学名誉教授・土田健次郎先生による特別講演、そして第二部では立ち上げ当初より調査に携わってきた植木久行名誉教授・大正大学文学部渡辺麻里子教授より調査の経緯および蔵書目録の総体についての報告、第三部では調査メンバーによる研究報告を行った。亀谷教員の総合司会に沿って、以下の通り特別講演ならびに報告がなされた。

□第一部　特別講演

・江戸時代の朱子学と古学　　特別講師　早稲田大学名誉教授　土田　健次郎 先生

□第二部・研究報告①

・弘前藩藩校稽古館旧蔵資料調査の経緯と成果――未来へ向けて――

大正大学文学部教授・前弘前大学人文社会科学部教授　渡辺　麻里子

・弘前藩校稽古館の蔵書――蔵書目録と古典籍調査を踏まえて――

弘前大学名誉教授・人文社会科学部客員研究員　植木　久行

□第三部・研究報告②

・東奥義塾高校図書館蔵『遭厄日本紀事』について　人文社会科学研究科修士課程　楠美　佳奈
・東奥義塾高校図書館蔵 狂言小謡本について　人文社会科学部助教　中野　顕正
・東奥義塾高校図書館所蔵日本思想史関係典籍群について　人文社会科学部准教授　原　克昭
・コメント・総括　日本大学文理学部准教授・前弘前大学人文社会科学部准教授　武井　紀子

第一部の特別講演では、宋代を中心とする中国思想・日本江戸思想を専門とする早稲田大学名誉教授の土田健次郎先生より、朱子学と古学という観点から弘前藩を含む江戸儒学の学問世界について懇切にお話いただいた。江戸時代の思想史環境の流れの中から弘前藩の特質性をあぶりだしてゆく講演内容は、藩校資料を基調とする本調査チームにとってきわめて重要な視座を与えてくださったものであり、調査研究の本質的意義を改めて考える契機となった。

第二部では、まず大正大学文学部・渡辺麻里子教授より、東奥義塾図書館における調査の始動から現在に至る経緯と成果を回顧しつつ今後の展望について報告された。つづいて、植木名誉教授より、蔵書目録に即して具体的な蔵書の内実とその総体について詳細な報告がなされた。ともに、ミニ講演の形式をとる研究報告としたことで、学内の中途参加および新規メンバーへの事業継承という点においても効果的であった。

第三部では、例年通り資料調査報告を行った。大学院生の楠美氏は、幕末期のゴローニン事件の顛末を翻訳した『遭厄日本紀事』を採りあげ、東奥義塾本の特徴と内容について同時代の年表と併せて検証した。中野教員は、東奥義塾図書館の蔵書としては稀有な小謡本を紹介し、内容および伝来の経緯について専門的に考察するとともに、津軽地域における芸能関係資料の意義と可能性について指摘した。原は、前年度に引き続き山鹿素行関係資料群とその研究現況をもとに、その集散状況から他機関の資料との関係性について報告した。

そして、以上の特別講演および研究報告を承けて、昨年度まで本調査チームを率いてきた日本大学文理学部・武井紀子准教授よりコメントが述べられた。特別講演と各研究報告の要点をまとめつつ、本調査研究の意義について総括して締めくくりとした。最後に、荷見教員による閉会の辞を原が代読し報告会を終了した。本年度の報告会内容および資料調査の研究成果の詳細については、本年度末に刊行予定の『東奥義塾高等学校所蔵 旧弘前藩古典籍調査集録』第八集をご覧いただければ幸甚である。

なお、植木名誉教授を代表とする科研基盤（C）「弘前藩藩校「稽古館」旧蔵本の悉皆調査による近世津軽における知識集成の解明」としては本年度が最終年度となるが、これまで調査を牽引してきたメンバーと新規参加の教員が一堂に会する貴重な場となったことは、本事業にとって有意義な機会であったといえよう。

3．お　わ　り　に

贅言を要するまでもなく、青森・津軽という地域は歴史ある土地であり、まだまだ数多くの民俗資料や文献資史料が遺されている。しかし、その存在に気づかないでいると、瞬く間に廃棄され失われてしまう。本事業の責務は、有形無形を問わず、青森・津軽に眠る資史料を発掘し、現在によみがえらせ、未来へとつなげてゆくことにある。

とはいえ、文化資源は研究者が活用するだけではなく、広く地域住民にもよく知ってもらい深く関わってもらうことも重要な課題である。地域住民と学内外の研究者が連携を強化し、研究成果を共有し、住民の地域文化への理解を深めていくために、本事業は努力を続けてゆく所存である。ひきつづき、みなさまの暖かいご支援とご協力をお願い申し上げたい。

二〇二一年度

旧弘前藩藩校稽古館資料調査報告会

2021年
11月21日(日)

13:00～16:00（予定） 開場12:30
弘前大学　人文社会科学部
4階　多目的ホール【定員40名 先着順】
（入場無料・事前申し込み不要）

Zoomによるオンライン同時配信

オンライン視聴参加を希望される方は、Eメールよりお申し込みください
【11月19日(金)まで】

弘前藩の藩校「稽古館」が所蔵していた古典籍資料は、現在、東奥義塾高校や弘前市立弘前図書館に保存されています。これらは江戸時代の津軽地域における人々の「知の体系」を解き明かすための貴重な文化遺産です。弘前大学では、2014年から調査研究を行い、毎年成果発表会を開催してきました。今年度は、特別講師として早稲田大学名誉教授の土田健次郎先生をお招きし、弘前藩の学問を含む江戸時代の学問世界についてご講演いただきます。また調査メンバーが調査の経緯や最新の成果をそれぞれの立場から報告いたします。

津軽の歴史・文化に関心をお持ちの方は、どなたでもご参加ください。一人でも多くの方のご参加をお待ちしております。

■プログラム

13:00　開会　開会の辞　ご挨拶

第一部

13:10　特別講演
江戸時代の朱子学と古学



特別講師　早稲田大学 名誉教授
土田　健次郎 先生

宋代を中心とする中国思想・日本江戸思想がご専門の先生にお越しいただき、朱子学という観点から、弘前藩を含む江戸時代の学問世界についてご講演いただきます。

第二部

14:20　研究報告①

第三部

15:10　研究報告②　コメント・総括
16:00　閉会　閉会の辞

■主催　弘前大学人文社会科学部　弘前大学人文社会科学部地域未来創生センター
■共催　東奥義塾高等学校　■後援　弘前市　東奥日報社　陸奥新報社

科研費　※本報告会は、科研基盤(C)「弘前藩藩校「稽古館」旧蔵本の悉皆調査による近世津軽における知識集成の解明」の研究成果による（代表：植木久行）
※令和3年度大学コンソーシアム学都ひろさき活性化支援事業費補助金対象事業

【申し込み・お問い合わせ】　弘前大学人文社会科学部地域未来創生センター（古川・原）
住所：〒036-8560 弘前市文京町1番地　電話：0172-39-3198(直) 平日10:15～17:00　メール：lrrc@hirosaki-u.ac.jp(古川)　harak@hirosaki-u.ac.jp(原)
弘前藩藩校資料調査研究会ウェブサイト　http://human.cc.hirosaki-u.ac.jp/hankou/

地域未来創生センター　弘前藩藩校資料調査研究会

タイムスケジュール

13:00 開 会　開会の辞 弘前大学人文社会科学部 学部長 飯島 裕胤
ご挨拶 東奥義塾高等学校 塾長 コルドウェル ジョン

13:10 第一部 特別講演（60分）江戸時代の朱子学と古学
特別講師 早稲田大学 名誉教授 土田 健次郎 先生

14:10～14:20 休憩（10分）

14:20 第二部 研究報告①（50分） 渡辺 麻里子 / 植木 久行

15:10 第三部 研究報告②（35分） 楠美 佳奈 / 中野 顕正 / 原 克昭

15:45 コメント・総括 武井 紀子

16:00 閉 会　閉会の辞 弘前大学人文社会科学部 副学部長 荷見 守義

第一部 特別講演 講師紹介



土田（つちだ） 健次郎（けんじろう） 先生　早稲田大学 名誉教授

1949年東京都生まれ。早稲田大学名誉教授、博士（文学）。日本中国学会理事長・日本思想史学会会長・日本儒教学会会長など歴任。ご専門は、宋代を中心とする中国思想・日本江戸思想。主な著書に、『道学の形成』（創文社）、『儒教入門』（東京大学出版会）、『「日常」の回復―江戸儒学の「仁」の思想に学ぶ』（早稲田大学出版会）、『江戸の朱子学』（筑摩書房）、訳注書に、朱熹『論語集注』1～3（平凡社東洋文庫）、山鹿素行『聖教要録・配所残筆』（講談社学術文庫）など。

第二部 研究報告① 題目・発表者

■弘前藩藩校稽古館旧蔵資料調査の経緯と成果
―未来へ向けて―

大正大学文学部 教授・前 弘前大学人文社会科学部 教授（日本古典文学）
渡辺 麻里子

■弘前藩校稽古館の蔵書
―蔵書目録と古典籍調査を踏まえて―

弘前大学 名誉教授・人文社会科学部 客員研究員（中国古典文学）
植木 久行

第三部 研究報告② 題目・発表者

■東奥義塾高校図書館蔵『遭厄日本紀事』について

弘前大学大学院人文社会科学研究科 修士課程（日本史）
楠美 佳奈

■東奥義塾高校図書館蔵 狂言小謡本について

弘前大学人文社会科学部 助教（日本古典文学） 中野 顕正

■東奥義塾高校図書館所蔵
日本思想史関係典籍群について

弘前大学人文社会科学部 准教授（日本思想史） 原 克昭

■コメント・総括

日本大学文理学部 准教授・前 弘前大学人文社会科学部 准教授（日本史）
武井 紀子

オンライン参加申し込み方法 （事前予約制）

参加をご希望する方は、Eメールでお申し込みください。

■ZoomアプリによるWeb視聴参加

【申込期限：11月19日（金）まで】

Eメールよりお申し込みください。
お申し込みいただいたメールアドレスに、Zoom視聴用URLをお知らせいたします。各自Zoomアプリ（無料）をダウンロードしてください。
参加者のみなさまはカメラオフで参加可能です。
なお、開催数日前になってもお知らせメールが届かない場合はご連絡ください。

弘前大学会場での来場参加

人文社会科学部4階・多目的ホール・定員40名・先着順
入場無料・事前申し込み不要

会場にお越しになる場合には事前の申し込みは不要ですが、新型コロナウィルス感染拡大防止対策のため、会場でのご参加の際は必ずマスク着用の上、密な状況を避けるため、指定された席に着かれるようにお願いします。また、当日体調の優れない方は、ご無理をなされないようにお願いいたします。

なお、状況次第では、Zoom によるオンライン配信のみとなる場合もあります。その点もご承知おきください。

■お問い合わせ
弘前大学人文社会科学部地域未来創生センター （古川・原）
〒036-8560 青森県弘前市文京町1番地
電話：0172－39－3198（直通） 平日10:15～17:00
Eメール：irrc@hirosaki-u.ac.jp（古川）
harak@hirosaki-u.ac.jp（原）

COVID-19で若者の地域間移動性向は変わるのか

李　　永俊[1]
小谷田　文彦[1]
花田真一[1]
杉浦裕晃[2]
Jumppanenen Aapo[3]
Timo M Suutari[3]

1．はじめに

本研究は、新型コロナの感染拡大が若者の地域間移動性向に与えた影響を明らかにすることにある。地方から若者の流出は地域の存続に関わる深刻な地域課題となっている。新型コロナ直前まで、全国的な人手不足と地域間賃金格差により、地方からの若者の流出が拡大傾向にあった。しかし、新型コロナ感染拡大によって、地域間移動は一時的に止まっているように見える。ただ、この傾向が一時的な傾向であるのか、あるいは若者の価値観までを変えるできことであるのかは明らかではない。この問題を解明することは今後の人口政策を考える上で大変重要である。その課題に対して、同じような課題を抱えている世界各国と連携して、各国の変化と変化をもたらした条件などを検証する。

本年度の主な事業としては、各国の中間分析結果をまとめ、日本・フィンランド・韓国３ヵ国の国際共同シンポジウム「COVID-19 若者の地域間移動性向は変わるのか」を 2021 年 11 月 23 日にリモートで開催した。

2．中間報告の概要

【第１報告】COVID-19 が地方部―都市部間の人口移動に与えた影響の概要：青森県と東京都に注目して

（花田真一・弘前大学・日本）

本報告は、主に住民基本台帳のデータに基づいて、新型コロナウィルス（COVID-19）が地方部―都市部間の人口移動に与えた影響を概観したものである。都市部としては東京を、地方部としては青森県に特に注目した。

まず、2015 年以降の日本の人口移動について概観した。日本全体の人口移動の約１／３が東京都に関連するものである。東京都への転入が転出を上回る転入超過が大きい年齢階級は 10 歳代・20 歳代であり、この傾向は COVID-19 影響下の 2020 年についても変わらなかった。青森県の東京都に関連する人口移動

[1] 弘前大学・人文社会科学部
[2] 愛知大学・経済学部
[3] ヘルシンキ大学・ルーラリア研究所・フィンランド

を見ると、10 歳代・20 歳代については東京都への転出超過（転入より転出が多い）状態が継続しているが、それ以外の年齢層については転入超過に転じた。

次に、都道府県レベルの人口移動について概観した。2019 年と 2020 年を比較すると、東京都と福井県以外のすべての都道府県で転入・転出がいずれも減少しており、人口移動そのものが沈静化した傾向が示された。東京都のみが転出が増加しており、東京都から他地域への人口移動が起きた可能性が示唆される。関東地方については東京の転入超過が縮小する一方、千葉県の転入超過が大きくなり、茨城県・栃木県・群馬県の転出超過が小さくなっている。このことは、東京から流出した人口が近隣県に吸収されている可能性を示唆している。

最後に、市町村レベルの人口移動について概観した。市町村を転入・転出がどちらも増加した「活性化型」、転入が増加し転出が減少した「吸収型」、転入が減少し転出が増加した「流出型」、転入・転出がどちらも減少した「沈静化型」、の４つに分類した。全体的な人口移動については全市町村の約 51％にあたる市町村が「沈静化型」に分類された。青森県についても同様の傾向が見られた一方、原子力関連施設のある東通村や自衛隊・米軍基地のある三沢市など７市町村は「流出型」に分類された。東京都に関連する人口移動に限定すると、日本全体では約 32％の市町村が「吸収型」に分類されており、東京からの人口流出が起きた可能性が示される一方、約 21％の市町村は「沈静化型」となり東京都との人口移動が減少したことを示している。関東地方では多くの市町村が「吸収型」や「活性化型」に分類された一方、青森県については約 35％の市町村が「沈静化型」に分類され、全国平均と比較しても東京都との人口移動自体が減少した傾向を示している。このことは、東京からのいわゆる移住先はやはり関東近郊に集中しており、青森県のように東京都と地理的に隔絶した地域では限定的な影響にとどまった可能性を示唆している。一方で、青森県の三大都市についてみると、新幹線駅のある八戸市と青森市が「吸収型」に分類された一方、新幹線駅も空港も港もない弘前市は「沈静化型」に分類され、傾向が分かれた。東京都とのアクセスの良さが、やはり人口移動に影響している可能性が示唆されている。

【第２報告】Brain Drain and Mono-Polar Concentration in Seoul

（朴相雨・慶北大学・韓国）

韓国の社会は、相当な地域格差によって特徴づけられる。ソウルを中心とした首都圏は、経済、求人市場、文化施設そして高等教育機関などが集中している。そのため慶北（キョンブク）のような地方からの若者の流出が絶えず続いている。中核都市である大邱市であっても地域の若者を食い止めるダムのような役割を果たすことが出来ていない。新型コロナの感染拡大が若者の地域間移動を食い止めるのではないかという期待感があったが、首都圏の感染のリスクという要因より、良い求人先といった経済のプール要因の方が重視され、地方からの若者の流出傾向には大きな変化を生むまでには至らなかった。

【第３報告】Migration between rural regions and cities during the COVID-19 pandemic in Finland.

（Urszula Ala-Karvia, a PhD Researcher from the University of Helsinki, Ruralia Institute, フィンランド）

報告では、フィンランド国内の地域間移動の変化を紹介した。新型コロナで、首都圏であるヘルシンキや Uusimaa 地域では若干の人口減少があった。他方、地方である Kainuu と Lapland 地域からの人口流出はここ 40 年間で最も少なくなっている。フィンランドの大きな特徴として、携帯電話の位置情報データの分析から見ると、セカンドハウスでの滞在時間が新型コロナ発生以降最も長くなっている点である。ただ、新型コロナ発症件数と地域間移動との間に統計的な有意な相関関係は明らかになっていない。その

ため、今後継続的な研究が必要不可欠である。

【第４報告】小中高の地域体験学習が地元愛着と地元就職希望に与える影響
―弘前大学生への質問紙調査より―

（李永俊・弘前大学・日本）

本報告では、弘前大学の 2019 年度入学者を対象に行った質問紙調査の結果を用いて、就業地選択と地元愛着や地域体験学習の関係を分析した結果を報告した。地域体験学習と関連する部分を取り除くと、地元愛着が地元就職希望に与える影響は限定的であった。地域を離れるのが困難である、地域にいる必要があるという必要性に関する項目を除いては、有意な係数は得られなかった。一方、地域体験学習については、「地域の祭りへの参加（小学校）」のみが有意に正であった。その他の要因としては、学部や家族環境、業種が大きく影響していた。このことは、小中高時代の地域のイベントへの参加という意味での地域志向教育は、若者の地元定着に一定の効果はあるが、その効果は限定的であると報告した。

【第５報告】Transforming the migrations system?
Aspirations and opportunities of young people in the context of Seinäjoki region

（Senior Researcher Mika Raunio, Researcher Toni Ahvenainen
& Adjunct Professor Markku Mattila, Migration Institute, フィンランド）

世界各国の地域間移動は階層的なロジックに特徴づけられる。多くの国の首都圏を中心とした地域には、経済や有利な求人市場が集中している。他方、地方の小都市には若者にとって魅力的な求人の数が限られている。また、高等教育機関も大都市圏に集中している。そのため、地方の若者が地方にとどまりたくても、進学や就職など必要に応じて移動せざるを得ない現実がある。このような地域間移動パターンを変えることは難しい。しかし、新型コロナで普及が進んだリモートワークなどの働き方の革新があれば、地方都市の発展も期待できる。

【第６報告】地方都市におけるテレワーク拡大の可能性

（小谷田文彦・弘前大学・日本）

本報告では、地方におけるテレワーク推進の可能について官公庁の調査と地方での成功例を紹介した。そしてテレワークの推進によって、（１）都市部から地方への移住促進、（２）ICT の普及による労働生産性、QL 向上、に繋がるかどうかを検討した。

近年、東京を離れて地方で暮らすことに興味を持つ人が増加している事を示す調査が存在している。新型コロナウイルスの蔓延に伴い、都市部在住者の意識には変化の兆しがみられる。また、生産性の面では、テレワークを導入している過半数の企業が生産性向上を目的に導入し、かなりの企業が「実際に効果があった」と回答している調査もある。ICT の普及は、労働形態の自由化を促進し QL を向上させる可能性がある。

テレワークの導入は都市部で高く地方で少ない。また、大企業ほど採用が進んでいる傾向がある。この点から、残念ながら都市生活者の意識変化と情報通信技術の進展が地方に恩恵を与えるには至っていないと判断できる。

しかし、例外的にではあるが、徳島県神山町による成功事例がある。条件が整えば地方にも機会は残されている。問題はその条件であるが、神山町の成功例から地方自治体ではなく、進出済みの民間企業が主導、展開する事が極めて重要である点が示唆される。

日本、フィンランド、韓国 国際共同研究 シンポジウム

COVID-19で若者の地域間移動性向は変わるのか



参加無料
要申込み
Zoom開催
言語：英語

地方からの若者の流出は地域の存続に関わる深刻な地域課題となっています。新型コロナ直前まで、全国的な人手不足と地域間賃金格差により、地方からの若者の流出が拡大傾向にありました。しかし、新型コロナ感染拡大によって、地域間移動は一時的に止まっているように見えます。この傾向が一時的な傾向であるのか、あるいは若者の価値観までを変える出来事であるのかは明らかではありません。

その課題に対して、同じような課題を抱えている韓国・フィンランドと連携して、各国の変化と、変化をもたらした条件などを検証し、持続可能な地域づくりにつながる移住戦略を模索します。皆さまのご参加をお待ちしております。

16:05～ **セッションⅠ：COVID-19と農村都市移動:予備的研究結果と展望**

Speakers▷ **Shinichi Hanada**(Associate Professor , Hirosaki University)／**Urszula Ala-Karvia**(PhD Researcher, Helsinki University)／**Jun-young Kim**(Senior Researcher, Korea Employment Information Service)／**Sang-woo Park**(Professor, Kyungpook University)／**Young-Jun Lee**(Professor, Hirosaki University)／**Mika Raunio**(Senior Researcher), **Toni Ahvenainen**(Researcher)&**Markku Mattila**(Adjunct Professor, Migration Institute of Finland)／**Fumihiko Koyata**(Associate Professor, Hirosaki University)

18:40～ **セッションII：COVID-19と地域開発者や政策立案者の視点から非大都市圏の将来**
－地域の成長のための新しい機会－

Speakers▷ **Heli Seppelvirta**(Regional Development manager, Regional Council of South Ostrobothnia)
Mitsuaki Hasegawa(Group Manager,Immigration and Exchange Promotion Group, Aomori Prefecture)

2021 11/23 tue 16:00▼19:20

お申込み方法[申込締切日11/22(mon)]
下記のURLまたはQRコードよりお申込みください。
お申込み確定後、ZoomURL等の情報をお送りします。
https://forms.office.com/r/ZDm4m9Nrxy

主催｜弘前大学人文社会科学部地域未来創生センター／フィンランド・ダイナミキ・ヘルシンキ・ルラルニア研究所／フィンランド移民研究所 アイナミキ

お問い合わせ先 ▷ 弘前大学人文社会科学部地域未来創生センター（古川・季）
Ⓣ 0172-39-3198（直） 平日10:15～17:00 Ⓜ irrc@hirosaki-u.ac.jp

地域未来創生センター

裁判員制度を中心とした地域司法の課題に関する教育・研究プロジェクト

平 野 潔[1]

はじめに

本プロジェクトは、2009年度に、裁判員制度施行記念企画として実施された「連続講演会・シンポジウム　裁判員制度と世界の司法動向―市民の司法参加の意義を考える―」に端を発するものである。その後、2014年度からは、地域未来創生センターの教育研究プロジェクトとして採択され、昨年度は、一般社団法人司法協会の研究助成を受け、これまで13年間に渡り、裁判員制度を中心としながら地域の司法に関する諸課題を教育・研究の両面から展開してきた。

今年度も、専修大学法学部の飯考行氏、本学名誉教授で、現在北里大学教職課程の宮﨑秀一氏、桃山学院大学の河野敏也氏、弘前大学人文社会科学部の長谷河亜希子氏、平野が共同して教育・研究活動を行った。詳細な報告は後日行うこととして、ここでは、本プロジェクトの概要のみを示していきたい[2]。

1．背景と目的

本プロジェクトは、裁判員制度を中心とした地域の司法に関する諸課題に、教育・研究の両面から取り組み、地域に還元していくことが、その目的となっている。ここでは、今年度の本プロジェクトの研究面・教育面の目的を示しておきたい。

研究面では、昨年度得られた裁判員制度の課題の中から、いくつかの問題をピックアップし、その解決策について検討することである。昨年度、司法協会らの研究助成を受けて行った研究の中で裁判員制度に関する様々な課題が浮き彫りとなった[3]。その中には、青森県を含む地域の課題が数多く見られた。そこで、現在の裁判員制度の課題を、青森県を中心に検証することを試みた。この成果については、11月に開催したシンポジウム「裁判員制度を伝える」の中で、その一端を示すことができた。

教育面では、裁判員制度を中心に行ってきた学生による報告書が、昨年度までで7年間継続して発刊されており、青森県だけでなく他の地域の研究者・実務家からも一定の評価をいただいている。今年度も引き続き学生提案の企画を軸にし、この活動を通じて、学生の司法への関心を高めるとともに、具体的な解決策を模索できるような人材を育成していくことを目的とした。また、これまで得られた教育手法や成果を、主として教養教育の中に取り込んでいく方法に関しても検討することも目的の一つに加えた。

[1] 弘前大学人文社会科学部

[2] 例年通り、活動の詳細は、2022年3月発刊予定の報告書において紹介する予定である。なお、これまでの活動の詳細は、平野潔編『青森県の裁判員裁判と司法関係機関の姿―弘大生による調査報告―』（2015年）、同編『弘大生による裁判員制度と司法関係機関に関する報告書』（2016年）、同編『弘大生から見た青森県の司法および司法関係機関―裁判員制度・更生保護・司法アクセス―』（2017年）、同編『青森県を中心とした司法関連制度の現状―被害者支援・司法制度・裁判員制度―』（2018年）、同編『青森県の地域司法と支える人たち―裁判員裁判・司法制度・更生保護―』（2019年）、同編『制度施行10年を迎えた青森県の裁判員裁判』（2020年）、同編『裁判員裁判を中心とした地域司法の現状―コロナ禍における学生の活動報告―』（2021年）を参照。

[3] 平野潔＝飯考行＝河野敏也『裁判員経験者の『経験』を踏まえた裁判員制度の研究（一般財団法人司法協会 2019年度研究助成成果報告書）』（2021年）参照。

例年は学生の施設見学も実施しているが、昨年度に引き続き、コロナウイルス感染症の状況を踏まえて、今年度の実施も断念した。そのような状況の中ではあるが、裁判員裁判傍聴や裁判員経験者インタビュー、シンポジウム開催などは、様々な対策を行いながら実施することができた。ここでは、「裁判員経験者インタビュー」「シンポジウム」について、それぞれの内容を簡単に説明する。

2．実　施　内　容

⑴裁判員経験者インタビュー

裁判員経験者へのアクセスが難しいこともあって、ここ数年はインタビューを実施できずにいたが、今年度は新しい経験者の経験をお聞きすることができた。インタビューに応じてくださったのは、福士紀子氏であった。今回のインタビューは、本プロジェクトに対して長年ご協力いただいている方から福士氏をご紹介いただき、実施することができたものである。福士氏の担当された事件は、現住建造物等放火、自殺幇助事件で、青森県では103件目の裁判員裁判であった。

当日は４名の学生がインタビューに参加した。全員が裁判員経験者インタビューに初めて参加した学生で若干不慣れな部分もあったが、これまで通り、過去の新聞記事等で裁判員経験者が担当された裁判員裁判についての情報を収集し、質問項目を作成して当日に備えた。

約２時間に渡るインタビューであったが、裁判員制度に対する見方、事件の対する見方など、率直な意見をお聞きすることができ、学生にとっても良い経験になったのではないかと思われる。

⑵シンポジウム

今年度のシンポジウムは、2021年11月６日（土）に、弘前大学人文社会科学部多目的ホールで行われた。同時に、オンライン会議システムZoomを使い、オンライン配信も行った。今年度のテーマは、「裁判員制度を伝える」であった。昨年度の共同研究およびシンポジウムにおいて、裁判員制度が抱える問題に関する裁判員経験者の様々な意見に接したが、その中で、広報活動をもう少し積極的に行うべきではないかという意見が数多くあった。このことを受けて、今年度は､「裁判員制度を伝える」をテーマとした。「伝える」活動には、裁判所の広報活動だけでなく、市民団体の活動、報道機関の報道、教育機関における教育活動なども含まれるため、これらの活動を紹介しながら、どのように裁判員制度を伝えていくべきかを、来場者とともに考えるというのが、本シンポジウムの趣旨であった。

第１部は､「裁判員制度をどう伝えているか―裁判所･市民団体･教育機関の活動―」とする報告を行った。今回のシンポジウムは「伝える」をテーマとしているため、第１部では、様々な機関がどのように裁判員制度を伝えているかを確認した。まず、青森地方裁判所裁判官の寺尾亮氏より、青森地方裁判所における広報活動の内容を中心とした報告をしていただいた。続いて、飯氏より、飯氏が主宰して開催



第１部で報告する飯氏

している「裁判員ラウンジ」の活動を中心に市民団体の活動について報告をいただいた。最後に、河野氏より、桃山学院大学の講義・演習において、裁判員制度がどのように取り上げられているかを報告していただいた。

第２部は、「裁判員制度の何を伝えるか―裁判員経験者の声―」として、裁判員経験者３名の方にご登壇いただき、裁判員の経験をお話いただいた。第２部では、「何を伝えるか」をテーマとして、その具体的な内容として本学を中心に取り組んでいる「裁判員経験者インタビュー」をシンポジウムの場で公開し、裁判員経験者の経験を伝えることの意義について考えてもらおうと企画したものである。ご登壇くださったのは、青森県 37 例目の裁判員裁判経験者である小野利氏、46 例目の裁判員裁判の経験者である太田淳也氏、そして 87 例目の経験者である西澤雅子氏であった。進行役は、平野が務めた。具体的な質問内容としては、裁判員に選ばれた時の気持ちや、法廷や被告人の印象、評議の雰囲気、現在思っていることなどであった。限られた時間の中ではあったが、裁判員経験者の経験を参加者のみなさんに聞いていただけたのは良かったのではないかと考えている。

第３部はパネルディスカッション「裁判員制度をどのように伝えるべきか」を行った。コーディネーターは例年通り飯氏にお願いし、第１部で登壇くださった裁判官の寺尾氏、第２部にご登壇いただいた３名の裁判員経験者の他に、報道機関の立場から東奥日報社報道部記者の下舘悠々氏、教育の立場から宮﨑氏、そして、学生の立場から日本大学４年生で、法教育サークル「EXPERT」未来代表の堀口愛芽紗氏にパネリストとしてご登壇いただいた。パネルディスカッションでは、前半で、これまでの伝える取り組みや今後の伝え方に関する思いなどが、それぞれのパネリストから語られた。パネルディスカッションの後半には、参加者から質疑応答が行われた。オンライン参加者からの質問も多く、活発な意見交換が行われた。


第３部のパネルディスカッションの様子

コロナウイルス感染症が未だ終息しない状況下ではあったが、２年ぶりに対面でのシンポジウムを開催することができ、オンライン参加者を含めると 70 人近くの方にご参加いただくことができた。

お わ り に

未だコロナウイルスの終息が見えない状況ではあるが、昨年度に比べると活動の幅が広がり、徐々に従来の教育研究活動が戻りつつあるように思える。裁判員経験者へのインタビューやシンポジウムが、感染症対策を取りつつではあるが、対面で行えたのは幸いであった。劇的な変化は望めないものの、今後は徐々に施設見学などの活動の再開も探っていきたいと考えている。

本プロジェクト内での活動ではないが、このプロジェクトでの取り組みを授業の中に具体化した「地域司法実習」という科目がある。学生が、地域の司法に関する課題を設定し、実際に現場で活動されている方に直接お話を伺うという科目である。長年に渡り展開している本プロジェクトの特徴は、研究だけ教育だけでなく、「地域の司法に関する課題」について、教員・学生がともに学び、その成果を発表している点にある。今後も、この特徴を活かしつつ、地域の司法課題に取り組んでいきたいと思う。

シンポジウム
裁判員制度を伝える

日時：2021年11月6日（土） 14:00-17:30
会場：弘前大学人文社会科学部校舎4階多目的ホール

入場無料・事前申し込み不要（オンライン参加の場合は必要）

※Zoomによるオンライン同時配信を行います。オンライン参加を希望される方は、下記"問い合わせ先"までメールで「お名前」「ご所属」「連絡先メールアドレス」をお知らせください。追ってZoom会議URLをお知らせします。
※会場にお越しになる場合、事前の申し込みは不要ですが、マスクをご持参いただき、会場では着用をお願いいたします。また、手指の消毒にもご協力いただき、密な状況を避けるため、指定された席に着かれるようにお願いいたします。
※状況次第では、Zoomによるオンライン配信のみになる場合もあります。その点もご承知おきください。

プログラム

第１部／裁判員制度をどう伝えているか ―裁判所・市民団体・教育機関の活動―
寺尾 亮（青森地方裁判所）、飯 考行（専修大学）、河野敏也（桃山学院大学）

第２部／裁判員制度の何を伝えるか ―裁判員経験者の声―
コーディネーター：平野 潔（弘前大学）
登壇者：裁判員経験者

第３部／パネルディスカッション　裁判員制度をどのように伝えるべきか
コーディネーター：飯 考行（専修大学）
パネリスト：裁判員経験者、寺尾 亮（青森地方裁判所）、下舘悠々（東奥日報社）、宮崎秀一（北里大学）、駒口愛芽紗（日本大学4年・法教育サークル「EXPERT」未来代表）

趣旨：

昨年度のシンポジウムにおいて、裁判員制度が抱える問題について、裁判員経験者の立場から様々な意見をいただきました。その中で、広報活動をもう少し積極的に行うべきではないかという意見がありました。そこで、今年度は「裁判員制度を伝える」をテーマとしました。

「伝える」活動には、裁判所の広報活動だけでなく、市民団体の活動、報道機関の報道、教育機関における教育活動なども含まれます。これらの活動を紹介しながら、どのように裁判員制度を伝えていくべきかを、来場者の皆さんと考えてみたいと思います。

主催：弘前大学人文社会科学部地域未来創生センター
問い合わせ先：弘前大学人文社会科学部・平野 潔
tel&fax：0172-39-3199　e-mail：k-hirano@hirosaki-u.ac.jp

地域未来創生センター
弘前大学



裁判員制度理解へ 経験者の発信必要

弘大でシンポ

弘前大学人文社会科学部地域未来創生センターは6日、同大で裁判員制度を考えるシンポジウムを開いた。裁判員経験者や現役裁判官らがパネルディスカッションなどを通して、司法への国民参加や制度への理解の深め方について意見を交わした。

「裁判員制度を伝える」をテーマに意見を交わしたパネルディスカッション

シンポジウムは「裁判員裁判を伝える」をテーマにした3部構成。第3部のパネルディスカッションでは、専修大学の飯考行教授をコーディネーターに、青森地家裁の寺尾亮判事や裁判員経験者、日本大学の法教育サークル・EXPERT「未来」代表ら7人が登壇した。パネリストからは「裁判員辞退者が多いことに驚いている。経験者が語らなければ制度が伝わらない」「マスコミ報道が小さくなってきた」「学校の教師は通常の刑事裁判で構わないので傍聴経験を持ってほしい」といった意見が出た。寺尾判事は「守秘義務が周知されていないと実感した。教育機関や報道機関、市民団体などと協力した活動が必要」と話した。

ディスカッションに先立つ第1部では裁判所の広報や市民団体、教育現場での取り組みが紹介され、第2部は裁判員経験者が経験談を語った。（下舘悠々）

この画像は当該ページに限って東奥日報社が利用を許諾したものです。
転載は固くお断りします。

裁判員制度の広報 体験談通し考える

弘大でシンポ



裁判員制度に関する広報活動の在り方を考えるシンポジウム「裁判員制度を伝える」が6日、弘前大学で開かれた。関係機関・団体の活動報告や裁判員経験者の体験談などを通し、法曹関係者らが学びを深めた。

弘大人文社会科学部地域未来創生センターが主催。ビデオ会議システムによる配信も併用し、3部構成で開催した。

1部は裁判所、市民団体、教育機関の広報活動を各分野の専門家が報告。専修大学の飯考行教授は裁判員経験者のネットワークや交流会の事例を紹介し、経験者が体験を伝えることについて「制度への関心の有無にかかわらず、同じ市民として体験は共有されやすい」と重要性を説いた。

2部は裁判員経験者3人が登壇し、公判の印象や裁判終了後の心境などを紹介。出席した学生らに向け「裁判員の辞退率は高い状態だが、良い経験なので機会があれば挑戦してほしい」などと呼び掛けた。

3部では裁判員経験者に法曹関係者らを加え、パネルディスカッションを行った。（船越太郎）

裁判員制度の広報活動の在り方を考えたシンポジウム

この画像は当該ページに限って陸奥新報が利用を許諾したものです。
転載ならびにこのページへのリンクは固くお断りします。

行動インサイトを活用した実践のための足場づくりに向けて

古村 健太郎[1]
曽我 亨[2]
澤邉 潤[3]
三和 秀平[4]

はじめに

本事業は、行動インサイトを活用した実践の青森県内における展開のため、ツールやフィールドを作り出すことを目的とした。本年度は、行動インサイトを活用した実践のための足場づくりを行った。具体的な事業である親しい人たちの相互理解を促すための実践と、弘前大学・新潟大学・信州大学のインターゼミナールの詳細を以下に述べる。

1. 背景と目的

社会は、人々の行動を変容させるための手立てを求めている。行動変容が求められる領域は、個人の習慣形成（例えば、健康的な生活習慣の定着）から、購買行動（例えば、ある商品の広告戦略）、公共政策（例えば、地方自治体によるゴミ削減の取り組み）と広範囲に及ぶ。人々は、様々な領域で、自分や他者あるいは集団の行動を変え、よりよい社会を作ろうとしているのである。

行動変容の手立ての例として、ナッジ（Thaler & Sunstein、2008）や仕掛学（松村、2016）が挙げられる。また、近年、ナッジよりも幅広い人間知である行動インサイトに基づき、これを人々の行動変容や公共政策に活かそうとする試みが注目されている（白岩、2020）。行動インサイトを活用した行動変容の取り組みは世界中で行われており、その有効性や限界に関する知見が蓄積されている。日本においても、中部管区警察局岐阜県情報通信部と関東管区警察局静岡県情報通信部「オプトアウト方式による休暇取得の促進」を試み、一定の成果を収めている[5]。したがって、行動インサイトの活用は、様々な行動変容の試みにとって有効な手立てとなるであろう。

このような背景から、本事業では、行動インサイトを活用した行動変容の実践を行うことを目的とした。青森県弘前市のような地方都市で実践するにあたり、本年度は特に以下の２点を検討した。

第１に、地方都市における導入・実践のための体制づくりを検討した。行動インサイトの導入や活用については、行動政策学や行動経済学の観点から官公庁や大企業による大規模な実証実験を行う研究群と、心理学の観点から実験室実験やシナリオ実験を行い、人の行動が変容するメカニズムを検証する研究群が存在する。本事業が目指す地方都市での実践は、これら研究群の中間に位置するであろう。したがって、地方都市における行動インサイトを活用した実践を導入するにあたり、導入プロセスや導入／実践に伴う

[1] 弘前大学人文社会科学部
[2] 弘前大学人文社会科学部
[3] 新潟大学創生学部
[4] 信州大学教育学部
[5] http://www.env.go.jp/earth/ondanka/nudge/renrakukai13/mat_01-2.pdf

困難について、新たに検討する必要があった。また、官公庁が行う大規模な実証でもなく実験室実験でもないという本実践の特徴から、実践を行うには対象となる人々へのアプローチを工夫する必要があった。その問題については、広告プロモーションやブランディングの手法を取り入れることで解消しようと試みた。

第２に、行動インサイトを活用した実践の導入に必要な教育について検討した。行動インサイトを活用するためには、心理学や行動経済学などの学術的知識だけではなく、プログラム評価や統計学、研究倫理の知識も必要になる。また、それらの知識は研究者だけではなく、本事業の実践者となりうる学生、関与する大学外の人々にも必要である。そのため、行動インサイトの活用に関わる知識を、様々な人が共通して学べる場を設けることを試みた。

２．実　施　内　容

（１）本事業の実施体制

本事業全体の実施体制は、弘前大学だけではなく、複数の大学及び民間企業によって構成されている。

まず、行動インサイトを活用した実践は、弘前大学人文社会科学部地域行動コースの実習科目「社会調査実習Ⅰ･Ⅱ」及び「地域フィールドワーク実習」と連動して行った。これら実習科目では、第１著者（古村健太郎）と第２著者（曽我亨）が指導を行うとともに、広告プロモーションやブランディングを行う株式会社ボランチの松重宏和氏がアドバイザーとして指導を行った。また、北海道や東京で活動する動画やWebメディアなどのクリエイターからも、必要に応じて授業に参加してもらいアドバイスを得た。以上のように、大学における学術的知見と民間企業における社会実践を掛け合わせることができる体制の構築を目指した（図１には、オンラインミーティングの様子を示した）。

また、インターゼミナールについては、第１著者、第３著者（澤邉潤）、第４著者（三和秀平）、木村祐斗（新潟大学）、鶴田利郎（国際医療福祉大学）が参画した。このような他大学との連携体制を構築し、オンライン上で学生間の交流を実現した。

その他、弘前市内外の公的機関や民間企業などにも、必要に応じて協力してもらいながら事業を推進していった。



図１　実習におけるオンラインミーティングの様子

（２）親しい人たちの相互理解を促すためのフィールドづくり

行動変容を促す対象として、親しい人とのコミュニケーション行動に注目した。特に、親しい関係（恋愛関係など）にある男女のコミュニケーションを促進するための実践を行うことになった。この実践は、

ジェンダー規範や恋愛規範の中で、「男性だから○○」、「女性だから○○」のように固定化された役割や言動への気づきを促し、その行動の変容を動機づけることを狙いとしている。そのための手段として、同じメロディーで歌詞が異なる楽曲を用いることとした。具体的には、ある日常場面のワンシーンで、男性視点と女性視点とで歌詞が異なる楽曲を作成する。その楽曲を、恋人同士に聞いてもらい、自分や相手の行動について振り返るとともに、自分たちの振る舞いを修正するようなコミュニケーションが生じるきっかけにするというアイデアである。作詞は学生が行い、作曲はシンガーソングライターである多田慎也氏が行った。

本事業の途中経過は、2021 年 7 月 29 日（木）に、オンラインと対面のハイブリッド形式で行われた中間報告会で発表された（図 2 は発表の様子）。中間報告会には、弘前大学関係者だけではなく、弘前市役所企画部企画課ひとづくり推進室、むつ下北未来創造協議会、Misawa Art Project、信州大学から参加者があった。2022 年 2 月には、最終報告会の実施を予定している。



図 2　オンラインで実施した中間発表会の様子

（3）弘前大学・新潟大学・信州大学インターゼミナールの実施

インターゼミナールとは、大学の枠を超え実施されるゼミナールである。弘前大学人文社会科学部地域行動コースでは「社会調査実習Ⅰ・Ⅱ／地域協働実習Ⅰ・Ⅱ」などの実習科目で行動インサイトを活用した活動が行われている。新潟大学創生学部では実習科目「フィールドスタディーズ」において県内企業と連携した学外学修が行われている。信州大学教育学部三和秀平ゼミナールでは小中学生や高校生、大学生を対象とした哲学対話や、教員志望の学生による仮想空間を利用した放課後学習の取り組みが進められている。各大学で独立して行われている授業や実践はそれぞれの独自性を持つ。その一方、大学教員及び学生が、専門的知識や大学での学修成果を活かしながら、大学外にインパクトを与えていくという共通点を持つ。そのため、これらの授業や実践に関わる教員や学生が各々の活動について交流することは、行動インサイトを活用した実践の汎化へのヒントを得られるであろう。また、他大学の学生が協働したプロジェクトを創出し、行動インサイトを活用した実践を複数の地域で同時展開し、汎化を試みる機会にもなりえる。

今年度、インターゼミナールは、第 1 回：2021 年 10 月 28 日（木）、第 2 回：11 月 29 日（月）、第 3 回：12 月 20 日（月）の計 3 回、オンラインで実施された（図 3 は、インターゼミナール第 1 回目の様子）。参加した学生は、第 1 回 10 名、第 2 回 7 名、第 3 回 6 名であった。活動内容は、まだスタートの段階であることから、他大学や他地域の情報を交換することや自分たちの関心のある研究テーマを紹介する内容にとどまっている。今後、活動内容の詳細についての発表、企画しているプロジェクトの構想の交流など、段階的に発展していく予定である。



図3　インターゼミナールの様子

3．お　わ　り　に

本年度の事業では、事業実施のための体制構築、行動インサイトを学ぶための場作り、行動インサイトを活用した実践を行った。しかし、これらの取り組みはまだ始まったばかりであり、課題は多い。来年度以降も本年度の事業成果を活かしながら、青森県における実践を行いつつ、実践モデルの構築や他の地方都市への展開へと発展させていきたい。

また、本事業は、青森県内の人々や他地域の人々との連携によって進められている。本事業は、大学の取り組みが青森県内外の人々との有機的な連携を生み出し、ダイナミックに発展するための重要な要因となることを体現しているとも言えよう。本事業が社会に与えるインパクトは小さくない。

引用文献

松村　真宏（2016）．仕掛学―人を動かすアイデアの作り方―　東洋経済新報社

白岩　祐子（2020）．人間知と実証的根拠に基づく公共政策　唐沢かおり（編）　社会的認知―現状と展望（pp.213-227）ナカニシヤ出版

Thaler, R. H. & Sunstein, C. R.（2008）. *Nudge: Improving Decisions about Health, Wealth, and Happiness*. Yale University Press.（セイラー，R・サンスティーン，C　遠藤　真美 訳（2009）．実践行動経済学―健康・富・幸福への聡明な選択　日経 BP 社）

Ⅲ 外部資金事業

深浦町における歴史文化資源調査とその活用による津軽青森地域振興事業

原　　克　昭[1]

はじめに

深浦円覚寺古典籍保存調査プロジェクトは、2017年の調査開始から数えて5年目を迎えた。ひきつづき、2021年度も公益財団法人青森学術文化振興財団より地域の振興に係る研究事業（チャレンジ枠）の助成を受けて実施した。以下、本事業の活動を報告する。

1．背景と目的

本プロジェクトは、深浦町の古刹・春光山円覚寺に所蔵される古典籍資料の調査研究活動を基調として、新たな津軽青森地域の歴史文化資源ひいては青森県を代表する文化観光資源へと展開させることを目的とする。青森県内に現存する文化財としての文献資料群の付加価値化、および全国規模からみた体系的な宗教史資料の再定位をはかるべく、地域寺院資料の調査研究の意義と可能性を提起することをめざしているものである。

本年度も旧態依然として全国規模に及ぶコロナ禍に見舞われたが、その中にあって深浦円覚寺所蔵の聖教類全2,135点が「円覚寺真言･修験聖教類及び文書」として、青森県の県重宝指定を受けるはこびとなった（2021年4月9日付県報登載）。県重宝指定にむけた悉皆調査と目録整理を推進させ、申請目録作成のお手伝いを継続してきた本プロジェクトにとっても地域貢献活動の冥利に尽きるばかりである。

そこで、本年度は県重宝指定を記念した特別講演フォーラムを実施し、報告書は《県重宝指定記念号》として刊行することとした。

2．実施内容

（1）2021年度深浦古典籍保存調査プロジェクト成果報告会（フォーラム）のオンライン開催（2021年9月26日）

・深浦円覚寺聖教の県重宝指定という高付加価値の実現化を記念するとともに、寺院資料調査の課題と展望を見据えるべく、第4回目となるフォーラム「寺院資料調査から地域文化振興を考える――深浦円覚寺古典籍聖教の県重宝指定によせて――」をオンライン開催した。

・特別講師として、阿部泰郎先生（名古屋大学名誉教授・龍谷大学文学部教授）・三村三千代先生（八戸学院大学短期大学部客員教授）･渡辺麻里子先生（大正大学文学部教授･前 弘前大学人文社会科学部教授）に登壇を依頼し、それぞれの立場から講演いただいた上で、さらに相互に意見交換をする場を設定した。

[1] 弘前大学人文社会科学部

・リアルタイムで相互配信することにより、深浦町・弘前大学・東京（大正大学）をオンラインでつなぐ〝もうひとつの地域連携発信型〟の新たな可能性を提起する機会となった。
・一般の方々をはじめ学内外の関係者および国内各所さらには海外の研究者など100名に近い視聴参加を得た。また、意見交換の場では、視聴参加者からもチャット機能を用いた興味深い質問をいくつか寄せていただくことができた。
・フォーラム開催後には、視聴参加者にFormsを活用したWEBアンケートを実施した。３名の特別講師の先生方による講演および意見交換に対するコメントに加えて、オンライン開催に関する反響もいただいた。





（2）報告書の刊行（2022年２月発行）

・本事業にかかる調査研究の成果や協働調査の現況、フォーラム開催内容をとりまとめた報告書は、これまで第１～３集の各集約400部程度を発行・頒布し、バックナンバーの所望など様々な形で各所より好評をいただいている。
・本年度は、『深浦円覚寺所蔵古典籍調査報告書』第四集《県重宝指定記念号》として、フォーラムにおける特別講演・意見交換および県重宝指定書目録を収録した形で刊行し、地域に密着した調査活動の持続と全国規模での学術的発展という双方向的な展開を切り拓くべく情報提供に資する予定である。

3．お わ り に

2018年度より延べ４年間にわたる公益財団法人青森学術文化振興財団にかかる研究事業助成は、本年度を以て最終年度となる。しかしながら、このたびの県重宝指定を一つの契機として、今後も持続可能な地域貢献活動の一環として、ひきつづき調査活動を継続してゆく。これまで御参加くださった関係各位に改めて深謝申し上げるとともに、改めて大学教員・学生と地域住民・高校生が一堂に会して協働調査が再始動できることを期してむすびとする。

〈参考文献〉

『深浦円覚寺所蔵古典籍調査報告書』第四集《県重宝指定記念号》、2022年２月、弘前大学人文社会科学部深浦円覚寺古典籍保存調査プロジェクト（1-236頁）.

2021年度　深浦円覚寺古典籍保存調査プロジェクト成果報告会
弘前大学深浦エコサテライトキャンパス　令和3年度特別公開講座

寺院資料調査から地域文化振興を考える

―深浦円覚寺古典籍聖教の県重宝指定によせて―

ZOOMによるWeb開催

（事前予約制）

2021年

9月26日日

13:00～16:00

本プロジェクトによる深浦円覚寺の古典籍保存調査が連携協力する活動成果の一環として、本年4月に「円覚寺真言・修験聖教類及び文書」が青森県重宝指定を受けるにいたりました。そこで、第4回目となる本フォーラムでは、特別講師3名による講演ならびに意見交換をオンライン方式により開催し、その文化資源としての価値と寺院資料調査の意義について、青森県民のみなさま、ひいては全国の方々にむけて発信し情報共有する場をつくりました。Web開催により弘前大学・深浦町・東京をオンラインでつなぐ、"もうひとつの地域連携発信型"の新たな試みに、みなさんも参加してみませんか。

特別講師3名による講演



「東北は、宗教文化遺産の宝の山である。
―奥会津からの真言寺院聖教との比較―」

名古屋大学 名誉教授・龍谷大学文学部 教授
阿部 泰郎（あべ やすろう） 先生



「たからものは皆で守る
―玄人（くろうと）も素人（しろうと）も力を合わせて―」

八戸学院大学短期大学部 客員教授
三村 三千代（みむら みちよ） 先生



「昔の人がのこしてくれた文字と紙
―深浦円覚寺の古典籍調査と青森の未来―」

大正大学文学部 教授
前 弘前大学人文社会科学部 教授
渡辺 麻里子（わたなべ まりこ） 先生

主催　深浦町　弘前大学　深浦町教育委員会
弘前大学人文社会科学部地域未来創生センター

後援　弘前市　東奥日報社　陸奥新報社

公益財団法人青森学術文化振興財団の助成を受けています

問い合せ　右記のQRコードからもお申し込みいただけます。

弘前大学人文社会科学部　准教授　原克昭
harak@hirosaki-u.ac.jp
弘前大学人文・地域研究科総務G　鵜西
jm3192@hirosaki-u.ac.jp
〒036-8560　青森県弘前市文京町1番地　電話 0172-39-3192

プログラム

13:00　開会の辞　深浦町長　吉田　満

13:05　ご挨拶　円覚寺副住職　海浦 誠観

13:10～13:30　趣旨説明　弘前大学人文社会科学部 准教授　原 克昭

13:30～14:00　講演1「昔の人がのこしてくれた文字と紙
—深浦円覚寺の古典籍調査と青森の未来—」
大正大学文学部 教授・前 弘前大学人文社会科学部 教授　渡辺 麻里子　先生

14:00～14:30　講演2「たからものは皆で守る —玄人(くろうと)も素人(しろうと)も力を合わせて—」
八戸学院大学短期大学部 客員教授　三村 三千代　先生

（休憩10分）

14:40～15:20　講演3「東北は、宗教文化遺産の宝の山である。
—奥会津からの真言寺院聖教との比較—」
名古屋大学 名誉教授・龍谷大学文学部 教授　阿部　泰郎　先生

15:20～15:50　意見交換

15:50　閉会の辞
弘前大学 理事（社会連携担当）・弘前大学 深浦エコサテライトキャンパス所長　石川 隆洋

16:00　閉会

講師紹介

名古屋大学 名誉教授
龍谷大学文学部 教授
阿部　泰郎 先生

専門は、日本中世文学を中心に、説話文学・仏教文学・芸能史・宗教テクスト学。主な著書に、『中世日本の宗教テクスト体系』（名古屋大学出版会、2013年）、『中世日本の世界像』（同、2018年）、『中世日本の王権神話』（同、2020年）など。本プロジェクト第2回フォーラム特別講師。

八戸学院大学短期大学部 客員教授
三村　三千代 先生

東京大学文学部卒業、同大学院修士課程修了。上北郡おいらせ町在住。八戸学院大学短期大学部にて客員教授を勤めるかたわら、各地で古典文学の講師を務める。著書に、『ミムラン先生のチャレンジ百人一首』（東奥日報社、2018年）がある。

大正大学文学部 教授
前 弘前大学人文社会科学部 教授
渡辺　麻里子 先生

早稲田大学大学院博士課程修了。博士（文学）。専門は、日本中世文学（仏教・説話）、文献資料学。主な業績に、「中世文学研究における寺院資料調査の可能性」（『中世文学』56、2011年）、「天台仏教と古典文学」（『天台学探尋』法藏館、2014年）など。弘前大学在職中に本プロジェクトを発起。

参加申し込み方法（事前予約制）

参加をご希望の方は、QRコードもしくはEメールよりお申し込みください。

■ZoomアプリによるWeb視聴参加　【申込期限:9月25日（土）まで】

QRコードもしくはEメールよりお申し込みください。
お申し込みいただいたEメールアドレスに、Zoom視聴用URLをお知らせいたします。各自Zoomアプリ（無料）をダウンロードしてください。
参加者のみなさまはカメラオフでお好きな時間に参加可能です。
なお、開催数日前になってもお知らせメールが届かない場合はご連絡ください。

■問い合せ

弘前大学人文社会科学部　准教授　原克昭
harak@hirosaki-u.ac.jp
弘前大学人文・地域研究科総務G　葛西
jm3192@hirosaki-u.ac.jp

〒036-8560　青森県弘前市文京町1番地
電話 0172-39-3192

「国文化財級の価値も」

円覚寺古典籍で専門家指摘

県重宝指定が決まった円覚寺（深浦町）が所蔵する古典籍は、4年ほど前に調査研究が始まったばかり。世界遺産の醍醐寺（京都）に、かつてあった本が含まれている。現在「醍醐寺文書聖教」は国宝に指定されており、仏教文学などを専門とする大正大学（東京）の渡辺麻里子教授は、円覚寺の古典籍の価値も「国指定の文化財となる価値は十分にあるのではないか」と高く評価している。

関係者によると、県内では仏教資料を専門とする研究者は少なく、円覚寺の古典籍は長い間、日の目を見ることはなかった。転機は2017年。弘前大で教壇に立っていた渡辺教授が、町民向けの講演に先立って円覚寺を訪れた。渡辺教授は取材に「県内に存在しないとされてきた中世の資料が保存されていて大変驚いた。醍醐寺の蔵書だった資料もあり、非常に興奮した」と当時を振り返った。

調査研究には、木造高深浦校舎の教員や生徒、一般町民も参加。資料の写真撮影や寸法測定などに携わった結果、2年ほど調査が早まったという。

円覚寺の海浦誠観副住職（47）は「紙なので気を使って保存してきた。津軽と京都や奈良、江戸などとのつながりを示す貴重な資料として、大切にしていきたい」と話している。（鎌田秀人）



円覚寺の古典籍を手に取る海浦副住職。空海の伝記で、鎌倉時代の醍醐寺の僧の署名もある

この画像は当該ページに限って東奥日報社が利用を許諾したものです。
転載は固くお断りします。

円覚寺（深浦）聖教類 県重宝

県教委 寺下遺跡（旧）骨角器類も

県教委は24日、定例会を開き、県重宝（書跡、典籍）に深浦町の円覚寺で代々伝えられてきた仏教関係書などの真言・修験型教類及び文書21135点、県重宝（考古資料）に岩上町の寺下遺跡から出土した骨角器類141点を指定した。

円覚寺は真言宗醍醐派の寺院で、指定されたのは鎌倉時代から明治時代の仏教経典を中心とした仏教関係書「聖教」や、密教で法門の継承を授けた証拠として師から弟子に伝授された証文「印信」など。

円覚寺住職が醍醐寺で修行した際に譲り受けたと推定される聖教や、歴代住職が弘前藩領内の檀家や大円寺などで修行した際の書写本など6種類に分類できる。中世以降の東日本における真言密教の具体性が分かり、弘前藩における宗教政策や領内寺院の活動や関係性を推測できる貴重な資料群として指定された。

円覚寺の典籍については、2017年から弘前大学人文社会科学部や深浦町、町民らを交えた「深浦円覚寺古典籍悉存調査プロジェクト」で調査、整理指導を続ける徳辺麻里子・大正大学文学部教授（元弘大人文社会科学部教授）は県重宝決定を「大変うれしい。みんなで頑張った成果が実った」と喜び、「国指定文化財にも匹敵し、日本の文化を考える上でも貴重な物。広く県民の方々にも知ってもらいたい」と語った。

円覚寺の海博誠顕副住職も「文書類がどのようなもので、何が書かれているか謎を解くことが長年の課題だったが、調査で大変貴重な物と分かった。県重宝指定は光栄であり、後世に貴重な資料として残されることは大変な喜び」と話した。

寺下遺跡は、県内では数少ない縄文時代後期前葉から弥生時代初頭（約3000～2300年前）のもので、釣り針や銛などの実用品のほか装身具類も多く出土。中でも精巧な文様が施された腰飾りは全国的にも類例が少なく、本県では唯一の貴重な資料だという。

2月27日に開催された県文化財保護審議会で指定が適当と答申されていた。

（吉田和華子、下山高秋）



南北朝時代の真言聖教関係資料「秘蔵紀」の一部（円覚寺提供）

この画像は当該ページに限って陸奥新報社が利用を許諾したものです。
転載ならびにこのページへのリンクは固くお断りします。



社説

円覚寺典籍県重宝指定

県民が重要性を認識し後世へ

深浦町にある真言宗醍醐派の寺院・円覚寺に代々伝えられてきた仏教関係書など典籍・修験関係書と文書、いわゆる典籍計235点が県重宝に指定された。これらは大正大学文学部の渡辺欣雄名誉教授が、弘前大学人文社会科学部在籍当時に歴史的価値を見いだし、町や町民らを交えた「深浦円覚寺古典籍保存調査プロジェクト」としてこれまで調査を進めてきた。典籍自体の価値はもちろん、調査に当たってきたプロジェクトの活動が後押しするものと考える。渡辺教授は「国指定文化財にも匹敵し、日本の文化を考える上でも貴重な物」と評する。多くの県民が全国に誇ることができる歴史的資産の存在について知り、後世にその価値を伝えてほしい。

京都市の真言宗醍醐派本山醍醐寺を本山とする円覚寺は、平安時代の868（貞観10）年に大和国（現在の奈良県）から訪れた円覚法印が開基。各時代の僧侶や檀越の必前藩歴代藩主による手厚い護持を受け、檀那たちの信仰を集めてきた。本堂（観音堂）には、聖徳太子と観音菩薩子作と伝わる本尊十一面観音があり、33年に1度御開帳される。

その歴史ある円覚寺に伝わるのが、今回重宝に指定された典籍の数々だ。古くは真言密教資料など鎌倉時代中～後期にかけての写経の点が残されている。住職が醍醐寺で修行した際に譲り受けたものとみられ、13年に国宝指定を受けた「醍醐寺文書聖教」と同じく伝承されてきたものだ。これら鎌倉時代のものを含む江戸時代までの真言密教関係資料は141点にも及ぶ。このほか、近世なら昭和期までの歴代住職が集めた修験道関係資料や必前藩領内での修行に関わる書写本など多岐にわたる。円覚寺によると、まだ調査が進んでいない典籍類が多数あり、今後の解明が待たれる。

県教委はこれら典籍の県重宝指定理由に、中世の文書が少ない本県において、現状では最多の中世写本が残されていることに加え、その多くが本山の醍醐寺に由来し、本山と地域の寺院の関係を知ることができる点を挙げている。当該藩領内の真言宗寺院との関係が分かる文書の中には、明治期に廃寺となった寺院のことなどが含まれ、当時の活動状況が推定できるという。

確かに貴重な歴史的資料ばかりだが、課題は深浦町民や県民がその重要性と希少性を感じてくれるかどうかだ。実際、円覚寺関係者も「文書類がどのようなものなのか、何が書かれているのかを解くことが長年の課題だった」と語る。より広く認識してもらうには、文書類の現代語訳の作成やより多くの場所で報告会を開くといった対応が求められよう。こうした取り組みを通じて、より多くの町民および県民の資料に対する関心を深め、資料を守りとする気持ちを育んでほしい。

この画像は当該ページに限って陸奥新報社が利用を許諾したものです。
転載ならびにこのページへのリンクは固くお断りします。

円覚寺へ重宝指定書

県教委、仏教関係2135点に

深浦

4月、県重宝の指定を受けた「円覚寺真書・修験聖教類及び文書」を所有する深浦町の円覚寺に22日、県教育委員会から文化財指定書が交付された。

円覚寺は県内屈指の古刹。国指定の文化財が2件あり、県重宝の指定も今回で4件目となる。同寺本堂で、県文化財保護課の稲葉克彦課長が指定書を読み上げ、海浦誠観副住職に手渡した。海浦副住職は「弘大の先生ら皆さんのご支援で、県重宝指定を受けることができた」と感謝の言葉を述べ、草卿文人町教育長は「町の文化の誇り。さらに研究が重ねられ、価値が認められるのを期待している」と語った。

円覚寺は真言宗醍醐派の寺院。県重宝となった文書は仏教関係2135点で、中世文書が少ない本県では貴重な資料群―などと評価された。同寺は、調査を経て再び資料を展示する見込み。（鎌田秀人）



稲葉課長㊧から指定書を受け取る海浦副住職

この画像は当該ページに限って東奥日報社が利用を許諾したものです。
転載は固くお断りします。



弘前大学と深浦町など
は26日、弘大岩木山エコサ
テライトキャンパスの特
別公開講座・深浦円覚寺
古典籍悉皆調査プロジェ
クト成果報告会（弘前
深浦
市、陸奥新報社など後
援）をオンライン開催す
る。タイトルは「寺院資
料調査から地域文化振興
を考える―深浦円覚寺古
典籍調査の成果と今後に
円覚寺古典籍 価値考察
寺院資料調査から
地域文化振興を考える
9月26日㈰
特別公開講座のチラシ
よせて―」。ビデオ会議
システム「Zoom（ズ
ーム）」で視聴でき、25
日までに事前予約が必
書」について、特別講座
3人による講演と意見交
換を通じ、文化資源とし
ての価値と寺院資料調査
の意義について、情報を
共有する狙い。開会は午
後1時。
申し込みは、QRコー
ドかEメール（info2020
@hirosaki-u.jp）で。
問い合わせは弘大人文・
地域研究科総務グループ
（☎0172㊙3119）へ。
弘大など26日、オンライン講座
講座と演題、講演開始
時間は次の通り。（敬称
略）
▽関沢純子氏（大正
大学文学部教授、前弘大
人文社会科学部教授）＝「昔の人がのこしてくれた文字と紙―深浦円覚寺の古典籍調査と書誌の未来―」（午後1時30分）
▽三村淳子氏（八戸学院大学短期大学部客員教授）＝「たからものは出てきた―女人も来人も力を合わせて―」（同2時45分）
▽阿部泰郎氏（名古屋
視聴参加申し込みのウェブページQRコード

この画像は当該ページに限って陸奥新報社が利用を許諾したものです。
転載ならびにこのページへのリンクは固くお断りします。



はばたく学ぶ

円覚寺の貴重な資料

鎌倉時代の聖教古文書

津軽の街と図書

この画像は当該ページに限って陸奥新報社が利用を許諾したものです。
転載ならびにこのページへのリンクは固くお断りします。

Ⅳ 研究会事業

地域未来創生政策科学研究会

李　　永俊[1]

1．目的と概要

地域未来創生政策科学研究会は、弘前大学人文社会科学部地域未来創生センターと青森県企画政策部の共催による、政策科学に関する連続研究会である。2018 年４月からおおむね年６回のペースで行われ、今年度で４年目になる。

本事業の主な目的は次の３点である。

［１］　政策の企画立案に携わる県職員に対して、政策に関する学術的知見を幅広く提供すること

［２］　政策の企画立案に携わる県職員と、政策の現場の実情や課題、これまでの政策の成果などについて情報交換を行うこと

［３］　将来的には大学教員と県職員の共同研究を促し、地域における政策研究を振興すること

つまり、大学がもつ知識を社会還元するとともに、県職員との情報交換を通じて、地域政策の科学的研究を振興することである。

本年は昨年に引き続き、新型コロナウイルスの感染拡大防止策として、全ての研究会をリモートで開催した。また、新型コロナウイルスの対応などもあり、例年の年６回で実施してきた研究会を３回に縮小して実施した。

2．研究報告の要約

第１回研究会

日　　時：2021 年 10 月６日（水）15：00 ～ 17：00

開催方法：Zoom によるリモート研究会

第１報告　小谷田文彦「青森県の人口減少が青森県経済に与える影響分析」

本発表では、初めに産業連関表についての歴史と概要を説明し、経済効果推計方法の概略を示した。次に浅利一郎・土居英二『地域間産業連関分析の理論と実際』（日本評論社）の先行研究を参考にし、地域間産業連関表の作成手順の解説を行った。そして最後に発表者が作成した、青森県と全国の産業連関表を連結した地域間産業連関表を紹介した。

発表者が作成した青森県と全国の地域間産業連関表は、13 分類の小さなものであるので、今後はより細かい産業分類での地域間産業連関表を作成する予定である。また、青森県と全国だけでなく、弘前市等の市町村を組み込む３重構造の産業連関表も作成する。

今後は、地域間産業連関表を作成した上で、青森県の人口が 80 万人に減少した場合の分析を行う。具

[1] 弘前大学人文社会科学部・教授

体的には、青森県、そして全国の人口減少が青森県の産業、雇用、税収にどのような影響を与えるのかを推計する。そしてその推計結果から、どこまでの人口対策費が合理的なのかを示す。このような例は前述の先行研究で静岡市について行われており、同様の手法で推計できる。

第２報告　県庁統計分析課「アフターコロナを見据えた青森県の消費特性の分析について」

アフターコロナを見据えた本県の消費特性について、総務省「2019 年家計調査年報」などを中心に分析した結果を報告した。主な結果はつぎのとおりである。コロナ禍においては巣ごもり需要に関連した項目が消費を下支えしている状況である。このような需要は、県の従来からある地域性を考慮しても、コロナ後も一定程度は残ると考えられるため、新たな生活様式に沿った供給体制（テイクアウト、宅配サービスなど）は継続的に行うべきである。そして、朝ラー、朝風呂にみられるような朝早い夜早い青森県の特徴は、他の業態にも生かすことができる。朝方に営業時間を前倒しシフトすることは、営業時間の分散、密の回避にもつながる。人口が減少していくなか、店舗販売のみではなく通販も併せて実施するなど、変わりゆく環境の変化に対応できるよう、多様性に応じた供給体制の構築が重要である。

第２回研究会

日　　時：2021 年 12 月 1 日（水）15：00 ～ 17：00
開催方法：Zoom によるリモート研究会

第１報告　花田真一「COVID-19 で地域間移動性向は変わったのか」

本報告は、主に住民基本台帳のデータに基づいて、新型コロナウィルス（COVID-19）が地方部―都市部間の人口移動に与えた影響を概観したものが紹介された。主な結果としては、都道府県レベルの人口移動について 2019 年と 2020 年を比較すると、東京都と福井県以外のすべての都道府県で転入・転出がいずれも減少しており、人口移動そのものが沈静化した傾向が示された。東京都のみ転出が増加しており、東京都から他地域への人口移動が起きた可能性が示唆される。関東地方については東京の転入超過が縮小する一方、千葉県の転入超過が大きくなり、茨城県・栃木県・群馬県の転出超過が小さくなっている。このことは、東京から流出した人口が近隣県に吸収されている可能性を示唆している。

第２報告　李永俊・花田真一「小中高の地域体験学習が地元愛着と地元就職希望に与える影響
―弘前大学生への質問紙調査より―」

本報告では、弘前大学の 2019 年度入学者を対象に行った質問紙調査の結果を用いて、就業地選択と地元愛着や地域体験学習の関係を分析した結果を報告した。地元愛着と地域体験学習の内生性や多重共線性を緩和するために、操作変数法を応用した二段階推定を行った。分析の結果、地域体験学習と関連する部分を取り除くと、地元愛着が地元就職希望に与える影響は限定的であった。地域を離れるのが困難である、地域にいる必要があるという必要性に関する項目を除いては、有意な係数は得られなかった。一方、地域体験学習については、「地域の祭りへの参加（小学校）」のみが有意に正であった。その他の要因としては、学部や家族環境、業種が大きく影響していた。このことは、小中高時代の地域のイベントへの参加という意味での地域志向教育は、若者の地元定着に一定の効果はあるが、その効果は限定的であると解釈できる。

第３報告　県庁統計分析課「「令和２年国勢調査・人口等基本集計」の結果の概要」

本報告では、「令和２年国勢調査人口等基本集計」について概要を紹介した。結果の詳細については、令和３年 12 月８日公表の「令和２年国勢調査人口等基本集計結果　青森県の人口、世帯、住居の状況」を参照されたい。

第３回研究会（開催予定）

日　　時：令和４年２月２日（水）15：00 ～ 17：00

開催方法：Zoom によるリモート研究会

第１報告　今喜典（(公財）21 あおもり産業総合支援センター理事長）

「企業、事業所の拠点化と自立化に見る青森県ものづくり産業の現状（中間報告)」

青森県ものづくり産業においては進出企業のウエイトが大きいが、グローバル化の中で企業進出は激減した。産業振興の視点では、既進出企業の県内拠点化・定着化と地元企業の自立化が論点となる。報告では企業 HP、新聞記事等の公開情報により、最近の業務用機械、電機、電子部品等８業種の事業所 68 事例（大規模事業所９、中規模事業所 33、地元企業 26）の状況を調査した。まず県内事業所の工場増設、機能多角化、関連国内・海外拠点等を調べ、次に各事業所の拠点性の強さを、事業所の性格（統括的主力工場か)、県内集中度、機能多角化（R & D, 販売、マザー工場)、製品多様性、事業所規模等により総合的に評価した。その結果、大規模事業所は最終製品（スマートフォン、事務機、医療用機器等）の需要変動を主な要因として、設備増強、撤退、事業所譲渡等の変化があり、拠点化の程度に大きなばらつきがみられた。中規模事業所は、成長市場関連企業（電子部品、車載電動部品等）に拠点化がみられる。地元企業で自社製品の県外販売など自立化の動きはごく少数である。

第２報告　黄孝春「植物品種における知財マネジメントの実態と課題」

本報告ではりんご産業を事例に植物品種における知財マネジメントの実態を明らかにし、その課題を分析した。具体的には青森県りんご研究所（その前身は青森県りんご試験場）の事例を中心にりんご新品種の品種登録とそのライセンスの仕方（許諾対象や、許諾期間、ロイヤリティなどの条件)、またその新品種へ商標登録状況（申請するかどうか、その権利所属や使用制限など）について考察した。青森県ではりんご新品種に対する保護意識は少しずつ高まっているが、その活用についてはほとんど着手しておらず、知的財産というよりも資材としての位置づけが強いことが分かった。今後、ピンクレディー・システム、ゼスプリ・システムのように新品種の育成者権と商標権を積極的に活用していく実践的活動が求められる。

V フォーラム事業

東日本大震災からの復興を考える ～チーム北リアスの10年～

李　　永俊[1]

1．目　　的

チーム北リアスは、本学地域創生本部ボランティアセンターをはじめ、大阪大学、京都大学、八戸高専、日本災害救援ボランティアネットワークなどの有志が立ち上げたボランティアネットワークで、震災発生から今日まで岩手県の北リアス地域の復興をお手伝いしている。東日本大震災発生から10年を迎える今、震災の発生から今日までを振り返り、震災の教訓を共有することで、災害復興支援について理解を深めるとともに、今後の災害支援活動のあり方を模索する。

2．プログラム

⑴フォーラム開催日時：2021年3月10日（水）　18：00 ～ 20：00
開催場所：ヒロロ4階　弘前市民文化交流館ホール

⑵プログラム

１）開会の挨拶

●弘前大学長　福田眞作
●弘前市長　　櫻田　宏
●野田村長　　小田祐士

２）講演

●「復興に向けた新たな活動に伴走する」　大阪大学大学院人間科学研究科　教授　渥美　公秀氏
●「住民とボランティアが協同する地域見守り活動」　京都大学大学院人間・環境学研究科　教授　永田　素彦氏
●「学生たちの地域復興ワークショップの意味」　八戸工業高等専門学校総合科学教育科　教授　河村　信治氏
●「野田村での活動から得たもの」　NPO法人日本災害教授ボランティアネットワーク（NVNAD）　常務理事　寺本　弘伸氏
●「記憶を復興する」　大阪大学大学院人間科学研究科　助教　宮前　良平氏
●「野田村の10年」　久慈市観光物産協会専務理事・チーム北リアス現地事務所長　貫牛　利一氏
●「チーム・オール弘前」　弘前大学人文社会科学部教授・地域未来創生センター長・地域創生本部ボランティアセンター長　李　永俊

[1] 弘前大学人文社会科学部・教授

3）パネルディスカッション

パネリスト　上記講師と同様

モデレーター　弘前大学人文社会科学部教授・地域未来創生センター長・地域創生本部ボランティアセンター長　李　永俊

3．第１部・招待者による講演の要約

復興に向けた新たな活動に伴走する

（大阪大学大学院人間科学研究科・教授・渥美公秀氏）

これからどうしていくのかというときに防災が問題になるが、専門家主導で防災をやるのはよくないと思います。多様な人々が主役となって、誰もが助かる地域を作っていく必要があります。誰もが助かる地域を作るためには祭りを使うことが効果的なのではないかと考えています。2018 年に野田村と大阪大学で協定を結びました。2019 年に「10 年後の野田村を他の村では真似できないユニークな村にする」ことを目標に「野田学」が本格開講し、講義、実習、演習形式で学びます。まだ村民の登場する場面が少なく、役場の職員が中心となっているため、村全体に浸透させることが課題です。

住民とボランティアが協同する地域見守り活動

（京都大学大学院人間・環境学研究科・教授・永田素彦氏）

チーム北リアスは、被災者に寄り添う、交流する、応援する、そして一緒に何かをすることを重視してきました。そのような方針のもと実施してきたのが地域見守り勉強会です。目的は仮設住宅での生活の質が少しでも充実することを目指した見守り活動を推進することです。野田村社協、地域包括支援センター、民生委員、チーム北リアスなどが参加し、2012 年５月から 2016 年３月まで月１回程度開催しました。その間、参加者間の情報共有からはじまり、目の前の具体的な課題に協同で対処することを試み、最後のころは仮設住宅解消後の新しいコミュニティづくりを目指した活動をしました。仮設住宅は 2017 年にはすべて解消され、高台団地などでの新たな生活がスタートしています。これからも、外部ボランティアの強みを活かして、都会と田舎のたすきがけ、学生と村民の学びあいを通したコミュニティづくりに伴走していきたいと思っています。

学生たちの地域復興ワークショップの意味

（八戸工業高等専門学校総合科学教育科・教授・河村信治氏）

チーム北リアスの中で継続して実施してきたプロジェクトについて話していきます。2011 年の夏前に、関係する研究室から野田村に学生を連れて行って出来ることはないかと提案がありました。学生のトレーニングをかねてシャレットワークショップを行っていたため、それを野田村で行うことを考えました。当時は震災から 4, 5 ヶ月で活動は懸念されたが、模索しながら行いました。学生達も緊張感を持ちながらも次の年には準備をし、実施しました。そもそも学生に求められていることは、良い提案を出すことより、一緒に考えることです。野田村で、漁師さんらと農業や漁業体験をしながら、野田村を知って、村民と親交を深めていきました。コロナで合宿は出来なくなったため、オンラインでゼミを展開しながら、村の課題としての漁業の後継者問題にアプローチしています。親しくなった漁師さんに協力してもらいながら、写真を順番に見ながら思いつくことを考えるグループワークを行いました。それで漁業に対するイメージは変わっていきました。こういうことをやって展開していくと、子どもや若者に何か提案が出来るのではないかと考えています。

野田村での活動から得たもの

（NPO 法人日本災害教授ボランティアネットワーク（NVNAD） 常務理事・寺本弘伸氏）

2011 年３月末にボランティア活動の第一弾として、大阪大学の学生と野田村を訪問しました。そこでは津波災害は初めての経験で、少しでも早く高台に避難することの必要さを学びました。野田保育所の方々は普段から高台に避難する訓練をしていて、スムーズに避難することが出来たそうです。普段からあるくことが大事だと言うことを学び、所属する NPO 法人では、「歩く」をテーマにいろいろなプログラムをやり始めました。もう一つ学んだことは相手の立場に寄り添った支援の大切さやつながりの大切さです。被災者の家を１軒１軒訪問したが、相手からしたら、見ず知らずの人で、「出来ることありますか」と声をかけても「大丈夫です」と言われました。そこでボランティアというのは相手の考えとか立場とか地域性とかを考えた上で支援するのが大事だと改めて感じました。弘前チーム・八戸チーム・西宮チームとつながりがあったおかげで切れ目のない活動に繋がったと感じました。

記憶を復興する

（大阪大学大学院人間科学研究科・助教・宮前良平氏）

チーム北リアス写真版の宮前です。野田村では家屋だけでなく、家の中にある家族写真も流されてしまいました。数えられる限りでは約８万枚流出しています。たくさんのボランティアのみなさんで約８万枚の写真の洗浄をしました。そして、洗った写真を野田の方々に見ていただき、自分の写真があれば持って行ってもらう。この活動は写真家の浅田政志さんも参加しており、『浅田家！』という映画の中でも取り上げられました。その後、写真の返却が進んでいくと、持ち主の見つからない写真が残るようになりましたが、お茶会でおしゃべりをすることが持ち主を見つけるための鍵となりました。写真を見てもらうと、この人は○○さんとすぐにわかることも多いです。お茶会は写真を探し終わった後でも、思い出話をする場になりました。記憶の復興とは大きな物語ではなく、なにげなさや言葉にならない記憶であり、被災した方ひとりひとりの生きられた経験を想起していく必要があると感じています。

野田村の 10 年

（久慈市観光物産協会専務理事・チーム北リアス現地事務所長・貫牛利一氏）

野田村の人口は当時 4,600 人ほど、現在は 4,100 人ほどになりました。

震災の影響のみならず、昨今の人口減少問題も関係しています。

チーム北リアスの結成のきっかけは、ボランティアのネットワーク化を進めたいという思いからでした。

震災直後から、色々な大学の学生、教員の方々がボランティアで訪れていただいていました。

個別の支援活動よりは、「チームボランティア」としてのスタイルが、村民にとってわかりやすいという利点がありました。

そして災害復旧を進める中で、村民にとって「チームの力」が大変心強く感じ、感謝に耐えません。

2014 年春、桜の苗木を弘前の皆さんからいただき、皆で植樹を行い、今では花見が出来るようにもなりました。

また、８月に行われる「野田祭り」の後押しをしていただいたのが「弘前のねぷた」でもありました。

様々に交流を続けながら、現在に至るわけですが、交流そのものの力が、これからの野田村にとっての財産となって行くことと思います。

ありがとうございます。

チーム・オール弘前

（弘前大学人文社会科学部教授・地域未来創生センター長・地域創生本部ボランティアセンター長・李永俊）

チーム・オール弘前はボランティアも被災者も、みんなの顔が見える関係づくりを大事にして活動して

きました。東日本大震災の発災当時に、弘前大学ではボランティアセンターがなかったので、教員有志で活動をはじめました。最初のボランティアバスは、2011年4月12日でした。がれき撤去は手作業で行っていたため、学生らの怪我を心配していました。しかし、市民との協働で実施していたため、経験豊富な社会人の皆さんが見守ってくださり、一人もけが人を出すことなく無事に終えることが出来ました。2011年8月からは交流活動が始まりました。野田村の和佐羅比山（わさらびやま）で津軽三味線を演奏したり、弘前のねぷたを野田村の夏祭りで運行したりもしました。今は、次の世代に災害の教訓を継承するために、教育活動やフォーラム、市民講座の開催など様々な活動を続けています。また、野田村の協力を得て、野田村村民アンケート調査を実施し、多角度的に復興を検証しています。また、チーム・オール弘前のネットワークが出来たことで、突発的な災害に対しても、すぐ動けるような体制づくりができました。熊本震災や北海道胆振東部地震のときもすぐに募金活動や現地へのボランティア派遣を行うことが出来ました。ボランティア活動では、自ら動く力が大切です。これからは、ボランティア意識の啓発やボランティアリーダーの育成事業にも力を入れたいと考えています。

4．パネルディスカッション

チーム北リアスは、緩やかなネットワークです。様々な大学が連携をし、活動しているというのは珍しいです。お互いを批判しないことをルールとして活動しています。ボランティアをする際、自分のやりたいことの押しつけではなく、現地の方がやりたいことを受け止めて一緒にやれることをやり、やり過ぎないことが重要でした。がれきの中から写真を拾い上げる活動ということには誰も経験していない活動で、マニュアルなどはありませんでした。なんとかしなきゃという思いで試行錯誤しながらプロの写真家からアドバイスをもらい活動しました。

今後の活動について、永田さんは、夏祭りをはじめとして、イベントをやりつつ、なるべく深い交流をしていきたいと述べました。活動を体験した学生から「自分たちの生活では味わえないような豊かさを感じる」というような感想に刺激を受けます。

教育的な観点から河村さんは、地方経済復興に何が出来るかといったら、たいしたことは出来ないが、それに対して学生や世間の関心を向上する教育的なアプローチだと述べました。野田学の今後の方向性について、渥美さんは、1番の課題は、村民の村民による村民のためのという野田学にしていくことだと述べました。村民と役場の考えにずれがあり、その乖離が当たり前になっているから、その乖離に気づいて何かできることをしたいと述べました。寺本さんは、交流を通して確実なつながりを広げていくと述べました。関西では野田村ファンクラブ、野田村の食材を使って料理対決なども行っています。現地事務所長の貫牛さんは、10年間で繋がりを持った人、作業に来てくれた人たちとの出会い、そして関係を続けることが大事だと述べました。自身も出会いとつながりで気持ちが豊かになり、財産になったとも。そして今度は野田村からの返礼のようなものをしたいとも述べられた。






令和2年度
弘前大学地域創生本部
ボランティアセンター活動報告会
×
人文社会科学部地域未来創生センターフォーラム
東日本大震災からの復興を考える
～チーム北リアスの10年～
参加
無料
申込不要
当日参加可
事業目的
東日本大震災発生から10年を迎える今、震災の発生から今日までの10年間を振り返り、震災の教訓を共有することで、復興支援について理解を深めるとともに、地域創生本部ボランティアセンターが今年度実施した活動を弘前市民と共に振り返り、新しい年度に向けて事業の見直しを行うべく実施するものです。
主 催／弘前大学地域創生本部
ボランティアセンター、
弘前大学人文社会科学部
地域未来創生センター
共 催／弘前市
後 援／野田村、野田村社会福祉協議会、
弘前市社会福祉協議会、
チーム北リアス、
陸奥奥日報社、陸奥奥新報社
令和3年
3月10日(水)
18:00～20:30
ヒロロ4階 弘前市民文化交流館ホール
(会場定員:75名)及びオンライン配信
新型コロナウィルス感染拡大防止のため、会場でのご参加の際は必ずマスクの着用をお願いします。また、当日体調の優れない方は、ご無理をされないようにお願いします。
※会場にマスクの用意はございません。各自、ご準備をお願いします。
オンライン配信の視聴はこちらから▶
zoom
[ミーティングID] 677 563 6879
[パスワード] 32683198
※本事業ははくとう組織地域活性化連携支援事業の助成を受けて実施するものです。

令和2年度弘前大学地域創生本部ボランティアセンター活動報告会
×
人文社会科学部地域未来創生センターフォーラム
「東日本大震災からの復興を考える ～チーム北リアスの10年～」

プログラム

18:00～18:10 **開会の挨拶**　　司会：弘前大学人文社会科学部 教授　平野　潔

- 弘前大学長　福田 眞作
- 弘前市長　櫻田　宏
- 野田村長　小田 祐士

18:10～19:10 **講演**

- **「復興に向けた新たな活動に伴走する」**
 大阪大学大学院人間科学研究科 教授　渥美 公秀氏
- **「住民とボランティアが協同する地域見守り活動」**
 京都大学大学院人間・環境学研究科 教授　永田 素彦氏
- **「学生たちの地域復興ワークショップの意味」**
 八戸工業高等専門学校総合科学教育科 教授　河村 信治氏
- **「野田村での活動から得たもの」**
 NPO法人日本災害救援ボランティアネットワーク（NVNAD）常務理事　寺本 弘伸氏
- **「記憶を復興する」**
 大阪大学大学院人間科学研究科 助教　宮前 良平氏
- **「野田村の10年」**
 久慈市観光物産協会専務理事・チーム北リアス現地事務所長　貫牛 利一氏
- **「チーム・オール弘前」**
 弘前大学人文社会科学部教授・地域未来創生センター長・地域創生本部ボランティアセンター長
 李 永俊

19:10～19:15 **休憩**

19:15～20:00 **パネルディスカッション**

パネリスト：上記講師と同様
モデレーター：弘前大学人文社会科学部教授・地域未来創生センター長・地域創生本部ボランティアセンター長　李 永俊

20:00～20:25 **活動報告・意見交換・総括**

- 弘前大学地域創生本部ボランティアセンター
 報告者：ボランティアセンター学生事務局元代表　武藤 春香
 ボランティアセンター長　李 永俊
- 全体意見交換
- 総括　ボランティアセンター長　李 永俊

20:25～20:30 **閉会の挨拶**　● 弘前大学人文社会科学部長　飯島 裕胤



お問い合わせ　弘前大学人文社会科学部地域未来創生センター
〒036-8560 青森県弘前市文京町1　TEL 0172-39-3198（平日10:15～17:00）
E-mail irrc@hirosaki-u.ac.jp　URL http://human.cc.hirosaki-u.ac.jp/irrc/

野田で復興支援「チーム北リアス」

活動の歩み振り返る

弘前でシンポ

東日本大震災で北奥羽地方最大の被災地となった野田村で支援を続ける、青森県や関西の有志によるボランティアネットワーク「チーム北リアス」の活動を振り返るシンポジウムが10日、弘前市で開かれた。参加した約50人が震災10年を前に災害の教訓を生かしながら、今後の継続支援の在り方について考えた。

チームは八戸高専、弘前大、大阪大などの有志により震災後に結成。野田村を拠点に村民との交流や地域の見守りなどの活動を展開してきた。

講演で、被災写真の返却に取り組んだ大阪大大学院の宮前良平助教は「津波でなくした写真は返却できなかったとしても、活動を通じ思い出は返却できた。記憶の復興にしてほしい」と意義を強調。

同村在住で自宅敷地を子どもの遊び場として提供し、現地事務所長を務める貴牛利一さんは「当初から中長期的な支援が必要と感じていた。結果として10年継続し、今後にもつながっている」と振り返った。

リモートで参加した小田祐士村長は「被災した瞬間は復旧を諦めた人も多かったが、ボランティアの皆さんの活動を見て、頑張ろうという気持ちになっていたのが一番大きかった」と謝意を示した。（土藤洋平）



野田村の震災10年を振り返るチーム北リアス現地事務所長の貴牛利一さん＝10日、弘前市

この画像は当該ページに限ってデーリー東北新聞社が利用を許諾したものです。
転載ならびにこのページへのリンクは固くお断りします。

Ⅵ アウトリーチ事業

地域未来創生塾@中央公民館（全10回）

李　　永俊[1]

1．は じ め に

弘前大学人文社会科学部地域未来創生センターは、弘前市立中央公民館と連携して「地域未来創生塾@中央公民館」を開催した。「持続的で豊かな地域創造」をテーマに全10回の講座が開かれた。本事業は、人口減少にともなう様々な地域課題の対策や地域文化資源の有効利用策、地域の防災・減災などを模索するために、地域住民の皆さんと弘前大学人文社会科学部の教員及び学生が学び合う場を作ることを目的として実施した。

本年度は、昨年に引き続き新型コロナウイルス感染拡大防止のために、リモートと対面型を並行したハイブリット形式で行った。そのため、弘前地域だけでなく、八戸やむつなど県内の様々な地域や県外からのも参加することが出来た。以下は各講座の要約である。

2．各講座の要約

○第１回「文化財の価値を引き出し活かす」2021年10月13日（水）

人文社会科学部教授・関根達人

令和３年度、弘前市は久渡寺に所蔵される円山応挙筆「返魂香之図」と山観普門院本堂の２件を新たに文化財に指定した。何れも指定に先立って行われた調査により、新たな事実が判明し、それが文化財としての価値を高め、今後の保存・活用に新たな展望が拓けた。

久渡寺所蔵の「返魂香之図」は、有名な応挙の「幽霊画」としては国内唯一の真作であり、今回の調査で、弘前藩の家老森岡主膳元徳が亡き愛妻を偲び、供養のため応挙に制作を依頼し、天明の飢饉の責任をとって自害する前に森岡家縁の久渡寺に奉納したことが分かった。

普門院本堂は、奥の正堂と手前の礼堂、その全面の向拝からなる。礼堂内の柱や蔀戸に残る墨書を赤外線カメラで調査した結果、礼堂は参拝者が急増した19世紀前半に増築され、津軽地方西北郡からの参拝者に混じって遠く箱館からも北前船の乗組員が参詣に訪れていることが分かった。

先人から受け継いだ文化財は、かけがえのない地域の財産であり、調査によりその価値を高め、適切な活用を図ることは、地域を活性化し、未来の創生に大いに資するものである。

○第２回「アートを語ろう　～現代美術のリアルとファンタジー～」2021年10月27日（水）

人文社会科学部教授・宮坂　　朋

現代アートは、古代から続く芸術に続くものか？アートの語源はラテン語の *ars* で熟練技能を指す。この講義では、古代美術と現代アートに共通するものを掘り起こし、19世紀におけるアートの変化に言及

[1] 弘前大学人文社会科学部・教授

し、ポストモダン直前までのアートの見取り図についての概観を提示した。

規範としての古代美術を大別すると、「存在をとらえる」自然主義と「存在しない」ものを表現する抽象主義がある。印象派により、絵画は再現を離れ自律的な美しさへの追求の方向へ進み、抽象主義芸術が幕を開ける。次いでキュビズムにおいて写実主義は解体し、モノはどのように存在するかを分析的に表現する。一方、ダダは既存の価値観の破壊と否定の動きであり、連なるシュールレアリズムは作品の創造の原動力を意識ではなく無意識に求めた。このようにアートは熟練技能ではなく、意表を突く着想、社会批判、理想の追求などに存在意義を見出している。現代アートに立ち向かうには、自ら発見する姿勢が要求されるといえる。

第３回「ハラスメント問題を法的に考える」 2021 年 11 月 10 日（水）

弘前大学人文社会科学部助教・渋田　美羽

講義の理解に必要な労働法の基礎知識について簡単に説明し、近年注目されるトピックであり、誰しもが巻き込まれてしまう可能性のある「ハラスメント」の問題について、法的な視点から検討を行った。

具体的には、いわゆるセクハラと、パワハラに焦点を絞り、それぞれについて、労働法上の意義や、近年の立法の動向等を紹介・解説した。特に、日ごろ目にする報道で触れられるような典型的な行為だけでなく、より広く様々な行為がハラスメントに該当する可能性についての解説に力を入れた。そのうえで、セクハラ・パワハラについて、それぞれ架空の設例を立て、ある加害行為を行った労働者の責任、使用者（企業）の責任がどのように追及され、被害者が受けた損害がどのように回復されうるのかを検討した。設例の検討を通じて、身を守る術としての法知識を身に着けることに主眼を置いた講義ではあったが、法学を専門的に学ぶにあたって避けられない「裁判例を読み解く」ことにも挑戦した。

第４回「同じ様なことをしているはずなのに結果で違いが生まれるのはなぜ：戦略論的に考える」 2021 年 11 月 24 日（水）

弘前大学人文社会科学部准教授・髙島　克史

同じような製品・サービスを同じような価格で同じように宣伝広告し、同じような場所で売っているはずなのに、最終的な成果（利益・売上）でみると違いが生まれることがある。まずこのような現象が実際に生じていることを多様な事例をもとに確認をした。

次に、このような現象が生じる基礎的な理由の一端を紹介した。そこでは、ビジネスを考える順番を遵守することの必要性を説明した。その基本的順番は、「①市場を分類→②分類を踏まえて顧客を選択→③製品・サービス、価格や宣伝広告を検討」という流れである。特に、顧客を分類・選択する必要性については事例を用いて説明した。あわせて「顧客を分離選択せずに、万人に受けるような製品・サービスが必要」と考える危険性も説明した。





最後に、顧客に向き合うことからビジネスは始まる。だからこそ人間の本性をよく理解することが、最終的な成果につながることを説明した。

第５回 「仏像の調査と修理―地域文化資源を守る取り組み―」2021 年 12 月８日（水）

弘前大学人文社会科学部助教・佐々木あすか

近年、絵画や仏像などの有形文化財の修理に関する報道の機会も増えてきた。一方、文化財調査の具体的な方法などを広く伝える機会は比較的少ない。本講義では、文化財の調査と修理の具体的な方法や事例について、おもに仏像を例に取り上げた。調査については、その目的として、研究以外にも状態の確認や修理の事前調査として実施されることがあり、調査を契機として新たな価値づけがなされる場合があることを述べた。そして寸法の計測や写真撮影などを含む調査項目それぞれの意義、記録方法などを解説した。

修理については、特に日本の文化財で使用される素材の耐久性などから定期的な修理が必要であることを述べ、現在の基本的な修理の考え方とそれに基づく修理例を紹介した。文化財の調査や修理が、地域の文化資源を守り伝える取り組みのひとつとなることを解説した。

第６回 「地方都市の感染症対策行動」2021 年 12 月 22 日（水）

人文社会科学部准教授・日比野愛子

感染症対策は社会的に重要な課題の１つとなっている。今回の地域未来創生塾講義では、まず、そもそもなぜ感染症対策が難しいのかを社会心理学の観点から解説した。大きく、タイムラグ（時間の遅れ）の認知の困難、分断と偏見の発生、評価のジレンマ(どの対策が良かったのかが後にならないとわからない)といった点が対策を難しくしている。続いて、東京都と青森県で行った質問紙調査の結果を紹介した。多くの人は適切な予防行動をとっているものの、ごく一部の人々が極端な危険行動をとる非対称な構造があることが示唆されている。また、行動変容の程度は、使っている情報メディア等と関係していた。最後の質疑応答の時間では、地域における今回のコロナ禍の記録をどのように活かすか、どのような情報が必要か、あるいはどのような関係者同士のコミュニケーションが必要かについて有意義な意見交換を行うことができた。

３．お わ り に

今年度の講座では、考古学にはじまり、西洋考古学、労働法、経営管理、芸術史・日本美術史、民俗学、社会心理学、歴史学、社会学、会計学、地理情報科学など、さまざまな分野の目線から、この地域の課題だけでなく、地域の潜在力や地域資源の可能性などを再発見する貴重な場となった。このように地域の現状を多角的な目線で理解し、地域住民の皆さんと共有することは、今後の地域づくりのために大変重要な取り組みとなりうる。このような事業を継続することを通して、より多くの市民や学生が地域の実情を再認識できる場を拡げていきたい。


おもい想いの
未来を描こう
弘前大学人文社会科学部地域未来創生センター・弘前市立中央公民館
弘前大学との地域づくり連携事業
地域未来創生塾
@中央公民館
参加無料
お申込み不要
日程：令和3年10月13日（水）から令和4年2月24日（木）の
期間の第2および第4水曜日（全10回・第10回のみ第4木曜日）
時間：18：30～20：00
対象：弘前市および近隣にお住まいの高校生・一般の方
今年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のために基本的にZoomによるオンライン授業の
形式で行います。また、ヒロロ3階多世代交流室2にてパブリックビューイングも実施いたします。
zoom
［ミーティングID］248 186 4809
［パスワード］393198
QRコードで
参加▷
パブリックビューイング会場：ヒロロ3階多世代交流室2 ※第1回のみヒロロ4階弘前市民文化交流館ホール（弘前市駅前町9-20）
※全10回のうち6回ご参加の方には修了証を授与します。最新情報については、チラシ配布および地域未来創生センターホームページに掲載します。
主催：弘前大学人文社会科学部地域未来創生センター　共催：弘前市教育委員会（中央公民館）　後援：弘前市・東奥日報社・陸奥新報社
お問合せ
弘前大学人文社会科学部地域未来創生センター　☎0172-39-3198（平日9：15～17：00）
〒036-8560 青森県弘前市文京町1　E-mail irrc@hirosaki-u.ac.jp　URL http://human.cc.hirosaki-u.ac.jp/irrc/

弘前大学人文社会科学部地域未来創生センター・弘前市立中央公民館　弘前大学との地域づくり連携事業

「地域未来創生塾@中央公民館」

目　的

「持続的で豊かな地域創造」をテーマに全10回の講座を開催いたします。具体的には、人口減少にともなう様々な地域課題の対策や地域文化資源の有効利用策・地域の防災・減災などを模索するために、地域のみなさまと弘前大学人文社会科学部の教員が、講義形式で学びを深めます。関心あるテーマのみのご参加も大歓迎です。



年間計画

第1回	令和3年10月13日(水)	文化財の価値を引き出し活かす	講師：人文社会科学部教授　関根達人（専門：考古学） 内容：令和3年度、弘前市では久渡寺の円山応挙筆「返魂香之図」と山観音門院本堂が新たに文化財に指定されました。前者は国内唯一の応挙真筆の「幽霊画」です。どちらも指定に前後して行われた調査で、今後の活用の方向性につながる新たな発見がありました。文化財による地域創生についてお話しします。
第2回	令和3年10月27日(水)	現代アートで街づくり -アートを語ろう!-	講師：人文社会科学部教授　宮坂 敬（専門：西洋考古学） 内容：青森県では、現代アートで街づくりが進んでいます。興味深い現代アートですが、どのように鑑賞したらいいのでしょうか？古代から続く美術と関係があるのか？アート作品をより深く理解するための第1章です。
第3回	令和3年11月10日(水)	ハラスメント問題を法的に考える	講師：人文社会科学部助教　渋田美羽（専門：労働法） 内容：近年ますます注目される職場における「ハラスメント」問題。誰しもがその被害者、加害者になる可能性を秘めています。自身や家族、友人をハラスメントから守るために、加害者にならないために、立法の状況や裁判例の動向を踏まえつつ、ハラスメント問題を法的な視点から考えてみましょう。
第4回	令和3年11月24日(水)	同じ様なことをしているはずなのに結果で違いが生まれるのはなぜ：戦略論的に考える	講師：人文社会科学部教授　高島克史（専門：経営管理論） 内容：同じような製品を製造販売しているにもかかわらず、成果では違いが生まれるという現象は様々な業界で観ることができます。本講義では、同じようなことをしているのに成果では違いが生まれるのはなぜか、このような違いを生む原因は何か、経営学（経営戦略論）の知見をもとに考えてみたいと思います。
第5回	令和3年12月 8日(水)	仏像の調査と修理 -地域文化資源を守る取り組み-	講師：人文社会科学部助教　佐々木あすか（専門：芸術史、日本美術史） 内容：近年、仏像や絵画といった文化財の修理について、新聞などで紹介される機会も増えてきました。また、さまざまな目的でおこなわれる文化財の調査は、どのような役割を持っているのでしょうか。仏像の調査や修理の事例を紹介することで、地域の文化資源をどのように守り伝えていくのか考えてみたいと思います。
第6回	令和3年12月22日(水)	地方都市の感染症対策行動	講師：人文社会科学部准教授　日比野愛子（専門：社会心理学） 内容：感染症対策は、今後地域社会の重要な課題となりそうです。しかし大都市圏と地方では人々の危機感や行動変容の性質も異なると考えられます。2020年12月に青森県と東京都で行った感染症行動に関する質問紙調査の結果から、感染症問題にしなやかに耐えるヒントを見つけたいと思います。
第7回	令和4年 1月12日(水)	新しいメディアとのつき合い方 -歴史学から考える-	講師：人文社会科学部助教　永本哲也（専門：歴史学） 内容：現代は、インターネットやSNSなど新しいメディアが次々と生まれる時代です。こうした急激なメディア環境の変化にどう対応すれば良いのでしょうか？人類史最大級のメディア革命を引きおこした活版印刷術を、16世紀ヨーロッパの人びとがいかに活用したかを知ることで、新しいメディアとのつき合い方を考えてみます。
第8回	令和4年 1月26日(水)	若者の恋愛・性行動 -少子化の要因を根源から考える-	講師：人文社会科学部教授　羽渕一代（専門：社会学） 内容：日本の人口減少と関わる少子化はこれまで様々な要因が指摘されてきました。これらの指摘から20年は上経過していますが、有効な対策はありませんでした。それは当事が性行動（それに伴う恋愛や結婚）というプライベートな問題と直接関わっているからです。あらためて、日本の若者の性行動や恋愛について社会学的に検証してみたいと思います。
第9回	令和4年 2月 9日(水)	企業活動と環境問題	講師：人文社会科学部准教授　内藤周子（専門：会計学） 内容：企業は、社会的責任を担う一方で、ビジネスを通じて社会課題の解決に貢献できる側面もあります。企業のサステイナビリティにかかわる活動の情報は中長期的な視点で企業価値を評価する際に役立つとされています。企業活動の情報開示と環境問題についてお話します。
第10回	令和4年 2月24日(木)	フリーソフト、オープンデータを用いた弘前市の現状分析の事例紹介	講師：人文社会科学部教授　櫃山 雅（専門：地理情報科学） 内容：近年、地域の現状を分析・可視化することができ、かつ、金銭的なコストを一切伴うことなく利用可能なソフトウェアやデータが非常に充実してきています。この講義では、学生たちがそうしたソフトウェアやデータを活用し、弘前市の現状を分析した事例を紹介します。



お問い合わせ　弘前大学人文社会科学部地域未来創生センター
〒036-8560 青森県弘前市文京町1　TEL 0172-39-3198（平日9:15~17:00）
E-mail irrc@hirosaki-u.ac.jp　URL http://human.cc.hirosaki-u.ac.jp/irrc/



弘前

弘大「地域未来創生塾」が開講

知の力で地域よりよく

幅広い分野 受講は無料

弘前大学人文社会科学部地域未来創生センターと弘前市立中央公民館の「地域未来創生塾@中央公民館」が13日、開講した。弘大の教員を講師陣に、来年2月までの第2、第4水曜日（10日目のみ第4木曜日）、歴史やアート、法律、社会学、経営学など幅広い分野の講義が計10回、無料で受講できる。

「持続的で豊かな地域創造」をテーマに、弘大の知の力で、人口減少に伴うさまざまな地域課題への対策や地域文化資源の有効利用策などを探る。

初回はヒロロ内の弘前市民文化交流館ホールで行い、同学部の関根達人教授（考古学）が「文化財の価値を引き出し活かす」と題して講演。本年度弘前市が文化財指定した、久渡寺蔵の円山派筆「遊魂香之図」と山観音開閉本堂について説明した。

関根教授はこのうち「遊魂香之図」について、絵画の専門家の鑑定、市内の蔦石の調査結果、史実の時系列などがぴったりとかみ合ったことで、国内唯一の応挙作の幽霊画であることが確かめられた経緯を詳しく解説。

「学際的研究で絵の価値が大きく高まった珍しい事例」と述べ、「文化財は住民の共同財産で地域の活力の源。普段見慣れているものでも調査研究次第で大きな価値を引き出し、生かすことができる」と指摘した。

第2回以降はビデオ会議システム「Zoom（ズーム）」によるオンライン形式（ミーティングID・2481864809、パスワード・393198）と、ヒロロ3階多世代交流室2でのパブリックビューイングで行う。申し込み不要で参加無料。6回以上の参加者には修了証が授与される。問い合わせは同センター（電話0172(39)3198）へ。（外崎美明）

遊魂香之図と山観音開閉本堂が文化財に指定された経緯について語る関根教授

地域未来創生塾2回目以降の予定		
10月27日	陶でアートで町づくり　アートを語ろう！	宮坂朋准教授
11月10日	ハラスメント問題を合理的に考える	井田奈穂助教
24日	同じ様なことをしているはずなのに結果で違いが生まれるのはなぜ：戦略論的に考える	高橋克文准教授
12月8日	仏像の調査と修理　地域文化資源を守る取り組み	佐々木あずか助教
22日	地方都市の感染症対策行動	日比野愛子准教授
1月12日	新しいメディアとのつき合い方　歴史学から考える	永本哲也助教
26日	若者の恋愛・性行動　少子化の原因を根源から考える	宮脇一代教授
2月9日	企業活動と環境問題	内藤尚子准教授
24日	フリーソフト、オープンデータを用いた弘前市の現状分析の事例紹介	横山篤教授

この画像は当該ページに限って東奥日報社が利用を許諾したものです。
転載は固くお断りします。

Ⅶ 資　料　編

私たちがお手伝いできること（地域との連携可能なテーマ）

この度、地域未来創生センターの構成員がお手伝いできるテーマをまとめました。
地域の皆様の活動に関するご相談など、ぜひ地域未来創生センターまでお問合せください。

杉山　祐子	社会調査、生活文化調査
	食文化と地域産品
宮坂　　朋	イタリアの世界遺産と文化財行政
	地中海世界の文化・美術に関すること
山田　嚴子	民俗調査報告書の作成
関根　達人	文化財の調査・保存・活用に関すること
上條　信彦	有形文化財の保存・活用
	身のまわりにある古いものに関する分析
李　　梁	地域の歴史文化、伝統産業の掘り起しと再活用、地域における歴史的、文化的景観の再評価
	国際化時代における地域の備えとその展望
今井　正浩	古典ギリシア語・ラテン語に関するもの
	西洋古典古代の歴史文化全般に関するもの
原　　克昭	宗教文芸を中心とする古典籍資料調査および報告書作成
泉谷　安規	ヨーロッパ、とくにフランスと北東北や青森との歴史的・文化的関連性について
	日本語の中のフランス語
尾崎名津子	地方メディアと文化の関わり
	青森県ゆかりの作家・文筆家について
畑中　杏美	英語コミュニケーション
熊野真規子	外国語教育（フランス語教育、複言語複文化教育）、言語教育政策、まちづくり、教育ツーリズム
小野寺　進	英語コミュニケーション
荷見　守義	中国史や現代中国事情に関すること
林　　明	北東北とインド・スリランカ
中村　武司	近代弘前と西洋文化との関係（軍隊、協会など）
亀谷　　学	北東北とイスラーム
大橋　忠宏	弘前を含む津軽地方における持続可能な公共交通サービスの設計
	中心市街地活性化のためのシームレスな交通サービスの設計
内海　　淳	自治体の防災マニュアルなどの文書の作成・管理技術の改善
羽渕　一代	若者の社会参加に関わる知識提供
	メディア文化に関する知識提供
	少子化対策に関わる調査研究・データと知識の提供
増山　　篤	買い物、通院、介護、通勤・通学などに関する地理的公平性や施設配置の評価
日比野愛子	地域に根差したテクノロジーの調査
	ゲーミング・シミュレーションの作成・実施
花田　真一	データに関連するものならそこそこ
古村健太郎	社会心理学を枠組みとした調査や実験，心理教育などの企画立案，効果測定への助言
保田　宗良	ドラッグストアのマーケティング戦略
	調剤薬局のビジネスモデル構築
森　　樹男	新商品開発
	観光人材育成
熊田　　憲	地域イノベーションの研究、イノベーション人材の育成
髙島　克史	地域企業の経営課題解決事業
内藤　周子	地方自治体における会計・ディスクロージャーに関する研究
	農業会計に関する研究

大倉　邦夫	CSR（企業の社会的責任）経営
	ソーシャル・ビジネスの経営
細矢　浩志	地方発の「再生可能エネルギー」事業の可能性について
	地域創生に資する「産業・経済振興」のあり方について （人口増・定住に寄与する雇用創出型地域振興モデルの構築・政策提言など）
黄　　孝春	自然栽培の推進と地域の活性化
	りんごの高密植栽培
李　　永俊	人口減少対策に関する調査・研究
	人口移動、流出防止策、UJI ターン者の支援策などに関する調査・研究
	地域循環経済や地域活性化に関する調査・研究
	災害復興、防災、減災などに関する調査・研究、教育プログラム開発など
福田　進治	地域エネルギー事業に関する問題
	核燃料サイクル施設をめぐる問題
	消費者教育の推進に関する問題
飯島　裕胤	長期資産形成に関わる経済理論の提供
	行動経済学の知見に基づいた健康政策
	空き家政策
小谷田文彦	地域政策の経済分析
金目　哲郎	自治体財政の現状と課題
桑波田浩之	企業・個人のデータの統計的分析
	企業の海外進出・地域活性化に関する経済学視点からの研究・教育
平野　　潔	法教育に関する教材作成、とくに模擬裁判のシナリオ作りなど
	裁判員制度や刑事司法に関すること全般
児山　正史	地方自治体の計画・評価
長谷河亜希子	独占禁止法やフランチャイズ契約が関連する諸問題
近藤　　史	アフリカを身近に感じ、より深く理解するための講演会、写真展、ワークショップ
	地域の生業や暮らし・食文化、環境の利用・保全を題材にした調査研究、学生との交流、まちづくり
白石壮一郎	地域間人口移動に関わる質的社会調査
	地域の交流拠点的な場の形成に関わる質的社会調査
吉村　顕真	民法上の諸問題

令和３年度　年間スケジュール

主催事業

開催日	事業名	場所	講師	連携団体	時間	担当（敬称略）
2021.9.26	2021年度　深浦円覚寺古典籍保存調査プロジェクト成果報告会/弘前大学深浦エコサテライトキャンパス　令和3年度特別公開講座「寺院資料調査から地域文化振興を考える―深浦円覚寺古典籍聖教の県重宝指定によせて―」	オンライン開催	阿部泰郎 先生 名古屋大学名誉教授・龍谷大学文学部教授　ほか	（後援）弘前市，東奥日報社，陸奥新報社	13:00 ～ 16:30	原
2021.10.13	第1回地域未来創生塾@中央公民館 「文化財の価値を引き出し活かす」	ヒロロ3階 多世代交流室2	関根 達人	（共催）弘前市教育委員会 （後援）弘前市，東奥日報社，陸奥新報社	18:30 ～ 20:00	関根
2021.10.27	第2回地域未来創生塾@中央公民館 「現代アートで街づくり～アートを語ろう！～」	ヒロロ3階 多世代交流室2	宮坂　朋	（共催）弘前市教育委員会 （後援）弘前市，東奥日報社，陸奥新報社	18:30 ～ 20:00	宮坂
2021.11.3	国際公開講座2021「日本を知り、世界を知る」過去と向き合う人文学―その未来を見通す力―	オンライン開催・ 弘前大学創立50周年記念会館2階	片岡 太郎　ほか	（後援）弘前市， 東奥日報社，陸奥新報社	13:00 ～ 16:10	尾崎
2021.11.6	シンポジウム「裁判員制度を伝える」	オンライン開催・ 多目的ホール	飯　考行先生 専修大学　ほか	－	14:00 ～ 17:30	平野
2021.11.10	第3回地域未来創生塾@中央公民館 「ハラスメント問題を法的に考える」	ヒロロ3階 多世代交流室2	渋田 美羽	（共催）弘前市教育委員会 （後援）弘前市，東奥日報社，陸奥新報社	18:30 ～ 20:00	渋田
2021.11.21	2021年度旧弘前藩藩校稽古館資料調査報告会	弘前大学人文社会科学部 多目的ホール	土田 健次郎先生 早稲田大学 名誉教授	（後援）弘前市，東奥日報社，陸奥新報社	13:30 ～ 17:00	原
2021.11.23	シンポジウム 「COVID-19で若者の地域間移動性向は変わるのか」	オンライン開催	Urszula Ala-Karvia，ヘルシンキ大学　ほか	－	16:00 ～ 19:20	李
2021.11.24	第4回地域未来創生塾@中央公民館 「同じ様なことをしているはずなのに結果で違いが生まれるのはなぜ：戦略論的に考える」	ヒロロ3階 多世代交流室2	髙島 克史	（共催）弘前市教育委員会 （後援）弘前市，東奥日報社，陸奥新報社	18:30 ～ 20:00	髙島
2021.12.8	第5回地域未来創生塾@中央公民館 「仏像の調査と修理―地域文化資源を守る取り組み―」	ヒロロ3階 多世代交流室2	佐々木 あすか	（共催）弘前市教育委員会 （後援）弘前市，東奥日報社，陸奥新報社	18:30 ～ 20:00	佐々木
2021.12.22	第6回地域未来創生塾@中央公民館 「地方都市の感染症対策行動」	ヒロロ3階 多世代交流室2	日比野 愛子	（共催）弘前市教育委員会 （後援）弘前市，東奥日報社，陸奥新報社	18:30 ～ 20:00	日比野
2022.1.12	第7回地域未来創生塾@中央公民館 「新しいメディアとのつき合い方－歴史学から考える」	ヒロロ3階 多世代交流室2	永本 哲也	（共催）弘前市教育委員会 （後援）弘前市，東奥日報社，陸奥新報社	18:30 ～ 20:00	永本
2022.1.26	第8回地域未来創生塾@中央公民館 「若者の恋愛・性行動―少子化の要因を根源から考える―」	オンライン開催	羽渕 一代	（共催）弘前市教育委員会 （後援）弘前市，東奥日報社，陸奥新報社	18:30 ～ 20:00	羽渕
2022.2.5	フォーラム「自然栽培を学問する」	オンライン開催	木村 秋則 氏 木村興農社　ほか	－	14:00 ～ 17:20	黄
2022.2.9	第9回地域未来創生塾@中央公民館 「企業活動と環境問題」	オンライン開催	内藤 周子	（共催）弘前市教育委員会 （後援）弘前市，東奥日報社，陸奥新報社	18:30 ～ 20:00	内藤
2022.2.24	第10回地域未来創生塾@中央公民館 「フリーソフト、オープンデータを用いた弘前市の現状分析の事例紹介」	オンライン開催	増山　篤	（共催）弘前市教育委員会 （後援）弘前市，東奥日報社，陸奥新報社	18:30 ～ 20:00	増山

弘前大学大学院人文社会科学研究科〈修士課程〉のご案内

○弘前大学は人文社会科学領域の研究に取り組む方のために、大学院人文社会科学研究科〈修士課程〉を設置し、毎年度学生を募集しています。専攻・コースは、以下の通りです。

弘前大学大学院人文社会科学研究科〈修士課程〉 【学位：修士（人文社会科学）、Master of Humanities and Social Sciences】		
人文社会科学専攻		
文化芸術コース	現代共生コース	政策科学コース
文化財論分野	言語科学分野	経済・統計分析分野
日本語・日本文学分野	歴史地域学分野	政策評価分野
思想・芸術科学分野	国際地域論分野	会計情報分野
	現代法政論分野	

○働きながら学ぶ社会人の方の研究を支援する制度を設置しています。

【社会人特別選抜】 入学試験では口述試験を重視し、社会人としての意欲と経験を評価します。

【教育方法の特例措置】 夜間（18時00分～21時10分）または土曜日の開講も可能です。

【長期履修制度】 ２年分の授業料で最長４年かけて研究に取り組むことができます。

【個別課題報告書】 修士論文の代わりに仕事や社会活動に関連する報告書で学位を取得できます。

○人文社会科学研究科〈市民カレッジ〉を開講しています。2022年度は、10の専門分野からなる専門科目16科目（前期９科目・後期７科目）を開講します。

文京町キャンパスで、大学院の授業科目を正規の大学院生と一緒に受講していただく形になります。受講科目の成績は大学院入学後、正規の単位に振り返ることができます。受講資格は４年制大学卒業または同等の学力を有する方、受講料は１科目11,500円となります。詳しくはホームページ(下記)をご覧下さい。

［ホームページ］人文社会科学研究科
https://human.hirosaki-u.ac.jp/graduate/

［お問い合わせ］入試関係：学務部入試課　TEL 0172-39-3973･3193
学務関係：人文・地域研究科教務グループ　TEL 0172-39-3941

平成 26 年度より発刊して参りました『地域未来創生センタージャーナル』ですが、平成 30 年度に ISSN を取得した関係で号数が付されることになり、それに伴いまして、これまでに発刊したものにつきましても号数を付しました。バックナンバーの号数に関しましては、以下の対照表をご参照ください。

平成26年度　地域未来創生センタージャーナル	第１号
平成27年度　地域未来創生センタージャーナル	第２号
平成28年度　地域未来創生センタージャーナル	第３号
平成29年度　地域未来創生センタージャーナル	第４号

なお、これまで発刊した『地域未来創生センタージャーナル』に関しましては、ISSNは未取得ではありますが、下記HPで閲覧可能です。（弘前大学人文社会科学部HPへつながります）

https://human.hirosaki-u.ac.jp/

令和３年度
弘前大学特定プロジェクト教育研究センター

地域未来創生センタージャーナル
第８号

2022年２月
編集・発行

弘前大学人文社会科学部地域未来創生センター
〒036-8560　青森県弘前市文京町１
電話　0172 - 39 - 3198
Email : irrc@hirosaki-u.ac.jp
https://human.hirosaki-u.ac.jp/

ISSN 2434-1517

令和3年度

地域未来創生センタージャーナル　第8号

2022年2月